

平成30年度 建設工事積算基準 一部改定・訂正一覧表

H31.4.26

通知日	種別 改定 訂正	基準書該当箇所			変更情報	
		種別 本編 別冊	基準書 ページ	章・節・項等の名称	変更内容	対照表 ページ
H30.10.31	訂正	別冊	III-3-②-21	第3章砂防工 ②-4 残存型枠工	諸雑費率の訂正	1
H31.3.29	改定	本編	VI-1	第1章 土木工事標準単価 ①-1 区画線工【溶剤型ベイト式（手動式）】	市場単価方式から標準単価方式へ改定	2～4
H31.3.29	改定	本編	11-15	第4章 就業時間別の船員供用日数	船員供用係数の改定	5
H31.3.29	改定	本編	13-11	第1章 総則 [3] 独自基準 ②工事費の積算	現場管理費率の改定	6
H31.3.29	訂正	本編	I-1-①-1	第1章 総則 ①基準の適用等	語句の訂正	7
H31.3.29	訂正	本編	I-2-②-1	第2章 工事費の積算 ② 間接工事費 2.共通仮設費	記載の削除	7
H31.3.29	訂正	本編	I-14-③-1	第14章 その他 ③工期日数及び水替日数	語句の明確化	8
H31.3.29	訂正	本編	II-20	第5章 仮設工 [2] 運用基準 ④-1 土工用防護柵	記載の削除	8
H31.4.26	改定	本編	I-2-②-37	第2章 工事費の積算 ② 間接工事費 3.現場管理費	現場管理費率の改定	9
H31.4.26	改定	本編	I-2-②-38	第2章 工事費の積算 ② 間接工事費 3.現場管理費	現場管理費率の改定	10～12
H31.4.26	改定	本編		第12編 空港 [1] 適用する基準	現場管理費率の改定	13
H31.4.26	改定	本編	11-1	[1]適用する基準	現場管理費率の改定	14～15
H31.4.26	改定	本編	11-3	[1]適用基準	現場管理費率の改定	16～17
H31.4.26	改定	本編	13-3	第1章 ② 工事費の積算 2. 間接工事費の積算 1)共通仮設費	補正係数の設定に関する追記	18
H31.4.26	改定	本編	13-6	第1章 ② 工事費の積算 2. 間接工事費の積算 1)共通仮設費	率の対象項目の追記	19
H31.4.26	改定	本編	13-8	第1章 ② 工事費の積算 2. 間接工事費の積算 1)共通仮設費	共通仮設費率の改定	20
H31.4.26	改定	本編	13-9	第1章 ② 工事費の積算 2. 間接工事費の積算 1)共通仮設費	共通仮設費率の改定	21
H31.4.26	改定	本編	13-11	第1章 ② 工事費の積算 2. 間接工事費の積算 2)現場管理費	補正係数の設定に関する追記 現場管理費率の改定	22
H31.4.26	改定	本編	13-12(1)	第1章 ② 工事費の積算 2. 間接工事費の積算 2)現場管理費	現場管理費率の改定 記載の明確化	23
H31.4.26	改定	本編	13-12(2)	第1章 ② 工事費の積算 2. 間接工事費の積算 2)現場管理費	現場管理費率の改定 記載の明確化	24～25
H31.4.26	改定	本編	14-9	1 森林整備保全事業設計積算要領 [3] 独自基準 ② 工事費の積算	現場管理費率の改定	26～27

平成30年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】平成30年10月31日

ページ	誤	正																																																																
<p>P.Ⅲ-3-②-21 第3章砂防工 ②-4 残存型枠工</p>	<p>4. 施工歩掛 4-1 残存型枠工及び残存化粧型枠工歩掛 残存型枠及び残存化粧型枠の加工，組立・設置にかかる施工歩掛は，次表を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表4.1 施工歩掛 (100㎡当り)</p> <table border="1" data-bbox="789 590 1469 877"> <thead> <tr> <th rowspan="3">名 称</th> <th rowspan="3">単 位</th> <th colspan="2">型枠材1枚当りの質量</th> </tr> <tr> <th>残存型枠</th> <th>残存化粧型枠</th> </tr> <tr> <th>60 kg以下</th> <th>110 kg以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土 木 一 般 世 話 役</td> <td>人</td> <td>2.0</td> <td>2.1</td> </tr> <tr> <td>型 枠 組 立 工</td> <td>人</td> <td>4.8</td> <td>4.8</td> </tr> <tr> <td>普 通 作 業 員</td> <td>人</td> <td>3.3</td> <td>3.7</td> </tr> <tr> <td>溶 接 工</td> <td>人</td> <td>2.3</td> <td>2.5</td> </tr> <tr> <td>ラフテレーンクレーン運転</td> <td>日</td> <td>1.7</td> <td>1.9</td> </tr> <tr> <td>諸 雑 費 率</td> <td>%</td> <td>15</td> <td>16</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 残存化粧型枠は意匠を目的とした平面・凹凸面の型枠材に適用する。 2. 上記歩掛は，水抜きパイプの設置を含むものであるが，水抜きパイプの有無にかかわらず適用出来る。水抜きパイプ材料は，必要量を別途計上する。 3. 上記歩掛は，半径10m以下の円形部分には適用しない。 4. 諸雑費は，組立支持材及び電気溶接機，コンクリートカッタ，インパクトレンチ，電気</p>	名 称	単 位	型枠材1枚当りの質量		残存型枠	残存化粧型枠	60 kg以下	110 kg以下	土 木 一 般 世 話 役	人	2.0	2.1	型 枠 組 立 工	人	4.8	4.8	普 通 作 業 員	人	3.3	3.7	溶 接 工	人	2.3	2.5	ラフテレーンクレーン運転	日	1.7	1.9	諸 雑 費 率	%	15	16	<p>4. 施工歩掛 4-1 残存型枠工及び残存化粧型枠工歩掛 残存型枠及び残存化粧型枠の加工，組立・設置にかかる施工歩掛は，次表を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表4.1 施工歩掛 (100㎡当り)</p> <table border="1" data-bbox="1902 590 2582 877"> <thead> <tr> <th rowspan="3">名 称</th> <th rowspan="3">単 位</th> <th colspan="2">型枠材1枚当りの質量</th> </tr> <tr> <th>残存型枠</th> <th>残存化粧型枠</th> </tr> <tr> <th>60 kg以下</th> <th>110 kg以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土 木 一 般 世 話 役</td> <td>人</td> <td>2.0</td> <td>2.1</td> </tr> <tr> <td>型 枠 組 立 工</td> <td>人</td> <td>4.8</td> <td>4.8</td> </tr> <tr> <td>普 通 作 業 員</td> <td>人</td> <td>3.3</td> <td>3.7</td> </tr> <tr> <td>溶 接 工</td> <td>人</td> <td>2.3</td> <td>2.5</td> </tr> <tr> <td>ラフテレーンクレーン運転</td> <td>日</td> <td>1.7</td> <td>1.9</td> </tr> <tr> <td>諸 雑 費 率</td> <td>%</td> <td>16</td> <td>16</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 残存化粧型枠は意匠を目的とした平面・凹凸面の型枠材に適用する。 2. 上記歩掛は，水抜きパイプの設置を含むものであるが，水抜きパイプの有無にかかわらず適用出来る。水抜きパイプ材料は，必要量を別途計上する。 3. 上記歩掛は，半径10m以下の円形部分には適用しない。 4. 諸雑費は，組立支持材及び電気溶接機，コンクリートカッタ，インパクトレンチ，電気</p>	名 称	単 位	型枠材1枚当りの質量		残存型枠	残存化粧型枠	60 kg以下	110 kg以下	土 木 一 般 世 話 役	人	2.0	2.1	型 枠 組 立 工	人	4.8	4.8	普 通 作 業 員	人	3.3	3.7	溶 接 工	人	2.3	2.5	ラフテレーンクレーン運転	日	1.7	1.9	諸 雑 費 率	%	16	16
名 称	単 位			型枠材1枚当りの質量																																																														
				残存型枠	残存化粧型枠																																																													
		60 kg以下	110 kg以下																																																															
土 木 一 般 世 話 役	人	2.0	2.1																																																															
型 枠 組 立 工	人	4.8	4.8																																																															
普 通 作 業 員	人	3.3	3.7																																																															
溶 接 工	人	2.3	2.5																																																															
ラフテレーンクレーン運転	日	1.7	1.9																																																															
諸 雑 費 率	%	15	16																																																															
名 称	単 位	型枠材1枚当りの質量																																																																
		残存型枠	残存化粧型枠																																																															
		60 kg以下	110 kg以下																																																															
土 木 一 般 世 話 役	人	2.0	2.1																																																															
型 枠 組 立 工	人	4.8	4.8																																																															
普 通 作 業 員	人	3.3	3.7																																																															
溶 接 工	人	2.3	2.5																																																															
ラフテレーンクレーン運転	日	1.7	1.9																																																															
諸 雑 費 率	%	16	16																																																															

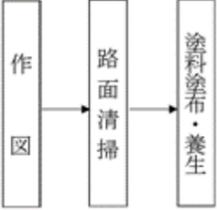
平成30年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】平成31年3月29日

ページ	改定前（平成31年3月31日まで適用）	改定後（平成31年4月1日以降適用）
<p>P.VI-1 第1章土木工事標準歩掛 ①-1 区画線工【溶剤型ペイント式（手動式）】</p>	<p>①-1 区画線工【溶剤型ペイント式（手動式）】</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>1-1 標準単価が適用出来る範囲</p> <p>(1) 道路に設置する区画線のうち、車載式の施工が困難な場合に限り適用する。</p> <p>1-2 標準単価が適用出来ない範囲</p> <p>(1) 特別調査等別途考慮するもの。</p> <p>1) 隠岐地区において施工する場合。</p> <p>2) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。</p> <p>3) バイパス新設など未供用区間の区画線の場合。</p> <p>4) その他、規格・仕様等が適合しない場合。</p>	<p><u>(平成31年3月31日まで適用)</u></p> <p>①-1 区画線工【溶剤型ペイント式（手動式）】</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>1-1 標準単価が適用出来る範囲</p> <p>(1) 道路に設置する区画線のうち、車載式の施工が困難な場合に限り適用する。</p> <p>1-2 標準単価が適用出来ない範囲</p> <p>(1) 特別調査等別途考慮するもの。</p> <p>1) 隠岐地区において施工する場合。</p> <p>2) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。</p> <p>3) バイパス新設など未供用区間の区画線の場合。</p> <p>4) その他、規格・仕様等が適合しない場合。</p>

平成30年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】平成31年3月29日

ページ	改定前（平成31年3月31日まで適用）	改定後（平成31年4月1日以降適用）																													
<p>P.VI-3(2) 第1章土木工事標準歩掛 ①-1 区画線工【溶剤型ペイント式（手動式）】</p>	<p>なし</p>	<p>(平成31年4月1日以降適用)</p> <p>①-1 区画線工【溶剤型ペイント式(手動式)】</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>1-1 標準単価が適用出来る範囲</p> <p>(1) 道路に設置する区画線のうち、車載式の施工が困難な場合に限り適用する。</p> <p>(2) 舗装の種類に関係なく適用できる。</p> <p>1-2 標準単価が適用出来ない範囲</p> <p>(1) 特別調査等別途考慮するもの。</p> <p>1) 隠蔽地区において施工する場合。</p> <p>2) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。</p> <p>3) バイパス新設など未供用区間の区画線の場合。</p> <p>4) その他、規格・仕様等が適合しない場合。</p> <p>2. 標準単価の設定</p> <p>2-1 標準単価の構成と範囲</p> <p>標準単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。</p> <table border="1" data-bbox="1863 930 2220 1140"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">標準単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区 画 線 設 置 (ペイント式)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×※</td> </tr> </tbody> </table>  <p>(注) 1. 単価には雑器具の費用を含む。</p> <p>2. 交通誘導警備員を必要とする場合は、別途計上する。</p> <p>3. 積算システムのコード内において、材料単価を考慮しているため、別途計上する必要はない。</p> <p>2-2 標準単価の規格・仕様</p> <p>区画線工の標準単価の規格・仕様、日当たり標準施工量は、下表のとおりである。</p> <p>表-1 区画線設置（ペイント式・手動式）</p> <table border="1" data-bbox="2012 1423 2525 1623"> <thead> <tr> <th rowspan="2">規格・仕様</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">日当たり標準施工量</th> </tr> <tr> <th>単位</th> <th>供用区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">溶剤型 (加熱式)</td> <td rowspan="2">実線</td> <td>15cm</td> <td>m</td> <td>972</td> </tr> <tr> <td>15cm</td> <td>m</td> <td>827</td> </tr> <tr> <td>破線</td> <td>30cm</td> <td>m</td> <td>415</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 線色は白色又は黄色とする。</p> <p>2. 破線は塗布延長とする。</p> <p>2-4 直接工事費の算出</p> <p>直接工事費＝設計単価（注1）×設計数量＋材料費（注2）</p> <p>（注1）設計単価＝標準単価（機械・労務）</p> <p>（注2）材料費＝主材料単価×使用数量×（1＋材料諸雑費率）</p> <p>※主材料は塗料、ガラスビーズ、プライマー、燃料である。</p> <p>※材料諸雑費は、プロパンガス、希釈剤等の費用であり、材料諸雑費率は0.03とする。</p>	工 種	標準単価			機	労	材	区 画 線 設 置 (ペイント式)	○	○	×※	規格・仕様	単位	日当たり標準施工量		単位	供用区間	溶剤型 (加熱式)	実線	15cm	m	972	15cm	m	827	破線	30cm	m	415
工 種	標準単価																														
	機	労	材																												
区 画 線 設 置 (ペイント式)	○	○	×※																												
規格・仕様	単位	日当たり標準施工量																													
		単位	供用区間																												
溶剤型 (加熱式)	実線	15cm	m	972																											
		15cm	m	827																											
	破線	30cm	m	415																											

平成30年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】平成31年3月29日

ページ	改定前（平成31年3月31日まで適用）	改定後（平成31年4月1日以降適用）																																																
<p>P.VI-3(3) 第1章土木工事標準歩掛 ①-1 区画線工【溶剤型ペイント式（手動式）】</p>	なし	<p><施工規模が日当たり標準施工量に満たない場合></p> <p>1) 1日未満で完了する場合（施工規模が日当たり標準施工量に満たない場合）は、「第1編第12章1日未満で完了する作業の積算」に準ずることとする。 溶融式・手動、ペイント式・車載式、ペイント式・手動式、区画線消去（筒取り式）については、一連の作業として判定する。</p> <p>2) ペイント式（手動式）で、表層の完了待ちなどの工程調整により、1日当たりの実施工量が日当たり標準施工量に満たない場合については、1日当たりの実施工量で判定する。</p> <p>3. 適用にあたっての留意事項 標準単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。</p> <p>(1) 区画線設置作業における供用区間及び未供用区間の取扱い等は、下表のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">表-2 施工場所区分</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区 分</th> <th style="width: 90%;">工 事 種 別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">供 用 区 間</td> <td>維持修繕工事：維持修繕工事に伴う区画線工事</td> </tr> <tr> <td>現道拡幅工事等：現道拡幅工事に伴う区画線工事</td> </tr> <tr> <td>交通安全工事（1種）：交差点改良、停車帯等の交通安全工事（1種）に伴う区画線工事</td> </tr> <tr> <td>交通安全工事（2種）：現道の区画線の補修工事</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">未 供 用 区 間</td> <td>バイパス工事等：バイパス新設など未供用区間の区画線工事</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 仮区画線を施工する場合、区画線工と規格・仕様が同じであれば、適用出来る。 (3) 歩道部、駐車場に区画線を設置する場合、区画線工と規格・仕様が同じであれば、適用出来る。 (4) コンクリート舗装に区画線を設置する場合、区画線工と規格・仕様が同じであれば、適用出来る。 (5) 随意契約による調整を行う追加工事の取扱い等は、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。</p> <p>【参考資料】</p> <p style="text-align: center;">表-3 区画線工で使用する一般的な材料仕様</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">規格・仕様（同等以上）</th> <th style="width: 30%;">種 別</th> <th style="width: 40%;">施工方式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JIS K 5665 2種 A</td> <td>トラフィックペイント加熱型</td> <td>ペイント式水性型</td> </tr> <tr> <td>JIS K 5665 2種 B</td> <td></td> <td>ペイント式溶剤型</td> </tr> <tr> <td>JIS R 3301</td> <td>ガラスビーズ</td> <td>各方式に合わせて使用</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">表-4 ペイント式（手動式）の標準的な材料使用量 (1,000m 当たり)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;">名 称</th> <th rowspan="2" style="width: 15%;">区 分</th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">単 位</th> <th colspan="3" style="width: 60%;">実線</th> </tr> <tr> <th style="width: 10%;">15cm</th> <th style="width: 10%;">15cm</th> <th style="width: 10%;">30cm</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>塗料</td> <td>加熱式で施工する場合</td> <td>L</td> <td>72</td> <td>70</td> <td>140</td> </tr> <tr> <td>ガラスビーズ</td> <td>加熱式で施工する場合</td> <td>kg</td> <td>62</td> <td>59</td> <td>118</td> </tr> <tr> <td>ガソリン</td> <td></td> <td>L</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table> <p>※使用材料の塗料、ガラスビーズはロス分を含む数量である。 ※プロパンガス、希釈剤等の費用は主材料（塗料、ガラスビーズ、燃料）の3%を計上する。</p>	区 分	工 事 種 別	供 用 区 間	維持修繕工事：維持修繕工事に伴う区画線工事	現道拡幅工事等：現道拡幅工事に伴う区画線工事	交通安全工事（1種）：交差点改良、停車帯等の交通安全工事（1種）に伴う区画線工事	交通安全工事（2種）：現道の区画線の補修工事	未 供 用 区 間	バイパス工事等：バイパス新設など未供用区間の区画線工事	規格・仕様（同等以上）	種 別	施工方式	JIS K 5665 2種 A	トラフィックペイント加熱型	ペイント式水性型	JIS K 5665 2種 B		ペイント式溶剤型	JIS R 3301	ガラスビーズ	各方式に合わせて使用	名 称	区 分	単 位	実線			15cm	15cm	30cm	塗料	加熱式で施工する場合	L	72	70	140	ガラスビーズ	加熱式で施工する場合	kg	62	59	118	ガソリン		L	4	3	6
区 分	工 事 種 別																																																	
供 用 区 間	維持修繕工事：維持修繕工事に伴う区画線工事																																																	
	現道拡幅工事等：現道拡幅工事に伴う区画線工事																																																	
	交通安全工事（1種）：交差点改良、停車帯等の交通安全工事（1種）に伴う区画線工事																																																	
	交通安全工事（2種）：現道の区画線の補修工事																																																	
未 供 用 区 間	バイパス工事等：バイパス新設など未供用区間の区画線工事																																																	
規格・仕様（同等以上）	種 別	施工方式																																																
JIS K 5665 2種 A	トラフィックペイント加熱型	ペイント式水性型																																																
JIS K 5665 2種 B		ペイント式溶剤型																																																
JIS R 3301	ガラスビーズ	各方式に合わせて使用																																																
名 称	区 分	単 位	実線																																															
			15cm	15cm	30cm																																													
塗料	加熱式で施工する場合	L	72	70	140																																													
ガラスビーズ	加熱式で施工する場合	kg	62	59	118																																													
ガソリン		L	4	3	6																																													

平成30年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】平成31年3月29日

ページ	改定前（平成31年3月31日まで適用）	改定後（平成31年4月1日以降適用）																																																																																																																																																																																																																																																												
P.11-15 第4章 就業時間別の船員供用日数	なし	<div style="border: 2px solid red; padding: 10px;"> <p>第4章 就業時間別の船員供用係数</p> <p>(平成31年3月31日まで適用) 港湾請負工事積算基準/単価表/2. 供用日数/2-1 作業船および付属品等 漁港漁場関係工事積算基準/単価表/2. 供用日数/2-1 作業船および付属品等</p> <p>(平成31年4月1日以降適用)</p> <p style="text-align: center;">別表-4 就業時間別の船員供用係数</p> <p style="text-align: center;">船舶供用係数(α)と就業時間別船員供用係数(β) (1ワッチ制)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">係数 ランク</th> <th rowspan="3">船舶供用係数 (α)</th> <th colspan="8">就業時間別の船員供用係数(β)</th> <th rowspan="3">備考</th> </tr> <tr> <th colspan="2">就業時間 8H</th> <th colspan="2">就業時間 9H</th> <th colspan="2">就業時間 10H</th> <th colspan="2">就業時間 11H</th> </tr> <tr> <th>[超勤時間 0H]</th> <th>[超勤時間 1H]</th> <th>[超勤時間 2H]</th> <th>[超勤時間 3H]</th> <th>[深夜時間 0H]</th> <th>[深夜時間 1H]</th> <th>[深夜時間 2H]</th> <th>[深夜時間 3H]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>1.65</td> <td>1.20</td> <td>1.20</td> <td>1.31</td> <td>1.31</td> <td>1.43</td> <td>1.43</td> <td>1.54</td> <td>1.54</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>1.80</td> <td>1.30</td> <td>1.30</td> <td>1.41</td> <td>1.41</td> <td>1.53</td> <td>1.53</td> <td>1.64</td> <td>1.64</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>2.05</td> <td>1.45</td> <td>1.45</td> <td>1.56</td> <td>1.56</td> <td>1.68</td> <td>1.68</td> <td>1.79</td> <td>1.79</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>2.25</td> <td>1.60</td> <td>1.60</td> <td>1.71</td> <td>1.71</td> <td>1.83</td> <td>1.83</td> <td>1.94</td> <td>1.94</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>2.45</td> <td>1.70</td> <td>1.70</td> <td>1.81</td> <td>1.81</td> <td>1.93</td> <td>1.93</td> <td>2.04</td> <td>2.04</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>2.65</td> <td>1.80</td> <td>1.80</td> <td>1.91</td> <td>1.91</td> <td>2.03</td> <td>2.03</td> <td>2.14</td> <td>2.14</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>2.90</td> <td>1.95</td> <td>1.95</td> <td>2.06</td> <td>2.06</td> <td>2.18</td> <td>2.18</td> <td>2.29</td> <td>2.29</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>3.20</td> <td>2.15</td> <td>2.15</td> <td>2.26</td> <td>2.26</td> <td>2.38</td> <td>2.38</td> <td>2.49</td> <td>2.49</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>3.70</td> <td>2.40</td> <td>2.40</td> <td>2.51</td> <td>2.51</td> <td>2.63</td> <td>2.63</td> <td>2.74</td> <td>2.74</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">船舶供用係数(α)と就業時間別船員供用係数(β) (2ワッチ制)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">係数 ランク</th> <th rowspan="3">船舶供用係数 (α)</th> <th colspan="8">就業時間別の船員供用係数(β)</th> <th rowspan="3">備考</th> </tr> <tr> <th colspan="2">就業時間 16H</th> <th colspan="2">就業時間 18H</th> <th colspan="2">就業時間 20H</th> <th colspan="2">就業時間 22H</th> </tr> <tr> <th>[超勤時間 0H]</th> <th>[超勤時間 2H]</th> <th>[超勤時間 4H]</th> <th>[超勤時間 6H]</th> <th>[深夜時間 1H]</th> <th>[深夜時間 3H]</th> <th>[深夜時間 4H]</th> <th>[深夜時間 6H]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>1.65</td> <td>1.21</td> <td>1.21</td> <td>1.35</td> <td>1.35</td> <td>1.47</td> <td>1.47</td> <td>1.61</td> <td>1.61</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>1.80</td> <td>1.31</td> <td>1.31</td> <td>1.45</td> <td>1.45</td> <td>1.57</td> <td>1.57</td> <td>1.71</td> <td>1.71</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>2.05</td> <td>1.46</td> <td>1.46</td> <td>1.60</td> <td>1.60</td> <td>1.72</td> <td>1.72</td> <td>1.86</td> <td>1.86</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>2.25</td> <td>1.61</td> <td>1.61</td> <td>1.75</td> <td>1.75</td> <td>1.87</td> <td>1.87</td> <td>2.01</td> <td>2.01</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>2.45</td> <td>1.71</td> <td>1.71</td> <td>1.85</td> <td>1.85</td> <td>1.97</td> <td>1.97</td> <td>2.11</td> <td>2.11</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>2.65</td> <td>1.81</td> <td>1.81</td> <td>1.95</td> <td>1.95</td> <td>2.07</td> <td>2.07</td> <td>2.21</td> <td>2.21</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>2.90</td> <td>1.96</td> <td>1.96</td> <td>2.10</td> <td>2.10</td> <td>2.22</td> <td>2.22</td> <td>2.36</td> <td>2.36</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>3.20</td> <td>2.16</td> <td>2.16</td> <td>2.30</td> <td>2.30</td> <td>2.42</td> <td>2.42</td> <td>2.56</td> <td>2.56</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>3.70</td> <td>2.41</td> <td>2.41</td> <td>2.55</td> <td>2.55</td> <td>2.67</td> <td>2.67</td> <td>2.81</td> <td>2.81</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 1. 別表-4における就業時間別船員供用係数(β)は、就業時間8H[超勤時間0H]深夜時間0Hの場合を除き、平成31年3月から適用の増徴対象賃金比をもとに算出された就業時間別船員供用係数(β)である。したがって、賃増対象賃金比に変更があった場合は、下記「就業時間別船員供用係数(β)の算出式」をもとに別途算出するものとする。 2. 就業時間と超勤時間および深夜時間の関係が別表-4によらない場合についても、同様に、下記「就業時間別船員供用係数(β)の算出式」をもとに別途算出するものとする。 3. 上記船員以外にも潜水士等も対象とする。</p> <p style="text-align: center;">就業時間別船員供用係数(β)の算出式</p> $\beta = \beta_0 + \frac{1}{8} \times \text{増徴対象賃金比} \times (1.25 \times \text{超勤時間数} + 0.25 \times \text{深夜時間数}) \div \text{ワッチ数}$ <p style="text-align: right;">(小数3位四捨五入)</p> <p>ここに、 β_0 : 時間外手当および深夜手当を考慮した船員供用係数 β : 就業8時間の場合の船員供用係数 増徴対象賃金比 : 労務単価に占める増徴賃金の対象となる賃金の比率をいう ただし、2ワッチにおける超勤勤務時間数および深夜労働時間数は、2ワッチの合計の時間数とする。</p> </div>	係数 ランク	船舶供用係数 (α)	就業時間別の船員供用係数(β)								備考	就業時間 8H		就業時間 9H		就業時間 10H		就業時間 11H		[超勤時間 0H]	[超勤時間 1H]	[超勤時間 2H]	[超勤時間 3H]	[深夜時間 0H]	[深夜時間 1H]	[深夜時間 2H]	[深夜時間 3H]	1	1.65	1.20	1.20	1.31	1.31	1.43	1.43	1.54	1.54		2	1.80	1.30	1.30	1.41	1.41	1.53	1.53	1.64	1.64		3	2.05	1.45	1.45	1.56	1.56	1.68	1.68	1.79	1.79		4	2.25	1.60	1.60	1.71	1.71	1.83	1.83	1.94	1.94		5	2.45	1.70	1.70	1.81	1.81	1.93	1.93	2.04	2.04		6	2.65	1.80	1.80	1.91	1.91	2.03	2.03	2.14	2.14		7	2.90	1.95	1.95	2.06	2.06	2.18	2.18	2.29	2.29		8	3.20	2.15	2.15	2.26	2.26	2.38	2.38	2.49	2.49		9	3.70	2.40	2.40	2.51	2.51	2.63	2.63	2.74	2.74		係数 ランク	船舶供用係数 (α)	就業時間別の船員供用係数(β)								備考	就業時間 16H		就業時間 18H		就業時間 20H		就業時間 22H		[超勤時間 0H]	[超勤時間 2H]	[超勤時間 4H]	[超勤時間 6H]	[深夜時間 1H]	[深夜時間 3H]	[深夜時間 4H]	[深夜時間 6H]	1	1.65	1.21	1.21	1.35	1.35	1.47	1.47	1.61	1.61		2	1.80	1.31	1.31	1.45	1.45	1.57	1.57	1.71	1.71		3	2.05	1.46	1.46	1.60	1.60	1.72	1.72	1.86	1.86		4	2.25	1.61	1.61	1.75	1.75	1.87	1.87	2.01	2.01		5	2.45	1.71	1.71	1.85	1.85	1.97	1.97	2.11	2.11		6	2.65	1.81	1.81	1.95	1.95	2.07	2.07	2.21	2.21		7	2.90	1.96	1.96	2.10	2.10	2.22	2.22	2.36	2.36		8	3.20	2.16	2.16	2.30	2.30	2.42	2.42	2.56	2.56		9	3.70	2.41	2.41	2.55	2.55	2.67	2.67	2.81	2.81	
係数 ランク	船舶供用係数 (α)	就業時間別の船員供用係数(β)								備考																																																																																																																																																																																																																																																				
		就業時間 8H			就業時間 9H		就業時間 10H		就業時間 11H																																																																																																																																																																																																																																																					
		[超勤時間 0H]	[超勤時間 1H]	[超勤時間 2H]	[超勤時間 3H]	[深夜時間 0H]	[深夜時間 1H]	[深夜時間 2H]	[深夜時間 3H]																																																																																																																																																																																																																																																					
1	1.65	1.20	1.20	1.31	1.31	1.43	1.43	1.54	1.54																																																																																																																																																																																																																																																					
2	1.80	1.30	1.30	1.41	1.41	1.53	1.53	1.64	1.64																																																																																																																																																																																																																																																					
3	2.05	1.45	1.45	1.56	1.56	1.68	1.68	1.79	1.79																																																																																																																																																																																																																																																					
4	2.25	1.60	1.60	1.71	1.71	1.83	1.83	1.94	1.94																																																																																																																																																																																																																																																					
5	2.45	1.70	1.70	1.81	1.81	1.93	1.93	2.04	2.04																																																																																																																																																																																																																																																					
6	2.65	1.80	1.80	1.91	1.91	2.03	2.03	2.14	2.14																																																																																																																																																																																																																																																					
7	2.90	1.95	1.95	2.06	2.06	2.18	2.18	2.29	2.29																																																																																																																																																																																																																																																					
8	3.20	2.15	2.15	2.26	2.26	2.38	2.38	2.49	2.49																																																																																																																																																																																																																																																					
9	3.70	2.40	2.40	2.51	2.51	2.63	2.63	2.74	2.74																																																																																																																																																																																																																																																					
係数 ランク	船舶供用係数 (α)	就業時間別の船員供用係数(β)								備考																																																																																																																																																																																																																																																				
		就業時間 16H		就業時間 18H		就業時間 20H		就業時間 22H																																																																																																																																																																																																																																																						
		[超勤時間 0H]	[超勤時間 2H]	[超勤時間 4H]	[超勤時間 6H]	[深夜時間 1H]	[深夜時間 3H]	[深夜時間 4H]	[深夜時間 6H]																																																																																																																																																																																																																																																					
1	1.65	1.21	1.21	1.35	1.35	1.47	1.47	1.61	1.61																																																																																																																																																																																																																																																					
2	1.80	1.31	1.31	1.45	1.45	1.57	1.57	1.71	1.71																																																																																																																																																																																																																																																					
3	2.05	1.46	1.46	1.60	1.60	1.72	1.72	1.86	1.86																																																																																																																																																																																																																																																					
4	2.25	1.61	1.61	1.75	1.75	1.87	1.87	2.01	2.01																																																																																																																																																																																																																																																					
5	2.45	1.71	1.71	1.85	1.85	1.97	1.97	2.11	2.11																																																																																																																																																																																																																																																					
6	2.65	1.81	1.81	1.95	1.95	2.07	2.07	2.21	2.21																																																																																																																																																																																																																																																					
7	2.90	1.96	1.96	2.10	2.10	2.22	2.22	2.36	2.36																																																																																																																																																																																																																																																					
8	3.20	2.16	2.16	2.30	2.30	2.42	2.42	2.56	2.56																																																																																																																																																																																																																																																					
9	3.70	2.41	2.41	2.55	2.55	2.67	2.67	2.81	2.81																																																																																																																																																																																																																																																					

平成30年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】平成31年3月29日

ページ	改定前（平成31年3月31日まで適用）	改定後（平成31年4月1日以降適用）																																																																																																																																																																																																																																																		
P.13-11 第13編農業農村整備 第1章 総則 ②工事費の積算 2. 間接工事費の積算 2) 現場管理費 別表5 現場管理費率	<p>2)-3 現場管理費率の補正 施工地域、施工場所を考慮した現場管理費率の補正については、別表6の補正係数を乗じるものとする。 ただし、フィルダム及びコンクリートダム工事には適用しない。 なお、補正係数を乗じる場合は、現場管理費率の端数処理後に係数を乗じて、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p>別表5 現場管理費率 (1) -a</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">対象金額 適用区分 下記の率とする。</th> <th colspan="2">300万円を超え10億円以下 (2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="3">10億円を超えるもの 下記の率とする。</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほ場整備工事</td> <td>41.83%</td> <td>231.4</td> <td>-0.1147</td> <td>21.48%</td> </tr> <tr> <td>農用地造成工事</td> <td>31.26%</td> <td>53.8</td> <td>-0.0364</td> <td>25.30%</td> </tr> <tr> <td>農道工事</td> <td>34.04%</td> <td>89.2</td> <td>-0.0646</td> <td>23.39%</td> </tr> <tr> <td>水路トンネル工事</td> <td>33.30%</td> <td>73.3</td> <td>-0.0529</td> <td>24.49%</td> </tr> <tr> <td>水路工事</td> <td>44.29%</td> <td>558.2</td> <td>-0.1699</td> <td>16.51%</td> </tr> <tr> <td>河川及び排水路工事</td> <td>31.71%</td> <td>108.7</td> <td>-0.0826</td> <td>19.63%</td> </tr> <tr> <td>管水路工事</td> <td>28.27%</td> <td>79.1</td> <td>-0.0690</td> <td>18.93%</td> </tr> <tr> <td>畑かん施設工事</td> <td>33.45%</td> <td>161.1</td> <td>-0.1054</td> <td>18.13%</td> </tr> <tr> <td>コンクリート補修工事</td> <td>36.26%</td> <td>181.0</td> <td>-0.1078</td> <td>19.39%</td> </tr> <tr> <td>その他土木工事(1)</td> <td>39.07%</td> <td>207.0</td> <td>-0.1118</td> <td>20.41%</td> </tr> <tr> <td>その他土木工事(2)</td> <td>35.26%</td> <td>100.6</td> <td>-0.0703</td> <td>23.44%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) -b</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">対象金額 適用区分 下記の率とする。</th> <th colspan="2">700万円を超え10億円以下 (2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="3">10億円を超えるもの 下記の率とする。</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海岸工事</td> <td>26.90%</td> <td>104.0</td> <td>-0.0858</td> <td>17.57%</td> </tr> <tr> <td>河川・道路構造物工事</td> <td>41.29%</td> <td>420.8</td> <td>-0.1473</td> <td>19.88%</td> </tr> <tr> <td>鋼橋架設工事</td> <td>46.66%</td> <td>276.1</td> <td>-0.1128</td> <td>26.66%</td> </tr> <tr> <td>PC橋工事</td> <td>30.09%</td> <td>113.1</td> <td>-0.0840</td> <td>19.84%</td> </tr> <tr> <td>公園工事</td> <td>41.68%</td> <td>366.3</td> <td>-0.1379</td> <td>21.03%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) -c</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">対象金額 適用区分 下記の率とする。</th> <th colspan="2">700万円を超え20億円以下 (2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="3">20億円を超えるもの 下記の率とする。</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>干拓工事</td> <td>24.50%</td> <td>133.8</td> <td>-0.1077</td> <td>13.33%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) -d</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">対象金額 適用区分 下記の率とする。</th> <th colspan="2">1,000万円を超え20億円以下 (2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="3">20億円を超えるもの 下記の率とする。</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トンネル工事</td> <td>43.96%</td> <td>203.6</td> <td>-0.0951</td> <td>26.56%</td> </tr> </tbody> </table>	工種区分	対象金額 適用区分 下記の率とする。	300万円を超え10億円以下 (2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		10億円を超えるもの 下記の率とする。	a	b	ほ場整備工事	41.83%	231.4	-0.1147	21.48%	農用地造成工事	31.26%	53.8	-0.0364	25.30%	農道工事	34.04%	89.2	-0.0646	23.39%	水路トンネル工事	33.30%	73.3	-0.0529	24.49%	水路工事	44.29%	558.2	-0.1699	16.51%	河川及び排水路工事	31.71%	108.7	-0.0826	19.63%	管水路工事	28.27%	79.1	-0.0690	18.93%	畑かん施設工事	33.45%	161.1	-0.1054	18.13%	コンクリート補修工事	36.26%	181.0	-0.1078	19.39%	その他土木工事(1)	39.07%	207.0	-0.1118	20.41%	その他土木工事(2)	35.26%	100.6	-0.0703	23.44%	工種区分	対象金額 適用区分 下記の率とする。	700万円を超え10億円以下 (2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		10億円を超えるもの 下記の率とする。	a	b	海岸工事	26.90%	104.0	-0.0858	17.57%	河川・道路構造物工事	41.29%	420.8	-0.1473	19.88%	鋼橋架設工事	46.66%	276.1	-0.1128	26.66%	PC橋工事	30.09%	113.1	-0.0840	19.84%	公園工事	41.68%	366.3	-0.1379	21.03%	工種区分	対象金額 適用区分 下記の率とする。	700万円を超え20億円以下 (2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		20億円を超えるもの 下記の率とする。	a	b	干拓工事	24.50%	133.8	-0.1077	13.33%	工種区分	対象金額 適用区分 下記の率とする。	1,000万円を超え20億円以下 (2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		20億円を超えるもの 下記の率とする。	a	b	トンネル工事	43.96%	203.6	-0.0951	26.56%	<p>2)-3 現場管理費率の補正 施工地域、施工場所を考慮した現場管理費率の補正については、別表6の補正係数を乗じるものとする。 ただし、フィルダム及びコンクリートダム工事には適用しない。 なお、補正係数を乗じる場合は、現場管理費率の端数処理後に係数を乗じて、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p>別表5 現場管理費率 (平成31年3月31日まで適用) (1) -a</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">対象金額 適用区分 下記の率とする。</th> <th colspan="2">300万円を超え10億円以下 (2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="3">10億円を超えるもの 下記の率とする。</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほ場整備工事</td> <td>41.83%</td> <td>231.4</td> <td>-0.1147</td> <td>21.48%</td> </tr> <tr> <td>農用地造成工事</td> <td>31.26%</td> <td>53.8</td> <td>-0.0364</td> <td>25.30%</td> </tr> <tr> <td>農道工事</td> <td>34.04%</td> <td>89.2</td> <td>-0.0646</td> <td>23.39%</td> </tr> <tr> <td>水路トンネル工事</td> <td>33.30%</td> <td>73.3</td> <td>-0.0529</td> <td>24.49%</td> </tr> <tr> <td>水路工事</td> <td>44.29%</td> <td>558.2</td> <td>-0.1699</td> <td>16.51%</td> </tr> <tr> <td>河川及び排水路工事</td> <td>31.71%</td> <td>108.7</td> <td>-0.0826</td> <td>19.63%</td> </tr> <tr> <td>管水路工事</td> <td>28.27%</td> <td>79.1</td> <td>-0.0690</td> <td>18.93%</td> </tr> <tr> <td>畑かん施設工事</td> <td>33.45%</td> <td>161.1</td> <td>-0.1054</td> <td>18.13%</td> </tr> <tr> <td>コンクリート補修工事</td> <td>36.26%</td> <td>181.0</td> <td>-0.1078</td> <td>19.39%</td> </tr> <tr> <td>その他土木工事(1)</td> <td>39.07%</td> <td>207.0</td> <td>-0.1118</td> <td>20.41%</td> </tr> <tr> <td>その他土木工事(2)</td> <td>35.26%</td> <td>100.6</td> <td>-0.0703</td> <td>23.44%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(平成31年4月1日以降適用) (1) -a</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">対象金額 適用区分 下記の率とする。</th> <th colspan="2">300万円を超え10億円以下 (2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="3">10億円を超えるもの 下記の率とする。</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほ場整備工事</td> <td><u>41.80%</u></td> <td><u>232.3</u></td> <td><u>-0.1150</u></td> <td><u>21.43%</u></td> </tr> <tr> <td>農用地造成工事</td> <td>31.26%</td> <td>53.8</td> <td>-0.0364</td> <td>25.30%</td> </tr> <tr> <td>農道工事</td> <td><u>34.06%</u></td> <td><u>89.4</u></td> <td><u>-0.0647</u></td> <td>23.39%</td> </tr> <tr> <td>水路トンネル工事</td> <td>33.30%</td> <td>73.3</td> <td>-0.0529</td> <td>24.49%</td> </tr> <tr> <td>水路工事</td> <td><u>44.33%</u></td> <td><u>558.7</u></td> <td>-0.1699</td> <td><u>16.52%</u></td> </tr> <tr> <td>河川及び排水路工事</td> <td>31.71%</td> <td>108.7</td> <td>-0.0826</td> <td>19.63%</td> </tr> <tr> <td>管水路工事</td> <td>28.27%</td> <td>79.1</td> <td>-0.0690</td> <td>18.93%</td> </tr> <tr> <td>畑かん施設工事</td> <td>33.45%</td> <td>161.1</td> <td>-0.1054</td> <td>18.13%</td> </tr> <tr> <td>コンクリート補修工事</td> <td>36.26%</td> <td>181.0</td> <td>-0.1078</td> <td>19.39%</td> </tr> <tr> <td>その他土木工事(1)</td> <td><u>39.10%</u></td> <td><u>208.4</u></td> <td><u>-0.1122</u></td> <td><u>20.38%</u></td> </tr> <tr> <td>その他土木工事(2)</td> <td>35.26%</td> <td>100.6</td> <td>-0.0703</td> <td>23.44%</td> </tr> </tbody> </table>	工種区分	対象金額 適用区分 下記の率とする。	300万円を超え10億円以下 (2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		10億円を超えるもの 下記の率とする。	a	b	ほ場整備工事	41.83%	231.4	-0.1147	21.48%	農用地造成工事	31.26%	53.8	-0.0364	25.30%	農道工事	34.04%	89.2	-0.0646	23.39%	水路トンネル工事	33.30%	73.3	-0.0529	24.49%	水路工事	44.29%	558.2	-0.1699	16.51%	河川及び排水路工事	31.71%	108.7	-0.0826	19.63%	管水路工事	28.27%	79.1	-0.0690	18.93%	畑かん施設工事	33.45%	161.1	-0.1054	18.13%	コンクリート補修工事	36.26%	181.0	-0.1078	19.39%	その他土木工事(1)	39.07%	207.0	-0.1118	20.41%	その他土木工事(2)	35.26%	100.6	-0.0703	23.44%	工種区分	対象金額 適用区分 下記の率とする。	300万円を超え10億円以下 (2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		10億円を超えるもの 下記の率とする。	a	b	ほ場整備工事	<u>41.80%</u>	<u>232.3</u>	<u>-0.1150</u>	<u>21.43%</u>	農用地造成工事	31.26%	53.8	-0.0364	25.30%	農道工事	<u>34.06%</u>	<u>89.4</u>	<u>-0.0647</u>	23.39%	水路トンネル工事	33.30%	73.3	-0.0529	24.49%	水路工事	<u>44.33%</u>	<u>558.7</u>	-0.1699	<u>16.52%</u>	河川及び排水路工事	31.71%	108.7	-0.0826	19.63%	管水路工事	28.27%	79.1	-0.0690	18.93%	畑かん施設工事	33.45%	161.1	-0.1054	18.13%	コンクリート補修工事	36.26%	181.0	-0.1078	19.39%	その他土木工事(1)	<u>39.10%</u>	<u>208.4</u>	<u>-0.1122</u>	<u>20.38%</u>	その他土木工事(2)	35.26%	100.6	-0.0703	23.44%
	工種区分			対象金額 適用区分 下記の率とする。	300万円を超え10億円以下 (2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		10億円を超えるもの 下記の率とする。																																																																																																																																																																																																																																													
					a			b																																																																																																																																																																																																																																												
		ほ場整備工事	41.83%		231.4	-0.1147		21.48%																																																																																																																																																																																																																																												
	農用地造成工事	31.26%	53.8	-0.0364	25.30%																																																																																																																																																																																																																																															
農道工事	34.04%	89.2	-0.0646	23.39%																																																																																																																																																																																																																																																
水路トンネル工事	33.30%	73.3	-0.0529	24.49%																																																																																																																																																																																																																																																
水路工事	44.29%	558.2	-0.1699	16.51%																																																																																																																																																																																																																																																
河川及び排水路工事	31.71%	108.7	-0.0826	19.63%																																																																																																																																																																																																																																																
管水路工事	28.27%	79.1	-0.0690	18.93%																																																																																																																																																																																																																																																
畑かん施設工事	33.45%	161.1	-0.1054	18.13%																																																																																																																																																																																																																																																
コンクリート補修工事	36.26%	181.0	-0.1078	19.39%																																																																																																																																																																																																																																																
その他土木工事(1)	39.07%	207.0	-0.1118	20.41%																																																																																																																																																																																																																																																
その他土木工事(2)	35.26%	100.6	-0.0703	23.44%																																																																																																																																																																																																																																																
工種区分	対象金額 適用区分 下記の率とする。	700万円を超え10億円以下 (2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		10億円を超えるもの 下記の率とする。																																																																																																																																																																																																																																																
		a	b																																																																																																																																																																																																																																																	
		海岸工事	26.90%		104.0	-0.0858	17.57%																																																																																																																																																																																																																																													
河川・道路構造物工事	41.29%	420.8	-0.1473	19.88%																																																																																																																																																																																																																																																
鋼橋架設工事	46.66%	276.1	-0.1128	26.66%																																																																																																																																																																																																																																																
PC橋工事	30.09%	113.1	-0.0840	19.84%																																																																																																																																																																																																																																																
公園工事	41.68%	366.3	-0.1379	21.03%																																																																																																																																																																																																																																																
工種区分	対象金額 適用区分 下記の率とする。	700万円を超え20億円以下 (2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		20億円を超えるもの 下記の率とする。																																																																																																																																																																																																																																																
		a	b																																																																																																																																																																																																																																																	
		干拓工事	24.50%		133.8	-0.1077	13.33%																																																																																																																																																																																																																																													
工種区分	対象金額 適用区分 下記の率とする。	1,000万円を超え20億円以下 (2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		20億円を超えるもの 下記の率とする。																																																																																																																																																																																																																																																
		a	b																																																																																																																																																																																																																																																	
		トンネル工事	43.96%		203.6	-0.0951	26.56%																																																																																																																																																																																																																																													
工種区分	対象金額 適用区分 下記の率とする。	300万円を超え10億円以下 (2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		10億円を超えるもの 下記の率とする。																																																																																																																																																																																																																																																
		a	b																																																																																																																																																																																																																																																	
		ほ場整備工事	41.83%		231.4	-0.1147	21.48%																																																																																																																																																																																																																																													
農用地造成工事	31.26%	53.8	-0.0364	25.30%																																																																																																																																																																																																																																																
農道工事	34.04%	89.2	-0.0646	23.39%																																																																																																																																																																																																																																																
水路トンネル工事	33.30%	73.3	-0.0529	24.49%																																																																																																																																																																																																																																																
水路工事	44.29%	558.2	-0.1699	16.51%																																																																																																																																																																																																																																																
河川及び排水路工事	31.71%	108.7	-0.0826	19.63%																																																																																																																																																																																																																																																
管水路工事	28.27%	79.1	-0.0690	18.93%																																																																																																																																																																																																																																																
畑かん施設工事	33.45%	161.1	-0.1054	18.13%																																																																																																																																																																																																																																																
コンクリート補修工事	36.26%	181.0	-0.1078	19.39%																																																																																																																																																																																																																																																
その他土木工事(1)	39.07%	207.0	-0.1118	20.41%																																																																																																																																																																																																																																																
その他土木工事(2)	35.26%	100.6	-0.0703	23.44%																																																																																																																																																																																																																																																
工種区分	対象金額 適用区分 下記の率とする。	300万円を超え10億円以下 (2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		10億円を超えるもの 下記の率とする。																																																																																																																																																																																																																																																
		a	b																																																																																																																																																																																																																																																	
		ほ場整備工事	<u>41.80%</u>		<u>232.3</u>	<u>-0.1150</u>	<u>21.43%</u>																																																																																																																																																																																																																																													
農用地造成工事	31.26%	53.8	-0.0364	25.30%																																																																																																																																																																																																																																																
農道工事	<u>34.06%</u>	<u>89.4</u>	<u>-0.0647</u>	23.39%																																																																																																																																																																																																																																																
水路トンネル工事	33.30%	73.3	-0.0529	24.49%																																																																																																																																																																																																																																																
水路工事	<u>44.33%</u>	<u>558.7</u>	-0.1699	<u>16.52%</u>																																																																																																																																																																																																																																																
河川及び排水路工事	31.71%	108.7	-0.0826	19.63%																																																																																																																																																																																																																																																
管水路工事	28.27%	79.1	-0.0690	18.93%																																																																																																																																																																																																																																																
畑かん施設工事	33.45%	161.1	-0.1054	18.13%																																																																																																																																																																																																																																																
コンクリート補修工事	36.26%	181.0	-0.1078	19.39%																																																																																																																																																																																																																																																
その他土木工事(1)	<u>39.10%</u>	<u>208.4</u>	<u>-0.1122</u>	<u>20.38%</u>																																																																																																																																																																																																																																																
その他土木工事(2)	35.26%	100.6	-0.0703	23.44%																																																																																																																																																																																																																																																

次頁へ移動

平成30年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】平成31年3月29日

ページ	誤	正
<p>P.I-1-①-1 第1章 総則 ① 基準の適用等</p>	<p>① 基準の適用等</p> <p>1 基準の適用 工事費の積算における基準は、原則として、<u>積算時</u>における最新の基準を適用する。</p> <p>2 設計書の作成 設計書の作成にあたっては、目的とする工事を最も合理的に施工及び監督できるよう施工条件、施工管理、安全施工等に十分留意し、工法歩掛及び単価などについて調査研究をおこない、明確に作成しなければならない。</p>	<p>① 基準の適用等</p> <p>1 基準の適用 工事費の積算における基準は、原則として、<u>起工時</u>における最新の基準を適用する。</p> <p>2 設計書の作成 設計書の作成にあたっては、目的とする工事を最も合理的に施工及び監督できるよう施工条件、施工管理、安全施工等に十分留意し、工法歩掛及び単価などについて調査研究をおこない、明確に作成しなければならない。</p>
<p>P.I-2-①-1 第2章 工事費の積算 ② 間接工事費 2.共通仮設費 (2)算定方法</p>	<p>1) 率計算による部分 下記に定める対象額ごとに求めた率に、当該対象額を乗じて得た額の範囲内とする。 対象額 (P) = 直接工事費+(支給品費+無償貸付機械等評価額)+事業損失防止施設費+準備費に含まれる処分費 (イ) 下記に掲げる費用は対象額に含めない。 a. 簡易組立式橋梁、プレキャストPC桁、プレキャストPC床版、グレーチング床版、合成床版製品費、ポンプ、大型遊具(設計製作品)、光ケーブルの購入費 b. 上記aを支給する場合の支給品費 c. 鋼桁、門扉等の工場製作に係る費用のうちの工場原価(工場製作品を含む。) d. 工場製作関係工種のうち材料費(製作費含む)として積算する項目の費用(別表参照)。なお、これら費用は現場管理費についても率計算の対象額に含めない。 (ロ) 支給品費及び無償貸付機械等評価額は「直接工事費+事業損失防止施設費」に含まれるものに限るものとする。<u>支給品は、島根県会計規則で規定する処理が行われた資材とする。</u> 電力を支給する場合は、支給電力料金(使用電力料金)を対象とする。ただし、コンクリートダム工事・フィルダム工事については、支給電力料を対象額に含めないものとする。 また、別途製作工事等で製作し、架設及び据付工事等を分離して発注する場合は、当該製作費は対象額に含めない。 (ハ) 無償貸付機械等評価額の算定は次式によりおこなうものとする。</p> $\left[\begin{array}{c} \text{無償貸付機械等} \\ \text{評価額} \end{array} \right] = \left[\begin{array}{c} \text{無償貸付機械と同機種、同} \\ \text{型式の建設機械等損料額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{当該建設機械等の設計書に} \\ \text{計上された経費} \end{array} \right]$ <p style="text-align: center;">(貸付にかかる損料額) (業者持込の損料額) (無償貸付機械等損料額)</p>	<p>1) 率計算による部分 下記に定める対象額ごとに求めた率に、当該対象額を乗じて得た額の範囲内とする。 対象額 (P) = 直接工事費+(支給品費+無償貸付機械等評価額)+事業損失防止施設費+準備費に含まれる処分費 (イ) 下記に掲げる費用は対象額に含めない。 a. 簡易組立式橋梁、プレキャストPC桁、プレキャストPC床版、グレーチング床版、合成床版製品費、ポンプ、大型遊具(設計製作品)、光ケーブルの購入費 b. 上記aを支給する場合の支給品費 c. 鋼桁、門扉等の工場製作に係る費用のうちの工場原価(工場製作品を含む。) d. 工場製作関係工種のうち材料費(製作費含む)として積算する項目の費用(別表参照)。なお、これら費用は現場管理費についても率計算の対象額に含めない。 (ロ) 支給品費及び無償貸付機械等評価額は「<u>直接工事費+事業損失防止施設費</u>」に含まれるものに限るものとする。 電力を支給する場合は、支給電力料金(使用電力料金)を対象とする。ただし、コンクリートダム工事・フィルダム工事については、支給電力料を対象額に含めないものとする。 また、別途製作工事等で製作し、架設及び据付工事等を分離して発注する場合は、当該製作費は対象額に含めない。 (ハ) 無償貸付機械等評価額の算定は次式によりおこなうものとする。</p> $\left[\begin{array}{c} \text{無償貸付機械等} \\ \text{評価額} \end{array} \right] = \left[\begin{array}{c} \text{無償貸付機械と同機種、同} \\ \text{型式の建設機械等損料額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{当該建設機械等の設計書に} \\ \text{計上された経費} \end{array} \right]$ <p style="text-align: center;">(貸付にかかる損料額) (業者持込の損料額) (無償貸付機械等損料額)</p>

削除

平成30年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】平成31年3月29日

ページ	誤	正																																																																																				
<p>P.I-14-③-3 第14章 その他 ③ 工期日数及び水替日数</p>	<p>別表3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>河川工事</td><td>6.5</td><td>0.1981</td></tr> <tr><td>河川・道路構造物工事</td><td>1.0</td><td>0.3102</td></tr> <tr><td>海岸工事</td><td>0.6</td><td>0.3265</td></tr> <tr><td>道路改良工事</td><td>2.2</td><td>0.2637</td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td>4.5</td><td>0.2373</td></tr> <tr><td>PC橋工事</td><td>0.9</td><td>0.3154</td></tr> <tr><td>舗装工事</td><td>9.9</td><td>0.1753</td></tr> <tr><td>砂防・地すべり等工事</td><td>4.6</td><td>0.2263</td></tr> <tr><td>道路維持工事</td><td>19.9</td><td>0.1422</td></tr> <tr><td>河川維持工事</td><td>20.1</td><td>0.1436</td></tr> <tr><td>下水道1工事</td><td>0.2</td><td>0.4044</td></tr> <tr><td>下水道2工事</td><td>1.5</td><td>0.2817</td></tr> <tr><td>下水道3工事</td><td>1.5</td><td>0.2934</td></tr> </tbody> </table> <p>【標準工期試算式（参考値）】 $T = A \times P^b$</p> <p>T : <u>工期</u> P : 直接工事費（単位：円）</p> <p>別表3及び標準工期試算式は、平成29年3月31日事務連絡「週休2日の推進に向けた適切な工期設定について」で国土交通省より参考として示されたものである。</p>	工種	A	b	河川工事	6.5	0.1981	河川・道路構造物工事	1.0	0.3102	海岸工事	0.6	0.3265	道路改良工事	2.2	0.2637	鋼橋架設工事	4.5	0.2373	PC橋工事	0.9	0.3154	舗装工事	9.9	0.1753	砂防・地すべり等工事	4.6	0.2263	道路維持工事	19.9	0.1422	河川維持工事	20.1	0.1436	下水道1工事	0.2	0.4044	下水道2工事	1.5	0.2817	下水道3工事	1.5	0.2934	<p>別表3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>河川工事</td><td>6.5</td><td>0.1981</td></tr> <tr><td>河川・道路構造物工事</td><td>1.0</td><td>0.3102</td></tr> <tr><td>海岸工事</td><td>0.6</td><td>0.3265</td></tr> <tr><td>道路改良工事</td><td>2.2</td><td>0.2637</td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td>4.5</td><td>0.2373</td></tr> <tr><td>PC橋工事</td><td>0.9</td><td>0.3154</td></tr> <tr><td>舗装工事</td><td>9.9</td><td>0.1753</td></tr> <tr><td>砂防・地すべり等工事</td><td>4.6</td><td>0.2263</td></tr> <tr><td>道路維持工事</td><td>19.9</td><td>0.1422</td></tr> <tr><td>河川維持工事</td><td>20.1</td><td>0.1436</td></tr> <tr><td>下水道1工事</td><td>0.2</td><td>0.4044</td></tr> <tr><td>下水道2工事</td><td>1.5</td><td>0.2817</td></tr> <tr><td>下水道3工事</td><td>1.5</td><td>0.2934</td></tr> </tbody> </table> <p>【標準工期試算式（参考値）】 $T = A \times P^b$</p> <p>T : <u>総工期（準備、後片付け含む）</u> P : 直接工事費（単位：円）</p> <p>別表3及び標準工期試算式は、平成29年3月31日事務連絡「週休2日の推進に向けた適切な工期設定について」で国土交通省より参考として示されたものである。</p>	工種	A	b	河川工事	6.5	0.1981	河川・道路構造物工事	1.0	0.3102	海岸工事	0.6	0.3265	道路改良工事	2.2	0.2637	鋼橋架設工事	4.5	0.2373	PC橋工事	0.9	0.3154	舗装工事	9.9	0.1753	砂防・地すべり等工事	4.6	0.2263	道路維持工事	19.9	0.1422	河川維持工事	20.1	0.1436	下水道1工事	0.2	0.4044	下水道2工事	1.5	0.2817	下水道3工事	1.5	0.2934
工種	A	b																																																																																				
河川工事	6.5	0.1981																																																																																				
河川・道路構造物工事	1.0	0.3102																																																																																				
海岸工事	0.6	0.3265																																																																																				
道路改良工事	2.2	0.2637																																																																																				
鋼橋架設工事	4.5	0.2373																																																																																				
PC橋工事	0.9	0.3154																																																																																				
舗装工事	9.9	0.1753																																																																																				
砂防・地すべり等工事	4.6	0.2263																																																																																				
道路維持工事	19.9	0.1422																																																																																				
河川維持工事	20.1	0.1436																																																																																				
下水道1工事	0.2	0.4044																																																																																				
下水道2工事	1.5	0.2817																																																																																				
下水道3工事	1.5	0.2934																																																																																				
工種	A	b																																																																																				
河川工事	6.5	0.1981																																																																																				
河川・道路構造物工事	1.0	0.3102																																																																																				
海岸工事	0.6	0.3265																																																																																				
道路改良工事	2.2	0.2637																																																																																				
鋼橋架設工事	4.5	0.2373																																																																																				
PC橋工事	0.9	0.3154																																																																																				
舗装工事	9.9	0.1753																																																																																				
砂防・地すべり等工事	4.6	0.2263																																																																																				
道路維持工事	19.9	0.1422																																																																																				
河川維持工事	20.1	0.1436																																																																																				
下水道1工事	0.2	0.4044																																																																																				
下水道2工事	1.5	0.2817																																																																																				
下水道3工事	1.5	0.2934																																																																																				
<p>P.II-20 第5章 仮設工 [2] 運用基準 ⑭-1 土工用防護柵</p>	<p>⑭ -1 土工用防護柵</p> <p>(1)取扱い 以下は参考事例として掲載しているもので、適用に当たっては必ず現地状況を考慮し、安全性の確認を行うこと。</p> <p>(2)適用範囲 1)土工用防護柵（Aタイプ・Bタイプ）は土作業等で第三者への被害を防止する必要がある場合で現場条件により適用を区分する。 ・防護柵（Aタイプ） 家屋、現道、鉄道等に対する落石及び飛石等を防ぐ場合で、H=10m 以下の場合に適用する。（H鋼間隔3m） ・防護柵（Bタイプ） 現道拡幅等で車線確保が必要で現場条件により土留を兼用する必要がある場合に適用する。（H鋼間隔1.5m） 2)構造については、目的・現地状況により設計計算を行うこと。また、異常気象（台風等）にはシートをはずす等の対策をすること。なお、安全のためステー（アンカー）を取るのが良い。</p> <p>(3)積算 1)土工用防護柵の設置撤去歩掛及び土留板、金網、シートの材料費は、「建設工事積算基準第Ⅱ編第5章⑭仮設防護柵工（切土及び発破防護柵工）」によるものとする。 2)土工、基礎工は別途計上すること。</p> <p style="text-align: center;">削除</p> <p>各タイプの防護柵は下記を参考とする。</p>	<p>⑭ -1 土工用防護柵</p> <p>(1)取扱い 以下は参考事例として掲載しているもので、適用に当たっては必ず現地状況を考慮し、安全性の確認を行うこと。</p> <p>(2)適用範囲 1)土工用防護柵（Aタイプ・Bタイプ）は土作業等で第三者への被害を防止する必要がある場合で現場条件により適用を区分する。 ・防護柵（Aタイプ） 家屋、現道、鉄道等に対する落石及び飛石等を防ぐ場合で、H=10m 以下の場合に適用する。（H鋼間隔3m） ・防護柵（Bタイプ） 現道拡幅等で車線確保が必要で現場条件により土留を兼用する必要がある場合に適用する。（H鋼間隔1.5m） 2)構造については、目的・現地状況により設計計算を行うこと。また、異常気象（台風等）にはシートをはずす等の対策をすること。なお、安全のためステー（アンカー）を取るのが良い。</p> <p>(3)積算 1)土工用防護柵の設置撤去歩掛及び土留板、金網、シートの材料費は、「建設工事積算基準第Ⅱ編第5章⑭仮設防護柵工（切土及び発破防護柵工）」によるものとする。 2)土工は別途計上すること。</p> <p>各タイプの防護柵は下記を参考とする。</p>																																																																																				

平成30年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】平成31年4月26日

ページ	改定前（平成31年4月30日まで適用）	改定後（平成31年5月1日以降適用）																																																																																																																																				
P.I-2-②-37 第2章 工事費の積算 ② 間接工事費 3 現場管理費	別表第2 第1表 現場管理費率	別表第2 第1表 現場管理費率 （平成31年4月30日まで適用）																																																																																																																																				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 20%;">対象額 適用区分 工種区分</th> <th style="width: 10%;">700万円以下</th> <th colspan="2" style="width: 20%;">700万円を超え10億円以下</th> <th style="width: 10%;">10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>河川工事</td><td>42.02</td><td>1,169.0</td><td>-0.2110</td><td>14.75</td></tr> <tr><td>河川・道路構造物工事</td><td>41.29</td><td>420.8</td><td>-0.1473</td><td>19.88</td></tr> <tr><td>海岸工事</td><td>26.90</td><td>104.0</td><td>-0.0858</td><td>17.57</td></tr> <tr><td>道路改良工事</td><td>32.73</td><td>80.0</td><td>-0.0567</td><td>24.71</td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td>46.66</td><td>276.1</td><td>-0.1128</td><td>26.66</td></tr> <tr><td>PC橋工事</td><td>30.09</td><td>113.1</td><td>-0.0840</td><td>19.84</td></tr> <tr><td>舗装工事</td><td>39.39</td><td>622.2</td><td>-0.1751</td><td>16.52</td></tr> <tr><td>砂防・地すべり等工事</td><td>44.58</td><td>1,281.7</td><td>-0.2131</td><td>15.48</td></tr> <tr><td>公園工事</td><td>41.68</td><td>366.3</td><td>-0.1379</td><td>21.03</td></tr> <tr><td>電線共同溝工事</td><td>58.82</td><td>2,235.6</td><td>-0.2308</td><td>18.72</td></tr> <tr><td>情報ボックス工事</td><td>52.66</td><td>1,570.0</td><td>-0.2154</td><td>18.08</td></tr> </tbody> </table>	対象額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする	A	b	河川工事	42.02	1,169.0	-0.2110	14.75	河川・道路構造物工事	41.29	420.8	-0.1473	19.88	海岸工事	26.90	104.0	-0.0858	17.57	道路改良工事	32.73	80.0	-0.0567	24.71	鋼橋架設工事	46.66	276.1	-0.1128	26.66	PC橋工事	30.09	113.1	-0.0840	19.84	舗装工事	39.39	622.2	-0.1751	16.52	砂防・地すべり等工事	44.58	1,281.7	-0.2131	15.48	公園工事	41.68	366.3	-0.1379	21.03	電線共同溝工事	58.82	2,235.6	-0.2308	18.72	情報ボックス工事	52.66	1,570.0	-0.2154	18.08	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 20%;">対象額 適用区分 工種区分</th> <th style="width: 10%;">700万円以下</th> <th colspan="2" style="width: 20%;">700万円を超え10億円以下</th> <th style="width: 10%;">10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>河川工事</td><td>42.02</td><td>1,169.0</td><td>-0.2110</td><td>14.75</td></tr> <tr><td>河川・道路構造物工事</td><td>41.29</td><td>420.8</td><td>-0.1473</td><td>19.88</td></tr> <tr><td>海岸工事</td><td>26.90</td><td>104.0</td><td>-0.0858</td><td>17.57</td></tr> <tr><td>道路改良工事</td><td>32.73</td><td>80.0</td><td>-0.0567</td><td>24.71</td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td>46.66</td><td>276.1</td><td>-0.1128</td><td>26.66</td></tr> <tr><td>PC橋工事</td><td>30.09</td><td>113.1</td><td>-0.0840</td><td>19.84</td></tr> <tr><td>舗装工事</td><td>39.39</td><td>622.2</td><td>-0.1751</td><td>16.52</td></tr> <tr><td>砂防・地すべり等工事</td><td>44.58</td><td>1,281.7</td><td>-0.2131</td><td>15.48</td></tr> <tr><td>公園工事</td><td>41.68</td><td>366.3</td><td>-0.1379</td><td>21.03</td></tr> <tr><td>電線共同溝工事</td><td>58.82</td><td>2,235.6</td><td>-0.2308</td><td>18.72</td></tr> <tr><td>情報ボックス工事</td><td>52.66</td><td>1,570.0</td><td>-0.2154</td><td>18.08</td></tr> </tbody> </table>	対象額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする	A	b	河川工事	42.02	1,169.0	-0.2110	14.75	河川・道路構造物工事	41.29	420.8	-0.1473	19.88	海岸工事	26.90	104.0	-0.0858	17.57	道路改良工事	32.73	80.0	-0.0567	24.71	鋼橋架設工事	46.66	276.1	-0.1128	26.66	PC橋工事	30.09	113.1	-0.0840	19.84	舗装工事	39.39	622.2	-0.1751	16.52	砂防・地すべり等工事	44.58	1,281.7	-0.2131	15.48	公園工事	41.68	366.3	-0.1379	21.03	電線共同溝工事	58.82	2,235.6	-0.2308	18.72	情報ボックス工事	52.66	1,570.0	-0.2154	18.08
	対象額 適用区分 工種区分		700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																																																																
		下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																																																																																																																	
A	b																																																																																																																																					
河川工事	42.02	1,169.0	-0.2110	14.75																																																																																																																																		
河川・道路構造物工事	41.29	420.8	-0.1473	19.88																																																																																																																																		
海岸工事	26.90	104.0	-0.0858	17.57																																																																																																																																		
道路改良工事	32.73	80.0	-0.0567	24.71																																																																																																																																		
鋼橋架設工事	46.66	276.1	-0.1128	26.66																																																																																																																																		
PC橋工事	30.09	113.1	-0.0840	19.84																																																																																																																																		
舗装工事	39.39	622.2	-0.1751	16.52																																																																																																																																		
砂防・地すべり等工事	44.58	1,281.7	-0.2131	15.48																																																																																																																																		
公園工事	41.68	366.3	-0.1379	21.03																																																																																																																																		
電線共同溝工事	58.82	2,235.6	-0.2308	18.72																																																																																																																																		
情報ボックス工事	52.66	1,570.0	-0.2154	18.08																																																																																																																																		
対象額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																																																																		
	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																																																																																																																		
A		b																																																																																																																																				
河川工事	42.02	1,169.0	-0.2110	14.75																																																																																																																																		
河川・道路構造物工事	41.29	420.8	-0.1473	19.88																																																																																																																																		
海岸工事	26.90	104.0	-0.0858	17.57																																																																																																																																		
道路改良工事	32.73	80.0	-0.0567	24.71																																																																																																																																		
鋼橋架設工事	46.66	276.1	-0.1128	26.66																																																																																																																																		
PC橋工事	30.09	113.1	-0.0840	19.84																																																																																																																																		
舗装工事	39.39	622.2	-0.1751	16.52																																																																																																																																		
砂防・地すべり等工事	44.58	1,281.7	-0.2131	15.48																																																																																																																																		
公園工事	41.68	366.3	-0.1379	21.03																																																																																																																																		
電線共同溝工事	58.82	2,235.6	-0.2308	18.72																																																																																																																																		
情報ボックス工事	52.66	1,570.0	-0.2154	18.08																																																																																																																																		
	(注) 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。	(注) 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。																																																																																																																																				
	第2表 現場管理費率	第2表 現場管理費率 （平成31年4月30日まで適用）																																																																																																																																				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 20%;">対象額 適用区分 工種区分</th> <th style="width: 10%;">700万円以下</th> <th colspan="2" style="width: 20%;">700万円を超え3億円以下</th> <th style="width: 10%;">3億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>橋梁保全工事</td><td>63.10</td><td>1,508.7</td><td>-0.2014</td><td>29.60</td></tr> </tbody> </table>	対象額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする	A	b	橋梁保全工事	63.10	1,508.7	-0.2014	29.60	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 20%;">対象額 適用区分 工種区分</th> <th style="width: 10%;">700万円以下</th> <th colspan="2" style="width: 20%;">700万円を超え3億円以下</th> <th style="width: 10%;">3億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>橋梁保全工事</td><td>63.10</td><td>1,508.7</td><td>-0.2014</td><td>29.60</td></tr> </tbody> </table>	対象額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする	A	b	橋梁保全工事	63.10	1,508.7	-0.2014	29.60																																																																																																				
対象額 適用区分 工種区分	700万円以下		700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの																																																																																																																																	
	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																																																																																																																		
A		b																																																																																																																																				
橋梁保全工事	63.10	1,508.7	-0.2014	29.60																																																																																																																																		
対象額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの																																																																																																																																		
	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																																																																																																																		
A		b																																																																																																																																				
橋梁保全工事	63.10	1,508.7	-0.2014	29.60																																																																																																																																		
	(注) 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。	(注) 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。																																																																																																																																				
	第3表 現場管理費率	第3表 現場管理費率 （平成31年4月30日まで適用）																																																																																																																																				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 20%;">対象額 適用区分 工種区分</th> <th style="width: 10%;">200万円以下</th> <th colspan="2" style="width: 20%;">200万円を超え1億円以下</th> <th style="width: 10%;">1億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>道路維持工事</td><td>58.61</td><td>605.1</td><td>-0.1609</td><td>31.23</td></tr> <tr><td>河川維持工事</td><td>41.28</td><td>166.7</td><td>-0.0962</td><td>28.34</td></tr> </tbody> </table>	対象額 適用区分 工種区分	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする	A	b	道路維持工事	58.61	605.1	-0.1609	31.23	河川維持工事	41.28	166.7	-0.0962	28.34	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 20%;">対象額 適用区分 工種区分</th> <th style="width: 10%;">200万円以下</th> <th colspan="2" style="width: 20%;">200万円を超え1億円以下</th> <th style="width: 10%;">1億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>道路維持工事</td><td>58.61</td><td>605.1</td><td>-0.1609</td><td>31.23</td></tr> <tr><td>河川維持工事</td><td>41.28</td><td>166.7</td><td>-0.0962</td><td>28.34</td></tr> </tbody> </table>	対象額 適用区分 工種区分	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする	A	b	道路維持工事	58.61	605.1	-0.1609	31.23	河川維持工事	41.28	166.7	-0.0962	28.34																																																																																										
対象額 適用区分 工種区分	200万円以下		200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの																																																																																																																																	
	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																																																																																																																		
A		b																																																																																																																																				
道路維持工事	58.61	605.1	-0.1609	31.23																																																																																																																																		
河川維持工事	41.28	166.7	-0.0962	28.34																																																																																																																																		
対象額 適用区分 工種区分	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの																																																																																																																																		
	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																																																																																																																		
A		b																																																																																																																																				
道路維持工事	58.61	605.1	-0.1609	31.23																																																																																																																																		
河川維持工事	41.28	166.7	-0.0962	28.34																																																																																																																																		
	(注) 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。	(注) 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。																																																																																																																																				

平成30年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】平成31年4月26日

ページ	改定前（平成31年4月30日まで適用）	改定後（平成31年5月1日以降適用）																																																																																																																																																														
P.I-2-②-38 第2章 工事費の積算 ② 間接工事費 3 現場管理費	<p>第4表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種区分</th> <th rowspan="2">対象額</th> <th colspan="2">適用区分</th> <th rowspan="2">20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>1,000万円以下</th> <th>1,000万円を超え20億円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>下記の率とする</td> <td>(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</td> <td>下記の率とする</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>A</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">共同溝等工事</td> <td>(1)</td> <td>48.95</td> <td>367.7</td> <td>-0.1251</td> <td>25.23</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>37.50</td> <td>110.6</td> <td>-0.0671</td> <td>26.28</td> </tr> <tr> <td>トンネル工事</td> <td></td> <td>43.96</td> <td>203.6</td> <td>-0.0951</td> <td>26.56</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">下水道工事</td> <td>(1)</td> <td>33.46</td> <td>50.8</td> <td>-0.0259</td> <td>29.17</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>36.91</td> <td>213.5</td> <td>-0.1089</td> <td>20.73</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>31.58</td> <td>48.4</td> <td>-0.0265</td> <td>27.44</td> </tr> </tbody> </table> <p>第5表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種区分</th> <th rowspan="2">対象額</th> <th colspan="2">適用区分</th> <th rowspan="2">50億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>3億円以下</th> <th>3億円を超え50億円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>下記の率とする</td> <td>(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</td> <td>下記の率とする</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>A</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>コンクリートダム</td> <td></td> <td>22.60</td> <td>301.3</td> <td>-0.1327</td> <td>15.56</td> </tr> <tr> <td>フィルダム</td> <td></td> <td>33.08</td> <td>166.5</td> <td>-0.0828</td> <td>26.20</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 算定式 $J_o = A \cdot N_p^b$ ただし、J_o：現場管理費率（%） N_p：純工事費（円） A, b：変数値 (注) 1. J_oの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする 2. 対象とする純工事費については、「2. 共通仮設費（2）算定方法 1）率計算による部分の（ニ）」及び「2. 共通仮設費（2）算定方法 5）間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。 </p>	工種区分	対象額	適用区分		20億円を超えるもの	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下			下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。	下記の率とする				A	b	共同溝等工事	(1)	48.95	367.7	-0.1251	25.23	(2)	37.50	110.6	-0.0671	26.28	トンネル工事		43.96	203.6	-0.0951	26.56	下水道工事	(1)	33.46	50.8	-0.0259	29.17	(2)	36.91	213.5	-0.1089	20.73	(3)	31.58	48.4	-0.0265	27.44	工種区分	対象額	適用区分		50億円を超えるもの	3億円以下	3億円を超え50億円以下			下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。	下記の率とする				A	b	コンクリートダム		22.60	301.3	-0.1327	15.56	フィルダム		33.08	166.5	-0.0828	26.20	<p>第4表（平成31年4月30日まで適用）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種区分</th> <th rowspan="2">対象額</th> <th colspan="2">適用区分</th> <th rowspan="2">20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>1,000万円以下</th> <th>1,000万円を超え20億円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>下記の率とする</td> <td>(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</td> <td>下記の率とする</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>A</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">共同溝等工事</td> <td>(1)</td> <td>48.95</td> <td>367.7</td> <td>-0.1251</td> <td>25.23</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>37.50</td> <td>110.6</td> <td>-0.0671</td> <td>26.28</td> </tr> <tr> <td>トンネル工事</td> <td></td> <td>43.96</td> <td>203.6</td> <td>-0.0951</td> <td>26.56</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">下水道工事</td> <td>(1)</td> <td>33.46</td> <td>50.8</td> <td>-0.0259</td> <td>29.17</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>36.91</td> <td>213.5</td> <td>-0.1089</td> <td>20.73</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>31.58</td> <td>48.4</td> <td>-0.0265</td> <td>27.44</td> </tr> </tbody> </table> <p>第5表（平成31年4月30日まで適用）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種区分</th> <th rowspan="2">対象額</th> <th colspan="2">適用区分</th> <th rowspan="2">50億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>3億円以下</th> <th>3億円を超え50億円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>下記の率とする</td> <td>(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</td> <td>下記の率とする</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>A</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>コンクリートダム</td> <td></td> <td>22.60</td> <td>301.3</td> <td>-0.1327</td> <td>15.56</td> </tr> <tr> <td>フィルダム</td> <td></td> <td>33.08</td> <td>166.5</td> <td>-0.0828</td> <td>26.20</td> </tr> </tbody> </table>	工種区分	対象額	適用区分		20億円を超えるもの	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下			下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。	下記の率とする				A	b	共同溝等工事	(1)	48.95	367.7	-0.1251	25.23	(2)	37.50	110.6	-0.0671	26.28	トンネル工事		43.96	203.6	-0.0951	26.56	下水道工事	(1)	33.46	50.8	-0.0259	29.17	(2)	36.91	213.5	-0.1089	20.73	(3)	31.58	48.4	-0.0265	27.44	工種区分	対象額	適用区分		50億円を超えるもの	3億円以下	3億円を超え50億円以下			下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。	下記の率とする				A	b	コンクリートダム		22.60	301.3	-0.1327	15.56	フィルダム		33.08	166.5	-0.0828	26.20
工種区分	対象額			適用区分			20億円を超えるもの																																																																																																																																																									
		1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下																																																																																																																																																													
		下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。	下記の率とする																																																																																																																																																												
			A	b																																																																																																																																																												
共同溝等工事	(1)	48.95	367.7	-0.1251	25.23																																																																																																																																																											
	(2)	37.50	110.6	-0.0671	26.28																																																																																																																																																											
トンネル工事		43.96	203.6	-0.0951	26.56																																																																																																																																																											
下水道工事	(1)	33.46	50.8	-0.0259	29.17																																																																																																																																																											
	(2)	36.91	213.5	-0.1089	20.73																																																																																																																																																											
	(3)	31.58	48.4	-0.0265	27.44																																																																																																																																																											
工種区分	対象額	適用区分		50億円を超えるもの																																																																																																																																																												
		3億円以下	3億円を超え50億円以下																																																																																																																																																													
		下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。	下記の率とする																																																																																																																																																												
			A	b																																																																																																																																																												
コンクリートダム		22.60	301.3	-0.1327	15.56																																																																																																																																																											
フィルダム		33.08	166.5	-0.0828	26.20																																																																																																																																																											
工種区分	対象額	適用区分		20億円を超えるもの																																																																																																																																																												
		1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下																																																																																																																																																													
		下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。	下記の率とする																																																																																																																																																												
			A	b																																																																																																																																																												
共同溝等工事	(1)	48.95	367.7	-0.1251	25.23																																																																																																																																																											
	(2)	37.50	110.6	-0.0671	26.28																																																																																																																																																											
トンネル工事		43.96	203.6	-0.0951	26.56																																																																																																																																																											
下水道工事	(1)	33.46	50.8	-0.0259	29.17																																																																																																																																																											
	(2)	36.91	213.5	-0.1089	20.73																																																																																																																																																											
	(3)	31.58	48.4	-0.0265	27.44																																																																																																																																																											
工種区分	対象額	適用区分		50億円を超えるもの																																																																																																																																																												
		3億円以下	3億円を超え50億円以下																																																																																																																																																													
		下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。	下記の率とする																																																																																																																																																												
			A	b																																																																																																																																																												
コンクリートダム		22.60	301.3	-0.1327	15.56																																																																																																																																																											
フィルダム		33.08	166.5	-0.0828	26.20																																																																																																																																																											

I-2-②-38(3)へ移動

平成30年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】平成31年4月26日

ページ	改定前（平成31年4月30日まで適用）	改定後（平成31年5月1日以降適用）																																																																																																																														
<p>P.I-2-②-38 第2章 工事費の積算 ② 間接工事費 3 現場管理費</p>		<p style="text-align: center;">別表第2 現場管理費率</p> <p>第1表（平成31年5月1日以降適用）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;">T種区分</th> <th style="width: 15%;">対象額</th> <th style="width: 15%;">700万円以下</th> <th style="width: 15%;">700万円を超え10億円以下</th> <th style="width: 15%;">10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>適用区分</th> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>河川工事</td><td></td><td>43.20</td><td>1,270.0</td><td>-0.2145</td><td>14.90</td></tr> <tr><td>河川・道路構造物工事</td><td></td><td>42.50</td><td>457.7</td><td>-0.1508</td><td>20.11</td></tr> <tr><td>海岸T工事</td><td></td><td>27.72</td><td>113.6</td><td>-0.0895</td><td>17.78</td></tr> <tr><td>道路改良T工事</td><td></td><td>33.65</td><td>86.9</td><td>-0.0602</td><td>24.96</td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td></td><td>48.12</td><td>302.3</td><td>-0.1166</td><td>26.98</td></tr> <tr><td>PC橋工事</td><td></td><td>30.73</td><td>120.5</td><td>-0.0867</td><td>19.98</td></tr> <tr><td>舗装工事</td><td></td><td>40.32</td><td>667.7</td><td>-0.1781</td><td>16.66</td></tr> <tr><td>砂防・地すべり等工事</td><td></td><td>45.49</td><td>1,362.7</td><td>-0.2157</td><td>15.60</td></tr> <tr><td>公園T工事</td><td></td><td>42.43</td><td>385.5</td><td>-0.1400</td><td>21.18</td></tr> <tr><td>電線共同溝工事</td><td></td><td>60.30</td><td>2,406.6</td><td>-0.2339</td><td>18.89</td></tr> <tr><td>情報ボックス工事</td><td></td><td>53.99</td><td>1,690.4</td><td>-0.2185</td><td>18.26</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。</p> <p>第2表（平成31年5月1日以降適用）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;">工種区分</th> <th style="width: 15%;">対象額</th> <th style="width: 15%;">700万円以下</th> <th style="width: 15%;">700万円を超え3億円以下</th> <th style="width: 15%;">3億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>適用区分</th> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>橋梁保全T工事</td> <td></td> <td>64.94</td> <td>1,622.9</td> <td>-0.2042</td> <td>30.15</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3表（平成31年5月1日以降適用）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;">工種区分</th> <th style="width: 15%;">対象額</th> <th style="width: 15%;">200万円以下</th> <th style="width: 15%;">200万円を超え1億円以下</th> <th style="width: 15%;">1億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>適用区分</th> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路維持T工事</td> <td></td> <td>59.78</td> <td>628.9</td> <td>-0.1622</td> <td>31.69</td> </tr> <tr> <td>河川維持工事</td> <td></td> <td>41.92</td> <td>171.5</td> <td>-0.0971</td> <td>28.67</td> </tr> </tbody> </table>	T種区分	対象額	700万円以下	700万円を超え10億円以下	10億円を超えるもの	適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。					A	b	河川工事		43.20	1,270.0	-0.2145	14.90	河川・道路構造物工事		42.50	457.7	-0.1508	20.11	海岸T工事		27.72	113.6	-0.0895	17.78	道路改良T工事		33.65	86.9	-0.0602	24.96	鋼橋架設工事		48.12	302.3	-0.1166	26.98	PC橋工事		30.73	120.5	-0.0867	19.98	舗装工事		40.32	667.7	-0.1781	16.66	砂防・地すべり等工事		45.49	1,362.7	-0.2157	15.60	公園T工事		42.43	385.5	-0.1400	21.18	電線共同溝工事		60.30	2,406.6	-0.2339	18.89	情報ボックス工事		53.99	1,690.4	-0.2185	18.26	工種区分	対象額	700万円以下	700万円を超え3億円以下	3億円を超えるもの	適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。					A	b	橋梁保全T工事		64.94	1,622.9	-0.2042	30.15	工種区分	対象額	200万円以下	200万円を超え1億円以下	1億円を超えるもの	適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。					A	b	道路維持T工事		59.78	628.9	-0.1622	31.69	河川維持工事		41.92	171.5	-0.0971	28.67
T種区分	対象額	700万円以下		700万円を超え10億円以下	10億円を超えるもの																																																																																																																											
	適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。																																																																																																																													
			A	b																																																																																																																												
河川工事		43.20	1,270.0	-0.2145	14.90																																																																																																																											
河川・道路構造物工事		42.50	457.7	-0.1508	20.11																																																																																																																											
海岸T工事		27.72	113.6	-0.0895	17.78																																																																																																																											
道路改良T工事		33.65	86.9	-0.0602	24.96																																																																																																																											
鋼橋架設工事		48.12	302.3	-0.1166	26.98																																																																																																																											
PC橋工事		30.73	120.5	-0.0867	19.98																																																																																																																											
舗装工事		40.32	667.7	-0.1781	16.66																																																																																																																											
砂防・地すべり等工事		45.49	1,362.7	-0.2157	15.60																																																																																																																											
公園T工事		42.43	385.5	-0.1400	21.18																																																																																																																											
電線共同溝工事		60.30	2,406.6	-0.2339	18.89																																																																																																																											
情報ボックス工事		53.99	1,690.4	-0.2185	18.26																																																																																																																											
工種区分	対象額	700万円以下	700万円を超え3億円以下	3億円を超えるもの																																																																																																																												
	適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。																																																																																																																													
			A	b																																																																																																																												
橋梁保全T工事		64.94	1,622.9	-0.2042	30.15																																																																																																																											
工種区分	対象額	200万円以下	200万円を超え1億円以下	1億円を超えるもの																																																																																																																												
	適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。																																																																																																																													
			A	b																																																																																																																												
道路維持T工事		59.78	628.9	-0.1622	31.69																																																																																																																											
河川維持工事		41.92	171.5	-0.0971	28.67																																																																																																																											

平成30年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】平成31年4月26日

ページ	改定前（平成31年4月30日まで適用）	改定後（平成31年5月1日以降適用）																																																																							
<p>P.I-2-②-38 第2章 工事費の積算 ② 間接工事費 3 現場管理費</p>		<p>第4表（平成31年5月1日以降適用）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種区分</th> <th rowspan="2">適用区分</th> <th colspan="2">対象額</th> <th rowspan="2">20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>1,000万円以下</th> <th>1,000万円を超え20億円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>下記の率とする</td> <td colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>A</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">共同溝等工事</td> <td>(1)</td> <td>49.99</td> <td>397.3</td> <td>-0.1286</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>38.33</td> <td>119.6</td> <td>-0.0706</td> </tr> <tr> <td>トンネル工事</td> <td></td> <td>43.96</td> <td>44.93</td> <td>219.8</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">下水道工事</td> <td>(1)</td> <td>34.41</td> <td>56.4</td> <td>-0.0306</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>37.59</td> <td>228.2</td> <td>-0.1119</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>32.26</td> <td>52.4</td> <td>-0.0301</td> </tr> </tbody> </table> <p>第5表（平成31年5月1日以降適用）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種区分</th> <th rowspan="2">適用区分</th> <th colspan="2">対象額</th> <th rowspan="2">50億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>3億円以下</th> <th>3億円を超え50億円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>下記の率とする</td> <td colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>A</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>コンクリートダム</td> <td></td> <td>22.90</td> <td>332.0</td> <td>-0.1370</td> </tr> <tr> <td>フィルダム</td> <td></td> <td>33.52</td> <td>184.6</td> <td>-0.0874</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 算定式 $J_o = A \cdot N_p^b$ ただし、J_o：現場管理費率（%） N_p：純工事費（円） A, b：変数値 </p> <p>(注) 1. J_oの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする 2. 対象とする純工事費については、「2. 共通仮設費（2）算定方法 1）率計算による部分の（ニ）」及び「2. 共通仮設費（2）算定方法 5）間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p>	工種区分	適用区分	対象額		20億円を超えるもの	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下			下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。					A	b	共同溝等工事	(1)	49.99	397.3	-0.1286	(2)	38.33	119.6	-0.0706	トンネル工事		43.96	44.93	219.8	下水道工事	(1)	34.41	56.4	-0.0306	(2)	37.59	228.2	-0.1119	(3)	32.26	52.4	-0.0301	工種区分	適用区分	対象額		50億円を超えるもの	3億円以下	3億円を超え50億円以下			下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。					A	b	コンクリートダム		22.90	332.0	-0.1370	フィルダム		33.52	184.6	-0.0874
工種区分	適用区分	対象額			20億円を超えるもの																																																																				
		1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下																																																																						
		下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。																																																																						
			A	b																																																																					
共同溝等工事	(1)	49.99	397.3	-0.1286																																																																					
	(2)	38.33	119.6	-0.0706																																																																					
トンネル工事		43.96	44.93	219.8																																																																					
下水道工事	(1)	34.41	56.4	-0.0306																																																																					
	(2)	37.59	228.2	-0.1119																																																																					
	(3)	32.26	52.4	-0.0301																																																																					
工種区分	適用区分	対象額		50億円を超えるもの																																																																					
		3億円以下	3億円を超え50億円以下																																																																						
		下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。																																																																						
			A	b																																																																					
コンクリートダム		22.90	332.0	-0.1370																																																																					
フィルダム		33.52	184.6	-0.0874																																																																					

平成30年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】平成31年4月26日

ページ	改定前（平成31年4月30日まで適用）	改定後（平成31年5月1日以降適用）																																																												
第12編 空港		<p>②間接工事費 2. 現場管理費 (平成31年4月30日まで適用) 空港請負工事積算基準(平成30年4月) I-2-28 第1表～第3表</p> <p>(平成31年5月1日以降適用) 別表第2 現場管理費率 第1表</p> <table border="1" data-bbox="1777 741 2748 1014"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額</th> <th>500万円以下</th> <th colspan="2">500万円を超え50億円以下</th> <th>50億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>適用区分</th> <th colspan="2">(2)の算定式により算出される率とする。ただし、変数値は、下記による。</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <td>工種区分</td> <td>下記の率とする</td> <td>A</td> <td>b</td> <td></td> </tr> <tr> <td>空港用地造成工事</td> <td>34.65</td> <td>135.7</td> <td>-0.0885</td> <td>18.80</td> </tr> </thead> </table> <p>第2表</p> <table border="1" data-bbox="1777 1087 2748 1360"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額</th> <th>500万円以下</th> <th colspan="2">500万円を超え20億円以下</th> <th>20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>適用区分</th> <th colspan="2">(2)の算定式により算出される率とする。ただし、変数値は、下記による。</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <td>工種区分</td> <td>下記の率とする</td> <td>A</td> <td>b</td> <td></td> </tr> <tr> <td>空港舗装工事</td> <td>29.37</td> <td>193.1</td> <td>-0.1221</td> <td>14.13</td> </tr> </thead> </table> <p>第3表</p> <table border="1" data-bbox="1777 1434 2748 1707"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額</th> <th>500万円以下</th> <th colspan="2">500万円を超え2億円以下</th> <th>2億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>適用区分</th> <th colspan="2">(2)の算定式により算出される率とする。ただし、変数値は、下記による。</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <td>工種区分</td> <td>下記の率とする</td> <td>A</td> <td>b</td> <td></td> </tr> <tr> <td>空港維持工事</td> <td>60.39</td> <td>520.2</td> <td>-0.1396</td> <td>36.09</td> </tr> </thead> </table>				対象額	500万円以下	500万円を超え50億円以下		50億円を超えるもの	適用区分	(2)の算定式により算出される率とする。ただし、変数値は、下記による。		下記の率とする	工種区分	下記の率とする	A	b		空港用地造成工事	34.65	135.7	-0.0885	18.80	対象額	500万円以下	500万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	適用区分	(2)の算定式により算出される率とする。ただし、変数値は、下記による。		下記の率とする	工種区分	下記の率とする	A	b		空港舗装工事	29.37	193.1	-0.1221	14.13	対象額	500万円以下	500万円を超え2億円以下		2億円を超えるもの	適用区分	(2)の算定式により算出される率とする。ただし、変数値は、下記による。		下記の率とする	工種区分	下記の率とする	A	b		空港維持工事	60.39	520.2	-0.1396	36.09
対象額	500万円以下	500万円を超え50億円以下		50億円を超えるもの																																																										
	適用区分	(2)の算定式により算出される率とする。ただし、変数値は、下記による。		下記の率とする																																																										
工種区分	下記の率とする	A	b																																																											
空港用地造成工事	34.65	135.7	-0.0885	18.80																																																										
対象額	500万円以下	500万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																										
	適用区分	(2)の算定式により算出される率とする。ただし、変数値は、下記による。		下記の率とする																																																										
工種区分	下記の率とする	A	b																																																											
空港舗装工事	29.37	193.1	-0.1221	14.13																																																										
対象額	500万円以下	500万円を超え2億円以下		2億円を超えるもの																																																										
	適用区分	(2)の算定式により算出される率とする。ただし、変数値は、下記による。		下記の率とする																																																										
工種区分	下記の率とする	A	b																																																											
空港維持工事	60.39	520.2	-0.1396	36.09																																																										

平成30年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】平成31年4月26日

ページ	改定前（平成31年4月30日まで適用）	改定後（平成31年5月1日以降適用）																																																		
P.11-2 第11-1編港湾 [1]適用する基準		<p>3節 現場管理費 (平成31年4月30日まで適用) 平成30年度改訂版 港湾土木請負工事積算基準 2-2-10 表-③</p> <p>(平成31年5月1日以降適用) 表-③ 現場管理費率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 10%;"></th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">対象額</th> <th style="width: 20%;">700万円以下</th> <th colspan="2" style="width: 40%;">700万円を超え20億円以下</th> <th style="width: 20%;">20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>適用区分等 下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <th style="text-align: left;">工種区分</th> <th></th> <th></th> <th style="text-align: center;">a</th> <th style="text-align: center;">b</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: left;">港湾</td> <td style="text-align: left;">浚渫工事</td> <td style="text-align: center;"><u>23.60 %</u></td> <td style="text-align: center;"><u>98.9</u></td> <td style="text-align: center;"><u>-0.0909</u></td> <td style="text-align: center;"><u>14.12 %</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">工事</td> <td style="text-align: left;">構造物工事</td> <td style="text-align: center;"><u>24.25 %</u></td> <td style="text-align: center;"><u>46.5</u></td> <td style="text-align: center;"><u>-0.0413</u></td> <td style="text-align: center;"><u>19.20 %</u></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 10%;"></th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">対象額</th> <th style="width: 20%;">700万円以下</th> <th colspan="2" style="width: 40%;">700万円を超え10億円以下</th> <th style="width: 20%;">10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>適用区分等 下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <th style="text-align: left;">工種区分</th> <th></th> <th></th> <th style="text-align: center;">a</th> <th style="text-align: center;">b</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: left;">海岸</td> <td style="text-align: left;">工事</td> <td style="text-align: center;"><u>27.72 %</u></td> <td style="text-align: center;"><u>113.6</u></td> <td style="text-align: center;"><u>-0.0895</u></td> <td style="text-align: center;"><u>17.78 %</u></td> </tr> </tbody> </table>		対象額	700万円以下	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	適用区分等 下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする	工種区分			a	b		港湾	浚渫工事	<u>23.60 %</u>	<u>98.9</u>	<u>-0.0909</u>	<u>14.12 %</u>	工事	構造物工事	<u>24.25 %</u>	<u>46.5</u>	<u>-0.0413</u>	<u>19.20 %</u>		対象額	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	適用区分等 下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする	工種区分			a	b		海岸	工事	<u>27.72 %</u>	<u>113.6</u>	<u>-0.0895</u>	<u>17.78 %</u>
	対象額	700万円以下			700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																													
		適用区分等 下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする																																															
工種区分			a	b																																																
港湾	浚渫工事	<u>23.60 %</u>	<u>98.9</u>	<u>-0.0909</u>	<u>14.12 %</u>																																															
工事	構造物工事	<u>24.25 %</u>	<u>46.5</u>	<u>-0.0413</u>	<u>19.20 %</u>																																															
	対象額	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																															
		適用区分等 下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする																																															
工種区分			a	b																																																
海岸	工事	<u>27.72 %</u>	<u>113.6</u>	<u>-0.0895</u>	<u>17.78 %</u>																																															

平成30年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】平成31年4月26日

ページ	改定前（平成31年4月30日まで適用）	改定後（平成31年5月1日以降適用）																				
<p>P.11-2 第11-1編港湾 [1]適用する基準</p>		<p>（平成31年4月30日まで適用） 平成30年度改訂版 港湾土木請負工事積算基準 2-2-(3) 表-②</p> <p>（平成31年5月1日以降適用）</p> <p>表-② 現場管理費率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">対象額</th> <th style="width: 20%;">700万円以下</th> <th colspan="2" style="width: 40%;">700万円を超え4億円以下</th> <th style="width: 25%;">4億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>適用区分等</th> <td>下記の率とする</td> <td colspan="2">算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</td> <td>下記の率とする</td> </tr> <tr> <th>工種区分</th> <td></td> <th style="width: 10%;">a</th> <th style="width: 10%;">b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>港湾構造物工事 海岸工事</td> <td><u>22.48 %</u></td> <td><u>96.9</u></td> <td><u>-0.0927</u></td> <td><u>15.45 %</u></td> </tr> </tbody> </table>	対象額	700万円以下	700万円を超え4億円以下		4億円を超えるもの	適用区分等	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする	工種区分		a	b		港湾構造物工事 海岸工事	<u>22.48 %</u>	<u>96.9</u>	<u>-0.0927</u>	<u>15.45 %</u>
対象額	700万円以下	700万円を超え4億円以下		4億円を超えるもの																		
適用区分等	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする																		
工種区分		a	b																			
港湾構造物工事 海岸工事	<u>22.48 %</u>	<u>96.9</u>	<u>-0.0927</u>	<u>15.45 %</u>																		

平成30年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】平成31年4月26日

ページ	改定前（平成31年4月30日まで適用）	改定後（平成31年5月1日以降適用）																																																						
<p>P.11-3 第11-2編漁港漁場整備 [1]適用基準</p>		<p>3-1-1 積算方法 (平成31年4月30日まで適用) 漁港漁場関係工事積算基準 平成30年度版 2-2-10 表-③</p> <p>(平成31年5月1日以降適用)</p> <p style="text-align: center;">表-③ 現場管理費率</p> <table border="1" data-bbox="1774 772 2724 1003"> <thead> <tr> <th colspan="2">対象額</th> <th>700万円以下</th> <th colspan="2">700万円を超え20億円以下</th> <th>20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th colspan="2">適用区分等</th> <td>下記の率とする</td> <td colspan="2">算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</td> <td>下記の率とする</td> </tr> <tr> <th colspan="2">工種区分</th> <td></td> <th>a</th> <th>b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>港湾</td> <td>浚渫工事</td> <td><u>23.60 %</u></td> <td><u>98.9</u></td> <td><u>-0.0909</u></td> <td><u>14.12 %</u></td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td>構造物工事</td> <td><u>24.25 %</u></td> <td><u>46.5</u></td> <td><u>-0.0413</u></td> <td><u>19.20 %</u></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1774 1045 2724 1234"> <thead> <tr> <th colspan="2">対象額</th> <th>700万円以下</th> <th colspan="2">700万円を超え10億円以下</th> <th>10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th colspan="2">適用区分等</th> <td>下記の率とする</td> <td colspan="2">算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</td> <td>下記の率とする</td> </tr> <tr> <th colspan="2">工種区分</th> <td></td> <th>a</th> <th>b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>海岸工事</td> <td><u>27.72 %</u></td> <td><u>113.6</u></td> <td><u>-0.0895</u></td> <td><u>17.78 %</u></td> </tr> </tbody> </table>	対象額		700万円以下	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	適用区分等		下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする	工種区分			a	b		港湾	浚渫工事	<u>23.60 %</u>	<u>98.9</u>	<u>-0.0909</u>	<u>14.12 %</u>	工事	構造物工事	<u>24.25 %</u>	<u>46.5</u>	<u>-0.0413</u>	<u>19.20 %</u>	対象額		700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	適用区分等		下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする	工種区分			a	b			海岸工事	<u>27.72 %</u>	<u>113.6</u>	<u>-0.0895</u>	<u>17.78 %</u>
対象額		700万円以下	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																			
適用区分等		下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする																																																			
工種区分			a	b																																																				
港湾	浚渫工事	<u>23.60 %</u>	<u>98.9</u>	<u>-0.0909</u>	<u>14.12 %</u>																																																			
工事	構造物工事	<u>24.25 %</u>	<u>46.5</u>	<u>-0.0413</u>	<u>19.20 %</u>																																																			
対象額		700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																			
適用区分等		下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする																																																			
工種区分			a	b																																																				
	海岸工事	<u>27.72 %</u>	<u>113.6</u>	<u>-0.0895</u>	<u>17.78 %</u>																																																			

平成30年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】平成31年4月26日

ページ	改定前（平成31年4月30日まで適用）	改定後（平成31年5月1日以降適用）																			
<p>P.11-3 第11-2編漁港漁場整備 [1]適用基準</p>		<p style="text-align: center;">（平成31年5月1日以降適用）</p> <p>表-② 現場管理费率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">対象額 適用 区分等</th> <th style="width: 20%;">700万円以下</th> <th colspan="2" style="width: 40%;">700万円を超え1億円以下</th> <th style="width: 25%;">1億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">工種区分</td> <td>下記の率とする</td> <td colspan="2">算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</td> <td>下記の率とする</td> </tr> <tr> <td></td> <td>a</td> <td>b</td> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">港湾構造物工事 海岸工事</td> <td><u>22.48 %</u></td> <td><u>96.9</u></td> <td><u>-0.0927</u></td> <td><u>15.45 %</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>3-1-2 現場管理费率の補正 1) 施工時期、工事期間等による補正については、適用しない</p>	対象額 適用 区分等	700万円以下	700万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの	工種区分	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする		a	b		港湾構造物工事 海岸工事	<u>22.48 %</u>	<u>96.9</u>	<u>-0.0927</u>	<u>15.45 %</u>
対象額 適用 区分等	700万円以下	700万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの																	
工種区分	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする																	
		a	b																		
港湾構造物工事 海岸工事	<u>22.48 %</u>	<u>96.9</u>	<u>-0.0927</u>	<u>15.45 %</u>																	

平成30年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】平成31年4月26日

ページ	改定前（平成31年4月30日まで適用）	改定後（平成31年5月1日以降適用）
<p>P.13-3 第13編 農業農村整備 第1章 ② 工事費の積算 2. 間接工事費の積算 1) 共通仮設費 2 共通仮設費率の補正</p>	<p>2 共通仮設費率の補正 施工地域を考慮した共通仮設費率の補正は、別表3の共通仮設費率に別表4の補正係数を乗じるものとする。 ただし、フィルダム及びコンクリートダム工事には適用しない。 なお、補正係数を乗じる場合は、共通仮設費率の端数処理後に係数を乗じて、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>	<p>2 共通仮設費率の補正 (1) 施工地域を考慮した共通仮設費率の補正は、別表3の共通仮設費率に別表4の補正係数を乗じるものとする。 ただし、フィルダム及びコンクリートダム工事には適用しない。 なお、補正係数を乗じる場合は、共通仮設費率の端数処理後に係数を乗じて、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。 (2) 災害の発生等により、本基準において想定している状況と実態が乖離している場合などについては、別表4に示す補正係数の他、必要に応じて実態等を踏まえた補正係数を設定することができるものとする。</p>

平成30年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】平成31年4月26日

ページ	改定前（平成31年4月30日まで適用）	改定後（平成31年5月1日以降適用）																												
<p>P.13-6 第13編 農業農村整備 第1章 ② 工事費の積算 2. 間接工事費の積算 1) 共通仮設費 別表2 共通仮設費率適用範囲</p>	<p style="text-align: center;">別表2 共通仮設費率適用範囲</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">項目</th> <th style="width: 90%;">率の対象項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">運搬費</td> <td> 1 建設機械器具の運搬等に要する費用 (1) 質量20t未満の建設機械の搬入、搬出(組立・解体を含む)に要する費用 (2) 器材等(型枠、支保材、足場材、仮囲い、敷鉄板(積上げ計上分を除く)、橋梁ベント、橋梁架設用タワ、橋梁用架設桁設備、排砂管、トレミー管等)の搬入、搬出並びに現場内小運搬に要する費用 (3) 建設機械の自走による運搬に要する費用 (4) 建設機械等の日々回送(分解・組立、輸送)に要する費用 (5) 建設機械の現場内小運搬に要する費用 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">準備費</td> <td> 1 準備及び跡片付けに要する費用 (1) 準備に要する費用 (2) 現場の跡片付け、清掃、踏み荒らしに対する復旧等に要する費用 2 調査・測量、丁張等に要する費用 (1) 工事施工に必要な測量及び丁張に要する費用 (2) 縦、横断面図の照査等に要する費用 (3) 用地幅杭等の仮移設等に要する費用 3 準備として行う以下に要する費用 (1) ブルドーザ、レーキドーザ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹などを除去する伐開に要する費用(チェーンソー等による伐採作業を除く) (2) 除根、除草、整地、段切り(ため池及びダム の堤体部を除く)、すりつけ等に要する費用 なお、伐開、除根及び除草は、現場内の集積・積み込み作業を含む。(農用地造成工事の伐開、除根、除草等に要する費用を除く) また、伐開、伐採の定義については、「建設工事積算基準第1編第2章②間接工事費2共通仮設費2-3準備費(3)」による。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">安全費</td> <td> 1 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用 2 不稼働日の保安要員等の費用 3 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、架空線等事故防止対策簡易ゲート等の安全施設類の設置・撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料 4 夜間作業を行う場合における照明に要する費用(大規模な照明施設を必要とする広範なダム工事及びトンネル本体工事を除く) 5 河川、海岸工事における救命艇に要する費用 6 酸素欠乏症の予防に要する費用 7 粉塵作業の予防に要する費用 8 トンネル等における防火安全対策に要する費用 9 安全用品等に要する費用 10 安全委員会等に要する費用 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">役務費</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">技術管理費</td> <td> 1 共通仕様書の品質管理基準に規定している試験区分「必須」「その他」の各種試験に要する費用 2 出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用 3 工程管理のための資料の作成等に要する費用 4 工事完成図書類の作成及び電子納品等に要する費用 5 建設材料の品質記録保存に要する費用 6 コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用 7 コンクリートのひび割れ調査及びテストハンマーによる強度推定調査に要する費用 8 PC上部工・アンカー工等の緊張管理、グラウト配合試験等に要する費用 9 塗装膜厚施工管理に要する費用 10 施工管理で使用するOA機器の費用 11 建設発生土情報交換システム及び建設副産物情報交換システムの操作に要する費用 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">営繕費</td> <td> 1 現場事務所、労働者宿舎、倉庫等の営繕(設置・撤去、維持・補修)に要する費用 2 1に係る土地・建物の借上げに要する費用 3 労働者を日々当該現場に送迎輸送するために要する費用(海上輸送等での労働者の輸送に要する費用は除く) 4 火薬庫等及び特に必要とされる監督員詰所の営繕(設置・撤去、維持・補修、土地の借上げ)に要する費用(フィルダム及びコンクリートダム工事) </td> </tr> </tbody> </table>	項目	率の対象項目	運搬費	1 建設機械器具の運搬等に要する費用 (1) 質量20t未満の建設機械の搬入、搬出(組立・解体を含む)に要する費用 (2) 器材等(型枠、支保材、足場材、仮囲い、敷鉄板(積上げ計上分を除く)、橋梁ベント、橋梁架設用タワ、橋梁用架設桁設備、排砂管、トレミー管等)の搬入、搬出並びに現場内小運搬に要する費用 (3) 建設機械の自走による運搬に要する費用 (4) 建設機械等の日々回送(分解・組立、輸送)に要する費用 (5) 建設機械の現場内小運搬に要する費用	準備費	1 準備及び跡片付けに要する費用 (1) 準備に要する費用 (2) 現場の跡片付け、清掃、踏み荒らしに対する復旧等に要する費用 2 調査・測量、丁張等に要する費用 (1) 工事施工に必要な測量及び丁張に要する費用 (2) 縦、横断面図の照査等に要する費用 (3) 用地幅杭等の仮移設等に要する費用 3 準備として行う以下に要する費用 (1) ブルドーザ、レーキドーザ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹などを除去する伐開に要する費用(チェーンソー等による伐採作業を除く) (2) 除根、除草、整地、段切り(ため池及びダム の堤体部を除く)、すりつけ等に要する費用 なお、伐開、除根及び除草は、現場内の集積・積み込み作業を含む。(農用地造成工事の伐開、除根、除草等に要する費用を除く) また、伐開、伐採の定義については、「建設工事積算基準第1編第2章②間接工事費2共通仮設費2-3準備費(3)」による。	安全費	1 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用 2 不稼働日の保安要員等の費用 3 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、架空線等事故防止対策簡易ゲート等の安全施設類の設置・撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料 4 夜間作業を行う場合における照明に要する費用(大規模な照明施設を必要とする広範なダム工事及びトンネル本体工事を除く) 5 河川、海岸工事における救命艇に要する費用 6 酸素欠乏症の予防に要する費用 7 粉塵作業の予防に要する費用 8 トンネル等における防火安全対策に要する費用 9 安全用品等に要する費用 10 安全委員会等に要する費用	役務費		技術管理費	1 共通仕様書の品質管理基準に規定している試験区分「必須」「その他」の各種試験に要する費用 2 出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用 3 工程管理のための資料の作成等に要する費用 4 工事完成図書類の作成及び電子納品等に要する費用 5 建設材料の品質記録保存に要する費用 6 コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用 7 コンクリートのひび割れ調査及びテストハンマーによる強度推定調査に要する費用 8 PC上部工・アンカー工等の緊張管理、グラウト配合試験等に要する費用 9 塗装膜厚施工管理に要する費用 10 施工管理で使用するOA機器の費用 11 建設発生土情報交換システム及び建設副産物情報交換システムの操作に要する費用	営繕費	1 現場事務所、労働者宿舎、倉庫等の営繕(設置・撤去、維持・補修)に要する費用 2 1に係る土地・建物の借上げに要する費用 3 労働者を日々当該現場に送迎輸送するために要する費用(海上輸送等での労働者の輸送に要する費用は除く) 4 火薬庫等及び特に必要とされる監督員詰所の営繕(設置・撤去、維持・補修、土地の借上げ)に要する費用(フィルダム及びコンクリートダム工事)	<p style="text-align: center;">別表2 共通仮設費率適用範囲</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">項目</th> <th style="width: 90%;">率の対象項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">運搬費</td> <td> 1 建設機械器具の運搬等に要する費用 (1) 質量20t未満の建設機械の搬入、搬出(組立・解体を含む)に要する費用 (2) 器材等(型枠、支保材、足場材、仮囲い、敷鉄板(積上げ計上分を除く)、橋梁ベント、橋梁架設用タワ、橋梁用架設桁設備、排砂管、トレミー管等)の搬入、搬出並びに現場内小運搬に要する費用 (3) 建設機械の自走による運搬に要する費用 (4) 建設機械等の日々回送(分解・組立、輸送)に要する費用 (5) 建設機械の現場内小運搬に要する費用 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">準備費</td> <td> 1 準備及び跡片付けに要する費用 (1) 準備に要する費用 (2) 現場の跡片付け、清掃、踏み荒らしに対する復旧等に要する費用 2 調査・測量、丁張等に要する費用 (1) 工事施工に必要な測量及び丁張に要する費用 (2) 縦、横断面図の照査等に要する費用 (3) 用地幅杭等の仮移設等に要する費用 3 準備として行う以下に要する費用 (1) ブルドーザ、レーキドーザ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹などを除去する伐開に要する費用(チェーンソー等による伐採作業を除く) (2) 除根、除草、整地、段切り(ため池及びダム の堤体部を除く)、すりつけ等に要する費用 なお、伐開、除根及び除草は、現場内の集積・積み込み作業を含む。(農用地造成工事の伐開、除根、除草等に要する費用を除く) また、伐開、伐採の定義については、「建設工事積算基準第1編第2章②間接工事費2共通仮設費2-3準備費(3)」による。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">安全費</td> <td> 1 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用 2 不稼働日の保安要員等の費用 3 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、架空線等事故防止対策簡易ゲート等の安全施設類の設置・撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料 4 夜間作業を行う場合における照明に要する費用(大規模な照明施設を必要とする広範なダム工事及びトンネル本体工事を除く) 5 河川、海岸工事における救命艇に要する費用 6 酸素欠乏症の予防に要する費用 7 粉塵作業の予防に要する費用 8 トンネル等における防火安全対策に要する費用 9 安全用品等に要する費用 10 安全委員会等に要する費用 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">役務費</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">技術管理費</td> <td> 1 共通仕様書の品質管理基準に規定している試験区分「必須」「その他」の各種試験に要する費用 2 出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用 3 工程管理のための資料の作成等に要する費用 4 工事完成図書類の作成及び電子納品等に要する費用 5 建設材料の品質記録保存に要する費用 6 コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用 7 コンクリートのひび割れ調査及びテストハンマーによる強度推定調査に要する費用 8 PC上部工・アンカー工等の緊張管理、グラウト配合試験等に要する費用 9 塗装膜厚施工管理に要する費用 10 施工管理で使用するOA機器の費用(情報共有システムに係る費用(登録料及び利用料)を含む) 11 建設発生土情報交換システム及び建設副産物情報交換システムの操作に要する費用 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">営繕費</td> <td> 1 現場事務所、労働者宿舎、倉庫等の営繕(設置・撤去、維持・補修)に要する費用 2 1に係る土地・建物の借上げに要する費用 3 労働者を日々当該現場に送迎輸送するために要する費用(海上輸送等での労働者の輸送に要する費用は除く) 4 火薬庫等及び特に必要とされる監督員詰所の営繕(設置・撤去、維持・補修、土地の借上げ)に要する費用(フィルダム及びコンクリートダム工事) </td> </tr> </tbody> </table>	項目	率の対象項目	運搬費	1 建設機械器具の運搬等に要する費用 (1) 質量20t未満の建設機械の搬入、搬出(組立・解体を含む)に要する費用 (2) 器材等(型枠、支保材、足場材、仮囲い、敷鉄板(積上げ計上分を除く)、橋梁ベント、橋梁架設用タワ、橋梁用架設桁設備、排砂管、トレミー管等)の搬入、搬出並びに現場内小運搬に要する費用 (3) 建設機械の自走による運搬に要する費用 (4) 建設機械等の日々回送(分解・組立、輸送)に要する費用 (5) 建設機械の現場内小運搬に要する費用	準備費	1 準備及び跡片付けに要する費用 (1) 準備に要する費用 (2) 現場の跡片付け、清掃、踏み荒らしに対する復旧等に要する費用 2 調査・測量、丁張等に要する費用 (1) 工事施工に必要な測量及び丁張に要する費用 (2) 縦、横断面図の照査等に要する費用 (3) 用地幅杭等の仮移設等に要する費用 3 準備として行う以下に要する費用 (1) ブルドーザ、レーキドーザ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹などを除去する伐開に要する費用(チェーンソー等による伐採作業を除く) (2) 除根、除草、整地、段切り(ため池及びダム の堤体部を除く)、すりつけ等に要する費用 なお、伐開、除根及び除草は、現場内の集積・積み込み作業を含む。(農用地造成工事の伐開、除根、除草等に要する費用を除く) また、伐開、伐採の定義については、「建設工事積算基準第1編第2章②間接工事費2共通仮設費2-3準備費(3)」による。	安全費	1 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用 2 不稼働日の保安要員等の費用 3 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、架空線等事故防止対策簡易ゲート等の安全施設類の設置・撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料 4 夜間作業を行う場合における照明に要する費用(大規模な照明施設を必要とする広範なダム工事及びトンネル本体工事を除く) 5 河川、海岸工事における救命艇に要する費用 6 酸素欠乏症の予防に要する費用 7 粉塵作業の予防に要する費用 8 トンネル等における防火安全対策に要する費用 9 安全用品等に要する費用 10 安全委員会等に要する費用	役務費		技術管理費	1 共通仕様書の品質管理基準に規定している試験区分「必須」「その他」の各種試験に要する費用 2 出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用 3 工程管理のための資料の作成等に要する費用 4 工事完成図書類の作成及び電子納品等に要する費用 5 建設材料の品質記録保存に要する費用 6 コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用 7 コンクリートのひび割れ調査及びテストハンマーによる強度推定調査に要する費用 8 PC上部工・アンカー工等の緊張管理、グラウト配合試験等に要する費用 9 塗装膜厚施工管理に要する費用 10 施工管理で使用するOA機器の費用(情報共有システムに係る費用(登録料及び利用料)を含む) 11 建設発生土情報交換システム及び建設副産物情報交換システムの操作に要する費用	営繕費	1 現場事務所、労働者宿舎、倉庫等の営繕(設置・撤去、維持・補修)に要する費用 2 1に係る土地・建物の借上げに要する費用 3 労働者を日々当該現場に送迎輸送するために要する費用(海上輸送等での労働者の輸送に要する費用は除く) 4 火薬庫等及び特に必要とされる監督員詰所の営繕(設置・撤去、維持・補修、土地の借上げ)に要する費用(フィルダム及びコンクリートダム工事)
項目	率の対象項目																													
運搬費	1 建設機械器具の運搬等に要する費用 (1) 質量20t未満の建設機械の搬入、搬出(組立・解体を含む)に要する費用 (2) 器材等(型枠、支保材、足場材、仮囲い、敷鉄板(積上げ計上分を除く)、橋梁ベント、橋梁架設用タワ、橋梁用架設桁設備、排砂管、トレミー管等)の搬入、搬出並びに現場内小運搬に要する費用 (3) 建設機械の自走による運搬に要する費用 (4) 建設機械等の日々回送(分解・組立、輸送)に要する費用 (5) 建設機械の現場内小運搬に要する費用																													
準備費	1 準備及び跡片付けに要する費用 (1) 準備に要する費用 (2) 現場の跡片付け、清掃、踏み荒らしに対する復旧等に要する費用 2 調査・測量、丁張等に要する費用 (1) 工事施工に必要な測量及び丁張に要する費用 (2) 縦、横断面図の照査等に要する費用 (3) 用地幅杭等の仮移設等に要する費用 3 準備として行う以下に要する費用 (1) ブルドーザ、レーキドーザ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹などを除去する伐開に要する費用(チェーンソー等による伐採作業を除く) (2) 除根、除草、整地、段切り(ため池及びダム の堤体部を除く)、すりつけ等に要する費用 なお、伐開、除根及び除草は、現場内の集積・積み込み作業を含む。(農用地造成工事の伐開、除根、除草等に要する費用を除く) また、伐開、伐採の定義については、「建設工事積算基準第1編第2章②間接工事費2共通仮設費2-3準備費(3)」による。																													
安全費	1 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用 2 不稼働日の保安要員等の費用 3 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、架空線等事故防止対策簡易ゲート等の安全施設類の設置・撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料 4 夜間作業を行う場合における照明に要する費用(大規模な照明施設を必要とする広範なダム工事及びトンネル本体工事を除く) 5 河川、海岸工事における救命艇に要する費用 6 酸素欠乏症の予防に要する費用 7 粉塵作業の予防に要する費用 8 トンネル等における防火安全対策に要する費用 9 安全用品等に要する費用 10 安全委員会等に要する費用																													
役務費																														
技術管理費	1 共通仕様書の品質管理基準に規定している試験区分「必須」「その他」の各種試験に要する費用 2 出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用 3 工程管理のための資料の作成等に要する費用 4 工事完成図書類の作成及び電子納品等に要する費用 5 建設材料の品質記録保存に要する費用 6 コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用 7 コンクリートのひび割れ調査及びテストハンマーによる強度推定調査に要する費用 8 PC上部工・アンカー工等の緊張管理、グラウト配合試験等に要する費用 9 塗装膜厚施工管理に要する費用 10 施工管理で使用するOA機器の費用 11 建設発生土情報交換システム及び建設副産物情報交換システムの操作に要する費用																													
営繕費	1 現場事務所、労働者宿舎、倉庫等の営繕(設置・撤去、維持・補修)に要する費用 2 1に係る土地・建物の借上げに要する費用 3 労働者を日々当該現場に送迎輸送するために要する費用(海上輸送等での労働者の輸送に要する費用は除く) 4 火薬庫等及び特に必要とされる監督員詰所の営繕(設置・撤去、維持・補修、土地の借上げ)に要する費用(フィルダム及びコンクリートダム工事)																													
項目	率の対象項目																													
運搬費	1 建設機械器具の運搬等に要する費用 (1) 質量20t未満の建設機械の搬入、搬出(組立・解体を含む)に要する費用 (2) 器材等(型枠、支保材、足場材、仮囲い、敷鉄板(積上げ計上分を除く)、橋梁ベント、橋梁架設用タワ、橋梁用架設桁設備、排砂管、トレミー管等)の搬入、搬出並びに現場内小運搬に要する費用 (3) 建設機械の自走による運搬に要する費用 (4) 建設機械等の日々回送(分解・組立、輸送)に要する費用 (5) 建設機械の現場内小運搬に要する費用																													
準備費	1 準備及び跡片付けに要する費用 (1) 準備に要する費用 (2) 現場の跡片付け、清掃、踏み荒らしに対する復旧等に要する費用 2 調査・測量、丁張等に要する費用 (1) 工事施工に必要な測量及び丁張に要する費用 (2) 縦、横断面図の照査等に要する費用 (3) 用地幅杭等の仮移設等に要する費用 3 準備として行う以下に要する費用 (1) ブルドーザ、レーキドーザ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹などを除去する伐開に要する費用(チェーンソー等による伐採作業を除く) (2) 除根、除草、整地、段切り(ため池及びダム の堤体部を除く)、すりつけ等に要する費用 なお、伐開、除根及び除草は、現場内の集積・積み込み作業を含む。(農用地造成工事の伐開、除根、除草等に要する費用を除く) また、伐開、伐採の定義については、「建設工事積算基準第1編第2章②間接工事費2共通仮設費2-3準備費(3)」による。																													
安全費	1 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用 2 不稼働日の保安要員等の費用 3 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、架空線等事故防止対策簡易ゲート等の安全施設類の設置・撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料 4 夜間作業を行う場合における照明に要する費用(大規模な照明施設を必要とする広範なダム工事及びトンネル本体工事を除く) 5 河川、海岸工事における救命艇に要する費用 6 酸素欠乏症の予防に要する費用 7 粉塵作業の予防に要する費用 8 トンネル等における防火安全対策に要する費用 9 安全用品等に要する費用 10 安全委員会等に要する費用																													
役務費																														
技術管理費	1 共通仕様書の品質管理基準に規定している試験区分「必須」「その他」の各種試験に要する費用 2 出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用 3 工程管理のための資料の作成等に要する費用 4 工事完成図書類の作成及び電子納品等に要する費用 5 建設材料の品質記録保存に要する費用 6 コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用 7 コンクリートのひび割れ調査及びテストハンマーによる強度推定調査に要する費用 8 PC上部工・アンカー工等の緊張管理、グラウト配合試験等に要する費用 9 塗装膜厚施工管理に要する費用 10 施工管理で使用するOA機器の費用(情報共有システムに係る費用(登録料及び利用料)を含む) 11 建設発生土情報交換システム及び建設副産物情報交換システムの操作に要する費用																													
営繕費	1 現場事務所、労働者宿舎、倉庫等の営繕(設置・撤去、維持・補修)に要する費用 2 1に係る土地・建物の借上げに要する費用 3 労働者を日々当該現場に送迎輸送するために要する費用(海上輸送等での労働者の輸送に要する費用は除く) 4 火薬庫等及び特に必要とされる監督員詰所の営繕(設置・撤去、維持・補修、土地の借上げ)に要する費用(フィルダム及びコンクリートダム工事)																													

平成30年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】平成31年4月26日

ページ	改定前（平成31年4月30日まで適用）	改定後（平成31年5月1日以降適用）																																																																																																																												
P.13-8 第13編 農業農村整備 第1章 ② 工事費の積算 2. 間接工事費の積算 1) 共通仮設費 別表3 共通仮設費率	別表3 共通仮設費率 1- (1) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象金額 適用区分 工種区分</th> <th rowspan="2">300万円以下 下記の率とする</th> <th colspan="2">300万円を超え10億円以下 2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2">10億円を超えるもの 下記の率とする。</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>ほ場整備工事</td><td>11.69%</td><td>75.1</td><td>-0.1247</td><td>5.67%</td></tr> <tr><td>農用地造成工事</td><td>14.02%</td><td>98.0</td><td>-0.1304</td><td>6.57%</td></tr> <tr><td>農道工事</td><td>13.37%</td><td>76.1</td><td>-0.1166</td><td>6.79%</td></tr> <tr><td>水路トンネル工事</td><td>21.16%</td><td>403.7</td><td>-0.1977</td><td>6.71%</td></tr> <tr><td>水路工事</td><td>10.86%</td><td>56.5</td><td>-0.1106</td><td>5.71%</td></tr> <tr><td>河川及び排水路工事</td><td>11.63%</td><td>66.4</td><td>-0.1168</td><td>5.90%</td></tr> <tr><td>管水路工事</td><td>12.20%</td><td>98.9</td><td>-0.1403</td><td>5.40%</td></tr> <tr><td>畑かん設工事</td><td>11.58%</td><td>39.8</td><td>-0.0828</td><td>7.16%</td></tr> <tr><td>コンクリート補修工事</td><td>10.42%</td><td>72.5</td><td>-0.1301</td><td>4.89%</td></tr> <tr><td>その他土木工事(1)</td><td>17.12%</td><td>257.2</td><td>-0.1817</td><td>5.96%</td></tr> <tr><td>その他土木工事(2)</td><td>14.17%</td><td>86.0</td><td>-0.1209</td><td>7.02%</td></tr> </tbody> </table>	対象金額 適用区分 工種区分	300万円以下 下記の率とする	300万円を超え10億円以下 2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		10億円を超えるもの 下記の率とする。	a	b	ほ場整備工事	11.69%	75.1	-0.1247	5.67%	農用地造成工事	14.02%	98.0	-0.1304	6.57%	農道工事	13.37%	76.1	-0.1166	6.79%	水路トンネル工事	21.16%	403.7	-0.1977	6.71%	水路工事	10.86%	56.5	-0.1106	5.71%	河川及び排水路工事	11.63%	66.4	-0.1168	5.90%	管水路工事	12.20%	98.9	-0.1403	5.40%	畑かん設工事	11.58%	39.8	-0.0828	7.16%	コンクリート補修工事	10.42%	72.5	-0.1301	4.89%	その他土木工事(1)	17.12%	257.2	-0.1817	5.96%	その他土木工事(2)	14.17%	86.0	-0.1209	7.02%	別表3 共通仮設費率（平成31年4月30日まで適用） 1- (1) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象金額 適用区分 工種区分</th> <th rowspan="2">300万円以下 下記の率とする</th> <th colspan="2">300万円を超え10億円以下 2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2">10億円を超えるもの 下記の率とする。</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>ほ場整備工事</td><td>11.69%</td><td>75.1</td><td>-0.1247</td><td>5.67%</td></tr> <tr><td>農用地造成工事</td><td>14.02%</td><td>98.0</td><td>-0.1304</td><td>6.57%</td></tr> <tr><td>農道工事</td><td>13.37%</td><td>76.1</td><td>-0.1166</td><td>6.79%</td></tr> <tr><td>水路トンネル工事</td><td>21.16%</td><td>403.7</td><td>-0.1977</td><td>6.71%</td></tr> <tr><td>水路工事</td><td>10.86%</td><td>56.5</td><td>-0.1106</td><td>5.71%</td></tr> <tr><td>河川及び排水路工事</td><td>11.63%</td><td>66.4</td><td>-0.1168</td><td>5.90%</td></tr> <tr><td>管水路工事</td><td>12.20%</td><td>98.9</td><td>-0.1403</td><td>5.40%</td></tr> <tr><td>畑かん設工事</td><td>11.58%</td><td>39.8</td><td>-0.0828</td><td>7.16%</td></tr> <tr><td>コンクリート補修工事</td><td>10.42%</td><td>72.5</td><td>-0.1301</td><td>4.89%</td></tr> <tr><td>その他土木工事(1)</td><td>17.12%</td><td>257.2</td><td>-0.1817</td><td>5.96%</td></tr> <tr><td>その他土木工事(2)</td><td>14.17%</td><td>86.0</td><td>-0.1209</td><td>7.02%</td></tr> </tbody> </table>	対象金額 適用区分 工種区分	300万円以下 下記の率とする	300万円を超え10億円以下 2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		10億円を超えるもの 下記の率とする。	a	b	ほ場整備工事	11.69%	75.1	-0.1247	5.67%	農用地造成工事	14.02%	98.0	-0.1304	6.57%	農道工事	13.37%	76.1	-0.1166	6.79%	水路トンネル工事	21.16%	403.7	-0.1977	6.71%	水路工事	10.86%	56.5	-0.1106	5.71%	河川及び排水路工事	11.63%	66.4	-0.1168	5.90%	管水路工事	12.20%	98.9	-0.1403	5.40%	畑かん設工事	11.58%	39.8	-0.0828	7.16%	コンクリート補修工事	10.42%	72.5	-0.1301	4.89%	その他土木工事(1)	17.12%	257.2	-0.1817	5.96%	その他土木工事(2)	14.17%	86.0	-0.1209	7.02%
	対象金額 適用区分 工種区分			300万円以下 下記の率とする	300万円を超え10億円以下 2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		10億円を超えるもの 下記の率とする。																																																																																																																							
		a	b																																																																																																																											
	ほ場整備工事	11.69%	75.1	-0.1247	5.67%																																																																																																																									
	農用地造成工事	14.02%	98.0	-0.1304	6.57%																																																																																																																									
農道工事	13.37%	76.1	-0.1166	6.79%																																																																																																																										
水路トンネル工事	21.16%	403.7	-0.1977	6.71%																																																																																																																										
水路工事	10.86%	56.5	-0.1106	5.71%																																																																																																																										
河川及び排水路工事	11.63%	66.4	-0.1168	5.90%																																																																																																																										
管水路工事	12.20%	98.9	-0.1403	5.40%																																																																																																																										
畑かん設工事	11.58%	39.8	-0.0828	7.16%																																																																																																																										
コンクリート補修工事	10.42%	72.5	-0.1301	4.89%																																																																																																																										
その他土木工事(1)	17.12%	257.2	-0.1817	5.96%																																																																																																																										
その他土木工事(2)	14.17%	86.0	-0.1209	7.02%																																																																																																																										
対象金額 適用区分 工種区分	300万円以下 下記の率とする	300万円を超え10億円以下 2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		10億円を超えるもの 下記の率とする。																																																																																																																										
		a	b																																																																																																																											
ほ場整備工事	11.69%	75.1	-0.1247	5.67%																																																																																																																										
農用地造成工事	14.02%	98.0	-0.1304	6.57%																																																																																																																										
農道工事	13.37%	76.1	-0.1166	6.79%																																																																																																																										
水路トンネル工事	21.16%	403.7	-0.1977	6.71%																																																																																																																										
水路工事	10.86%	56.5	-0.1106	5.71%																																																																																																																										
河川及び排水路工事	11.63%	66.4	-0.1168	5.90%																																																																																																																										
管水路工事	12.20%	98.9	-0.1403	5.40%																																																																																																																										
畑かん設工事	11.58%	39.8	-0.0828	7.16%																																																																																																																										
コンクリート補修工事	10.42%	72.5	-0.1301	4.89%																																																																																																																										
その他土木工事(1)	17.12%	257.2	-0.1817	5.96%																																																																																																																										
その他土木工事(2)	14.17%	86.0	-0.1209	7.02%																																																																																																																										
	1- (2) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象金額 適用区分 工種区分</th> <th rowspan="2">600万円以下 下記の率とする</th> <th colspan="2">600万円を超え10億円以下 2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2">10億円を超えるもの 下記の率とする。</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>海岸工事</td><td>13.08%</td><td>407.9</td><td>-0.2204</td><td>4.24%</td></tr> <tr><td>河川・道路構造物工事</td><td>20.77%</td><td>1,228.3</td><td>-0.2614</td><td>5.45%</td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td>38.36%</td><td>10,668.4</td><td>-0.3606</td><td>6.06%</td></tr> <tr><td>P C 橋工事</td><td>27.04%</td><td>1,636.8</td><td>-0.2629</td><td>7.05%</td></tr> <tr><td>公園工事</td><td>10.80%</td><td>48.0</td><td>-0.0956</td><td>6.62%</td></tr> </tbody> </table>	対象金額 適用区分 工種区分	600万円以下 下記の率とする	600万円を超え10億円以下 2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		10億円を超えるもの 下記の率とする。	a	b	海岸工事	13.08%	407.9	-0.2204	4.24%	河川・道路構造物工事	20.77%	1,228.3	-0.2614	5.45%	鋼橋架設工事	38.36%	10,668.4	-0.3606	6.06%	P C 橋工事	27.04%	1,636.8	-0.2629	7.05%	公園工事	10.80%	48.0	-0.0956	6.62%	1- (2) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象金額 適用区分 工種区分</th> <th rowspan="2">600万円以下 下記の率とする</th> <th colspan="2">600万円を超え10億円以下 2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2">10億円を超えるもの 下記の率とする。</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>海岸工事</td><td>13.08%</td><td>407.9</td><td>-0.2204</td><td>4.24%</td></tr> <tr><td>河川・道路構造物工事</td><td>20.77%</td><td>1,228.3</td><td>-0.2614</td><td>5.45%</td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td>38.36%</td><td>10,668.4</td><td>-0.3606</td><td>6.06%</td></tr> <tr><td>P C 橋工事</td><td>27.04%</td><td>1,636.8</td><td>-0.2629</td><td>7.05%</td></tr> <tr><td>公園工事</td><td>10.80%</td><td>48.0</td><td>-0.0956</td><td>6.62%</td></tr> </tbody> </table>	対象金額 適用区分 工種区分	600万円以下 下記の率とする	600万円を超え10億円以下 2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		10億円を超えるもの 下記の率とする。	a	b	海岸工事	13.08%	407.9	-0.2204	4.24%	河川・道路構造物工事	20.77%	1,228.3	-0.2614	5.45%	鋼橋架設工事	38.36%	10,668.4	-0.3606	6.06%	P C 橋工事	27.04%	1,636.8	-0.2629	7.05%	公園工事	10.80%	48.0	-0.0956	6.62%																																																												
対象金額 適用区分 工種区分	600万円以下 下記の率とする			600万円を超え10億円以下 2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。			10億円を超えるもの 下記の率とする。																																																																																																																							
		a	b																																																																																																																											
海岸工事	13.08%	407.9	-0.2204	4.24%																																																																																																																										
河川・道路構造物工事	20.77%	1,228.3	-0.2614	5.45%																																																																																																																										
鋼橋架設工事	38.36%	10,668.4	-0.3606	6.06%																																																																																																																										
P C 橋工事	27.04%	1,636.8	-0.2629	7.05%																																																																																																																										
公園工事	10.80%	48.0	-0.0956	6.62%																																																																																																																										
対象金額 適用区分 工種区分	600万円以下 下記の率とする	600万円を超え10億円以下 2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		10億円を超えるもの 下記の率とする。																																																																																																																										
		a	b																																																																																																																											
海岸工事	13.08%	407.9	-0.2204	4.24%																																																																																																																										
河川・道路構造物工事	20.77%	1,228.3	-0.2614	5.45%																																																																																																																										
鋼橋架設工事	38.36%	10,668.4	-0.3606	6.06%																																																																																																																										
P C 橋工事	27.04%	1,636.8	-0.2629	7.05%																																																																																																																										
公園工事	10.80%	48.0	-0.0956	6.62%																																																																																																																										
	1- (3) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象金額 適用区分 工種区分</th> <th rowspan="2">600万円以下 下記の率とする</th> <th colspan="2">600万円を超え20億円以下 2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2">20億円を超えるもの 下記の率とする。</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>干拓工事</td><td>12.33%</td><td>423.6</td><td>-0.2266</td><td>3.31%</td></tr> </tbody> </table>	対象金額 適用区分 工種区分	600万円以下 下記の率とする	600万円を超え20億円以下 2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		20億円を超えるもの 下記の率とする。	a	b	干拓工事	12.33%	423.6	-0.2266	3.31%	1- (3) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象金額 適用区分 工種区分</th> <th rowspan="2">600万円以下 下記の率とする</th> <th colspan="2">600万円を超え20億円以下 2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2">20億円を超えるもの 下記の率とする。</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>干拓工事</td><td>12.33%</td><td>423.6</td><td>-0.2266</td><td>3.31%</td></tr> </tbody> </table>	対象金額 適用区分 工種区分	600万円以下 下記の率とする	600万円を超え20億円以下 2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		20億円を超えるもの 下記の率とする。	a	b	干拓工事	12.33%	423.6	-0.2266	3.31%																																																																																																				
対象金額 適用区分 工種区分	600万円以下 下記の率とする			600万円を超え20億円以下 2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。			20億円を超えるもの 下記の率とする。																																																																																																																							
		a	b																																																																																																																											
干拓工事	12.33%	423.6	-0.2266	3.31%																																																																																																																										
対象金額 適用区分 工種区分	600万円以下 下記の率とする	600万円を超え20億円以下 2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		20億円を超えるもの 下記の率とする。																																																																																																																										
		a	b																																																																																																																											
干拓工事	12.33%	423.6	-0.2266	3.31%																																																																																																																										
	1- (4) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象金額 適用区分 工種区分</th> <th rowspan="2">1,000万円以下 下記の率とする</th> <th colspan="2">1,000万円を超え20億円以下 2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2">20億円を超えるもの 下記の率とする。</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>トンネル工事</td><td>28.71%</td><td>4,164.9</td><td>-0.3088</td><td>5.59%</td></tr> </tbody> </table>	対象金額 適用区分 工種区分	1,000万円以下 下記の率とする	1,000万円を超え20億円以下 2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		20億円を超えるもの 下記の率とする。	a	b	トンネル工事	28.71%	4,164.9	-0.3088	5.59%	1- (4) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象金額 適用区分 工種区分</th> <th rowspan="2">1,000万円以下 下記の率とする</th> <th colspan="2">1,000万円を超え20億円以下 2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2">20億円を超えるもの 下記の率とする。</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>トンネル工事</td><td>28.71%</td><td>4,164.9</td><td>-0.3088</td><td>5.59%</td></tr> </tbody> </table>	対象金額 適用区分 工種区分	1,000万円以下 下記の率とする	1,000万円を超え20億円以下 2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		20億円を超えるもの 下記の率とする。	a	b	トンネル工事	28.71%	4,164.9	-0.3088	5.59%																																																																																																				
対象金額 適用区分 工種区分	1,000万円以下 下記の率とする			1,000万円を超え20億円以下 2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。			20億円を超えるもの 下記の率とする。																																																																																																																							
		a	b																																																																																																																											
トンネル工事	28.71%	4,164.9	-0.3088	5.59%																																																																																																																										
対象金額 適用区分 工種区分	1,000万円以下 下記の率とする	1,000万円を超え20億円以下 2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		20億円を超えるもの 下記の率とする。																																																																																																																										
		a	b																																																																																																																											
トンネル工事	28.71%	4,164.9	-0.3088	5.59%																																																																																																																										

平成30年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】平成31年4月26日

ページ	改定前（平成31年4月30日まで適用）	改定後（平成31年5月1日以降適用）																																																																																																																																																															
<p>P.13-9 第13編 農業農村整備 第1章 ② 工事費の積算 2. 間接工事費の積算 1) 共通仮設費 別表3 共通仮設費率</p>		<p>別表3 共通仮設費率（平成31年5月1日以降適用）</p> <p>1- (1)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">対象金額 適用区分 工種区分</th> <th rowspan="3">300万円以下 下記の率とする</th> <th colspan="2">300万円を超え10億円以下</th> <th rowspan="3">10億円を超えるもの 下記の率とする。</th> </tr> <tr> <th colspan="2">2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>ほ場整備工事</td><td>13.28%</td><td>117.0</td><td>-0.1459</td><td>5.69%</td></tr> <tr><td>農用地造成工事</td><td>15.63%</td><td>142.9</td><td>-0.1484</td><td>6.60%</td></tr> <tr><td>農道工事</td><td>14.95%</td><td>112.8</td><td>-0.1355</td><td>6.80%</td></tr> <tr><td>水路トンネル工事</td><td>22.74%</td><td>518.8</td><td>-0.2097</td><td>6.73%</td></tr> <tr><td>水路工事</td><td>12.45%</td><td>91.3</td><td>-0.1336</td><td>5.73%</td></tr> <tr><td>河川及び排水路工事</td><td>13.22%</td><td>104.0</td><td>-0.1383</td><td>5.92%</td></tr> <tr><td>管水路工事</td><td>13.78%</td><td>151.6</td><td>-0.1608</td><td>5.41%</td></tr> <tr><td>畑かん施設工事</td><td>13.17%</td><td>62.5</td><td>-0.1044</td><td>7.18%</td></tr> <tr><td>コンクリート補修工事</td><td>12.01%</td><td>119.4</td><td>-0.1540</td><td>4.91%</td></tr> <tr><td>その他土木工事(1)</td><td>18.70%</td><td>349.9</td><td>-0.1964</td><td>5.98%</td></tr> <tr><td>その他土木工事(2)</td><td>15.77%</td><td>124.8</td><td>-0.1387</td><td>7.05%</td></tr> </tbody> </table> <p>1- (2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">対象金額 適用区分 工種区分</th> <th rowspan="3">600万円以下 下記の率とする</th> <th colspan="2">600万円を超え10億円以下</th> <th rowspan="3">10億円を超えるもの 下記の率とする。</th> </tr> <tr> <th colspan="2">2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>海岸工事</td><td>13.08%</td><td>407.9</td><td>-0.2204</td><td>4.24%</td></tr> <tr><td>河川・道路構造物工事</td><td>20.77%</td><td>1,228.3</td><td>-0.2614</td><td>5.45%</td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td>38.36%</td><td>10,668.4</td><td>-0.3606</td><td>6.06%</td></tr> <tr><td>P C 橋工事</td><td>27.04%</td><td>1,636.8</td><td>-0.2629</td><td>7.05%</td></tr> <tr><td>公園工事</td><td>10.80%</td><td>48.0</td><td>-0.0956</td><td>6.62%</td></tr> </tbody> </table> <p>1- (3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">対象金額 適用区分 工種区分</th> <th rowspan="3">600万円以下 下記の率とする</th> <th colspan="2">600万円を超え20億円以下</th> <th rowspan="3">20億円を超えるもの 下記の率とする。</th> </tr> <tr> <th colspan="2">2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>拓 工 事</td><td>13.28%</td><td>552.0</td><td>-0.2388</td><td>3.32%</td></tr> </tbody> </table> <p>1- (4)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">対象金額 適用区分 工種区分</th> <th rowspan="3">1,000万円以下 下記の率とする</th> <th colspan="2">1,000万円を超え20億円以下</th> <th rowspan="3">20億円を超えるもの 下記の率とする。</th> </tr> <tr> <th colspan="2">2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>トンネル工事</td><td>28.71%</td><td>4,164.9</td><td>-0.3088</td><td>5.59%</td></tr> </tbody> </table> <p>1- (5)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">対象金額 適用区分 工種区分</th> <th rowspan="3">3億円以下 下記の率とする</th> <th colspan="2">3億円を超え50億円以下</th> <th rowspan="3">50億円を超えるもの 下記の率とする。</th> </tr> <tr> <th colspan="2">2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>フィルダム工事</td><td>7.57%</td><td>43.7</td><td>-0.0898</td><td>5.88%</td></tr> <tr><td>コンクリートダム工事</td><td>12.29%</td><td>105.2</td><td>-0.1100</td><td>9.02%</td></tr> </tbody> </table> <p>1- (6)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">対象金額 適用区分 工種区分</th> <th rowspan="3">600万円以下 下記の率とする</th> <th colspan="2">600万円を超え3億円以下</th> <th rowspan="3">3億円を超えるもの 下記の率とする。</th> </tr> <tr> <th colspan="2">2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>橋梁保全工事</td><td>27.32%</td><td>7,050.2</td><td>-0.3558</td><td>6.79%</td></tr> </tbody> </table>	対象金額 適用区分 工種区分	300万円以下 下記の率とする	300万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの 下記の率とする。	2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		a	b	ほ場整備工事	13.28%	117.0	-0.1459	5.69%	農用地造成工事	15.63%	142.9	-0.1484	6.60%	農道工事	14.95%	112.8	-0.1355	6.80%	水路トンネル工事	22.74%	518.8	-0.2097	6.73%	水路工事	12.45%	91.3	-0.1336	5.73%	河川及び排水路工事	13.22%	104.0	-0.1383	5.92%	管水路工事	13.78%	151.6	-0.1608	5.41%	畑かん施設工事	13.17%	62.5	-0.1044	7.18%	コンクリート補修工事	12.01%	119.4	-0.1540	4.91%	その他土木工事(1)	18.70%	349.9	-0.1964	5.98%	その他土木工事(2)	15.77%	124.8	-0.1387	7.05%	対象金額 適用区分 工種区分	600万円以下 下記の率とする	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの 下記の率とする。	2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		a	b	海岸工事	13.08%	407.9	-0.2204	4.24%	河川・道路構造物工事	20.77%	1,228.3	-0.2614	5.45%	鋼橋架設工事	38.36%	10,668.4	-0.3606	6.06%	P C 橋工事	27.04%	1,636.8	-0.2629	7.05%	公園工事	10.80%	48.0	-0.0956	6.62%	対象金額 適用区分 工種区分	600万円以下 下記の率とする	600万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの 下記の率とする。	2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		a	b	拓 工 事	13.28%	552.0	-0.2388	3.32%	対象金額 適用区分 工種区分	1,000万円以下 下記の率とする	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの 下記の率とする。	2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		a	b	トンネル工事	28.71%	4,164.9	-0.3088	5.59%	対象金額 適用区分 工種区分	3億円以下 下記の率とする	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの 下記の率とする。	2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		a	b	フィルダム工事	7.57%	43.7	-0.0898	5.88%	コンクリートダム工事	12.29%	105.2	-0.1100	9.02%	対象金額 適用区分 工種区分	600万円以下 下記の率とする	600万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの 下記の率とする。	2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		a	b	橋梁保全工事	27.32%	7,050.2	-0.3558	6.79%
対象金額 適用区分 工種区分	300万円以下 下記の率とする	300万円を超え10億円以下			10億円を超えるもの 下記の率とする。																																																																																																																																																												
		2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。																																																																																																																																																															
		a	b																																																																																																																																																														
ほ場整備工事	13.28%	117.0	-0.1459	5.69%																																																																																																																																																													
農用地造成工事	15.63%	142.9	-0.1484	6.60%																																																																																																																																																													
農道工事	14.95%	112.8	-0.1355	6.80%																																																																																																																																																													
水路トンネル工事	22.74%	518.8	-0.2097	6.73%																																																																																																																																																													
水路工事	12.45%	91.3	-0.1336	5.73%																																																																																																																																																													
河川及び排水路工事	13.22%	104.0	-0.1383	5.92%																																																																																																																																																													
管水路工事	13.78%	151.6	-0.1608	5.41%																																																																																																																																																													
畑かん施設工事	13.17%	62.5	-0.1044	7.18%																																																																																																																																																													
コンクリート補修工事	12.01%	119.4	-0.1540	4.91%																																																																																																																																																													
その他土木工事(1)	18.70%	349.9	-0.1964	5.98%																																																																																																																																																													
その他土木工事(2)	15.77%	124.8	-0.1387	7.05%																																																																																																																																																													
対象金額 適用区分 工種区分	600万円以下 下記の率とする	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの 下記の率とする。																																																																																																																																																													
		2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。																																																																																																																																																															
		a	b																																																																																																																																																														
海岸工事	13.08%	407.9	-0.2204	4.24%																																																																																																																																																													
河川・道路構造物工事	20.77%	1,228.3	-0.2614	5.45%																																																																																																																																																													
鋼橋架設工事	38.36%	10,668.4	-0.3606	6.06%																																																																																																																																																													
P C 橋工事	27.04%	1,636.8	-0.2629	7.05%																																																																																																																																																													
公園工事	10.80%	48.0	-0.0956	6.62%																																																																																																																																																													
対象金額 適用区分 工種区分	600万円以下 下記の率とする	600万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの 下記の率とする。																																																																																																																																																													
		2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。																																																																																																																																																															
		a	b																																																																																																																																																														
拓 工 事	13.28%	552.0	-0.2388	3.32%																																																																																																																																																													
対象金額 適用区分 工種区分	1,000万円以下 下記の率とする	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの 下記の率とする。																																																																																																																																																													
		2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。																																																																																																																																																															
		a	b																																																																																																																																																														
トンネル工事	28.71%	4,164.9	-0.3088	5.59%																																																																																																																																																													
対象金額 適用区分 工種区分	3億円以下 下記の率とする	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの 下記の率とする。																																																																																																																																																													
		2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。																																																																																																																																																															
		a	b																																																																																																																																																														
フィルダム工事	7.57%	43.7	-0.0898	5.88%																																																																																																																																																													
コンクリートダム工事	12.29%	105.2	-0.1100	9.02%																																																																																																																																																													
対象金額 適用区分 工種区分	600万円以下 下記の率とする	600万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの 下記の率とする。																																																																																																																																																													
		2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。																																																																																																																																																															
		a	b																																																																																																																																																														
橋梁保全工事	27.32%	7,050.2	-0.3558	6.79%																																																																																																																																																													

平成30年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】平成31年4月26日

ページ	改定前（平成31年4月30日まで適用）	改定後（平成31年5月1日以降適用）																																																																																																																																																																																																																																																																				
<p>P.13-11 第13編 農業農村整備 第1章 ② 工事費の積算 2. 間接工事費の積算 2) 現場管理費 別表5 現場管理費率</p>	<p>2)-3 現場管理費率の補正 施工地域、施工場所を考慮した現場管理費率の補正については、別表6の補正係数を乗じるものとする。 ただし、フィルダム及びコンクリートダム工事には適用しない。 なお、補正係数を乗じる場合は、現場管理費率の端数処理後に係数を乗じて、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p>別表5 現場管理費率 (平成31年3月31日まで適用)</p> <p>(1) -a</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th colspan="2">対象金額 適用区分</th> <th colspan="2">300万円を超え10億円以下</th> <th>10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">300万円以下</th> <th rowspan="2">300万円を超え10億円以下</th> <th colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2">下記の率とする。</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>ほ場整備工事</td><td>41.83%</td><td>231.4</td><td>-0.1147</td><td>21.48%</td></tr> <tr><td>農用地造成工事</td><td>31.26%</td><td>53.8</td><td>-0.0364</td><td>25.30%</td></tr> <tr><td>農道工事</td><td>34.04%</td><td>89.2</td><td>-0.0646</td><td>23.39%</td></tr> <tr><td>水路トンネル工事</td><td>33.30%</td><td>73.3</td><td>-0.0529</td><td>24.49%</td></tr> <tr><td>水路工事</td><td>44.29%</td><td>558.2</td><td>-0.1699</td><td>16.51%</td></tr> <tr><td>河川及び排水路工事</td><td>31.71%</td><td>108.7</td><td>-0.0826</td><td>19.63%</td></tr> <tr><td>管水路工事</td><td>28.27%</td><td>79.1</td><td>-0.0690</td><td>18.93%</td></tr> <tr><td>畑かん施設工事</td><td>33.45%</td><td>161.1</td><td>-0.1054</td><td>18.13%</td></tr> <tr><td>コンクリート補修工事</td><td>36.26%</td><td>181.0</td><td>-0.1078</td><td>19.39%</td></tr> <tr><td>その他上木工事(1)</td><td>39.07%</td><td>207.0</td><td>-0.1118</td><td>20.41%</td></tr> <tr><td>その他土木工事(2)</td><td>35.26%</td><td>100.6</td><td>-0.0703</td><td>23.44%</td></tr> </tbody> </table> <p>(平成31年4月1日以降適用)</p> <p>(1) -a</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th colspan="2">対象金額 適用区分</th> <th colspan="2">300万円を超え10億円以下</th> <th>10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">300万円以下</th> <th rowspan="2">300万円を超え10億円以下</th> <th colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2">下記の率とする。</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>ほ場整備工事</td><td><u>41.80%</u></td><td><u>232.3</u></td><td><u>-0.1150</u></td><td><u>21.43%</u></td></tr> <tr><td>農用地造成工事</td><td>31.26%</td><td>53.8</td><td>-0.0364</td><td>25.30%</td></tr> <tr><td>農道工事</td><td><u>34.06%</u></td><td><u>89.4</u></td><td><u>-0.0647</u></td><td>23.39%</td></tr> <tr><td>水路トンネル工事</td><td>33.30%</td><td>73.3</td><td>-0.0529</td><td>24.49%</td></tr> <tr><td>水路工事</td><td><u>44.33%</u></td><td><u>558.7</u></td><td>-0.1699</td><td><u>16.52%</u></td></tr> <tr><td>河川及び排水路工事</td><td>31.71%</td><td>108.7</td><td>-0.0826</td><td>19.63%</td></tr> <tr><td>管水路工事</td><td>28.27%</td><td>79.1</td><td>-0.0690</td><td>18.93%</td></tr> <tr><td>畑かん施設工事</td><td>33.45%</td><td>161.1</td><td>-0.1054</td><td>18.13%</td></tr> <tr><td>コンクリート補修工事</td><td>36.26%</td><td>181.0</td><td>-0.1078</td><td>19.39%</td></tr> <tr><td>その他上木工事(1)</td><td><u>39.10%</u></td><td><u>208.4</u></td><td><u>-0.1122</u></td><td><u>20.38%</u></td></tr> <tr><td>その他土木工事(2)</td><td>35.26%</td><td>100.6</td><td>-0.0703</td><td>23.44%</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; color: red;">↓ 13-12(2)へ移動</p>	工種区分	対象金額 適用区分		300万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	300万円以下	300万円を超え10億円以下	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。	a	b	ほ場整備工事	41.83%	231.4	-0.1147	21.48%	農用地造成工事	31.26%	53.8	-0.0364	25.30%	農道工事	34.04%	89.2	-0.0646	23.39%	水路トンネル工事	33.30%	73.3	-0.0529	24.49%	水路工事	44.29%	558.2	-0.1699	16.51%	河川及び排水路工事	31.71%	108.7	-0.0826	19.63%	管水路工事	28.27%	79.1	-0.0690	18.93%	畑かん施設工事	33.45%	161.1	-0.1054	18.13%	コンクリート補修工事	36.26%	181.0	-0.1078	19.39%	その他上木工事(1)	39.07%	207.0	-0.1118	20.41%	その他土木工事(2)	35.26%	100.6	-0.0703	23.44%	工種区分	対象金額 適用区分		300万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	300万円以下	300万円を超え10億円以下	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。	a	b	ほ場整備工事	<u>41.80%</u>	<u>232.3</u>	<u>-0.1150</u>	<u>21.43%</u>	農用地造成工事	31.26%	53.8	-0.0364	25.30%	農道工事	<u>34.06%</u>	<u>89.4</u>	<u>-0.0647</u>	23.39%	水路トンネル工事	33.30%	73.3	-0.0529	24.49%	水路工事	<u>44.33%</u>	<u>558.7</u>	-0.1699	<u>16.52%</u>	河川及び排水路工事	31.71%	108.7	-0.0826	19.63%	管水路工事	28.27%	79.1	-0.0690	18.93%	畑かん施設工事	33.45%	161.1	-0.1054	18.13%	コンクリート補修工事	36.26%	181.0	-0.1078	19.39%	その他上木工事(1)	<u>39.10%</u>	<u>208.4</u>	<u>-0.1122</u>	<u>20.38%</u>	その他土木工事(2)	35.26%	100.6	-0.0703	23.44%	<p>2)-3 現場管理費率の補正 (1)施工地域、施工場所を考慮した現場管理費率の補正については、別表6の補正係数を乗じるものとする。 ただし、フィルダム及びコンクリートダム工事には適用しない。 なお、補正係数を乗じる場合は、現場管理費率の端数処理後に係数を乗じて、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。 (2) 災害の発生等により、本基準において想定している状況と実態が乖離している場合などについては、別表6に示す補正係数の他、必要に応じて実態等を踏まえた補正係数を設定することができるものとする。</p> <p>別表5 現場管理費率（平成31年3月31日まで適用）</p> <p>(1) -a</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th colspan="2">対象金額 適用区分</th> <th colspan="2">300万円を超え10億円以下</th> <th>10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">300万円以下</th> <th rowspan="2">300万円を超え10億円以下</th> <th colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2">下記の率とする。</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>ほ場整備工事</td><td>41.83%</td><td>231.4</td><td>-0.1147</td><td>21.48%</td></tr> <tr><td>農用地造成工事</td><td>31.26%</td><td>53.8</td><td>-0.0364</td><td>25.30%</td></tr> <tr><td>農道工事</td><td>34.04%</td><td>89.2</td><td>-0.0646</td><td>23.39%</td></tr> <tr><td>水路トンネル工事</td><td>33.30%</td><td>73.3</td><td>-0.0529</td><td>24.49%</td></tr> <tr><td>水路工事</td><td>44.29%</td><td>558.2</td><td>-0.1699</td><td>16.51%</td></tr> <tr><td>河川及び排水路工事</td><td>31.71%</td><td>108.7</td><td>-0.0826</td><td>19.63%</td></tr> <tr><td>管水路工事</td><td>28.27%</td><td>79.1</td><td>-0.0690</td><td>18.93%</td></tr> <tr><td>畑かん施設工事</td><td>33.45%</td><td>161.1</td><td>-0.1054</td><td>18.13%</td></tr> <tr><td>コンクリート補修工事</td><td>36.26%</td><td>181.0</td><td>-0.1078</td><td>19.39%</td></tr> <tr><td>その他上木工事(1)</td><td>39.07%</td><td>207.0</td><td>-0.1118</td><td>20.41%</td></tr> <tr><td>その他土木工事(2)</td><td>35.26%</td><td>100.6</td><td>-0.0703</td><td>23.44%</td></tr> </tbody> </table> <p>(1) -b</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th colspan="2">対象金額 適用区分</th> <th colspan="2">700万円を超え10億円以下</th> <th>10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">700万円以下</th> <th rowspan="2">700万円を超え10億円以下</th> <th colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2">下記の率とする。</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>海岸工事</td><td>26.90%</td><td>104.0</td><td>-0.0858</td><td>17.57%</td></tr> <tr><td>河川・道路構造物工事</td><td>41.29%</td><td>420.8</td><td>-0.1473</td><td>19.88%</td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td>46.66%</td><td>276.1</td><td>-0.1128</td><td>26.66%</td></tr> <tr><td>P C橋工事</td><td>30.09%</td><td>113.1</td><td>-0.0840</td><td>19.84%</td></tr> <tr><td>公園工事</td><td>41.68%</td><td>366.3</td><td>-0.1379</td><td>21.03%</td></tr> </tbody> </table> <p>(1) -c</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th colspan="2">対象金額 適用区分</th> <th colspan="2">700万円を超え20億円以下</th> <th>20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">700万円以下</th> <th rowspan="2">700万円を超え20億円以下</th> <th colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2">下記の率とする。</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>F 拓工事</td><td>24.50%</td><td>133.8</td><td>-0.1077</td><td>13.33%</td></tr> </tbody> </table>	工種区分	対象金額 適用区分		300万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	300万円以下	300万円を超え10億円以下	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。	a	b	ほ場整備工事	41.83%	231.4	-0.1147	21.48%	農用地造成工事	31.26%	53.8	-0.0364	25.30%	農道工事	34.04%	89.2	-0.0646	23.39%	水路トンネル工事	33.30%	73.3	-0.0529	24.49%	水路工事	44.29%	558.2	-0.1699	16.51%	河川及び排水路工事	31.71%	108.7	-0.0826	19.63%	管水路工事	28.27%	79.1	-0.0690	18.93%	畑かん施設工事	33.45%	161.1	-0.1054	18.13%	コンクリート補修工事	36.26%	181.0	-0.1078	19.39%	その他上木工事(1)	39.07%	207.0	-0.1118	20.41%	その他土木工事(2)	35.26%	100.6	-0.0703	23.44%	工種区分	対象金額 適用区分		700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	700万円以下	700万円を超え10億円以下	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。	a	b	海岸工事	26.90%	104.0	-0.0858	17.57%	河川・道路構造物工事	41.29%	420.8	-0.1473	19.88%	鋼橋架設工事	46.66%	276.1	-0.1128	26.66%	P C橋工事	30.09%	113.1	-0.0840	19.84%	公園工事	41.68%	366.3	-0.1379	21.03%	工種区分	対象金額 適用区分		700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	700万円以下	700万円を超え20億円以下	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。	a	b	F 拓工事	24.50%	133.8	-0.1077	13.33%
工種区分	対象金額 適用区分		300万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																																																																																	
	300万円以下		300万円を超え10億円以下	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。																																																																																																																																																																																																																																																																
		a		b																																																																																																																																																																																																																																																																		
ほ場整備工事	41.83%	231.4	-0.1147	21.48%																																																																																																																																																																																																																																																																		
農用地造成工事	31.26%	53.8	-0.0364	25.30%																																																																																																																																																																																																																																																																		
農道工事	34.04%	89.2	-0.0646	23.39%																																																																																																																																																																																																																																																																		
水路トンネル工事	33.30%	73.3	-0.0529	24.49%																																																																																																																																																																																																																																																																		
水路工事	44.29%	558.2	-0.1699	16.51%																																																																																																																																																																																																																																																																		
河川及び排水路工事	31.71%	108.7	-0.0826	19.63%																																																																																																																																																																																																																																																																		
管水路工事	28.27%	79.1	-0.0690	18.93%																																																																																																																																																																																																																																																																		
畑かん施設工事	33.45%	161.1	-0.1054	18.13%																																																																																																																																																																																																																																																																		
コンクリート補修工事	36.26%	181.0	-0.1078	19.39%																																																																																																																																																																																																																																																																		
その他上木工事(1)	39.07%	207.0	-0.1118	20.41%																																																																																																																																																																																																																																																																		
その他土木工事(2)	35.26%	100.6	-0.0703	23.44%																																																																																																																																																																																																																																																																		
工種区分	対象金額 適用区分		300万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																																																																																	
	300万円以下	300万円を超え10億円以下	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。																																																																																																																																																																																																																																																																	
			a	b																																																																																																																																																																																																																																																																		
ほ場整備工事	<u>41.80%</u>	<u>232.3</u>	<u>-0.1150</u>	<u>21.43%</u>																																																																																																																																																																																																																																																																		
農用地造成工事	31.26%	53.8	-0.0364	25.30%																																																																																																																																																																																																																																																																		
農道工事	<u>34.06%</u>	<u>89.4</u>	<u>-0.0647</u>	23.39%																																																																																																																																																																																																																																																																		
水路トンネル工事	33.30%	73.3	-0.0529	24.49%																																																																																																																																																																																																																																																																		
水路工事	<u>44.33%</u>	<u>558.7</u>	-0.1699	<u>16.52%</u>																																																																																																																																																																																																																																																																		
河川及び排水路工事	31.71%	108.7	-0.0826	19.63%																																																																																																																																																																																																																																																																		
管水路工事	28.27%	79.1	-0.0690	18.93%																																																																																																																																																																																																																																																																		
畑かん施設工事	33.45%	161.1	-0.1054	18.13%																																																																																																																																																																																																																																																																		
コンクリート補修工事	36.26%	181.0	-0.1078	19.39%																																																																																																																																																																																																																																																																		
その他上木工事(1)	<u>39.10%</u>	<u>208.4</u>	<u>-0.1122</u>	<u>20.38%</u>																																																																																																																																																																																																																																																																		
その他土木工事(2)	35.26%	100.6	-0.0703	23.44%																																																																																																																																																																																																																																																																		
工種区分	対象金額 適用区分		300万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																																																																																	
	300万円以下	300万円を超え10億円以下	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。																																																																																																																																																																																																																																																																	
			a	b																																																																																																																																																																																																																																																																		
ほ場整備工事	41.83%	231.4	-0.1147	21.48%																																																																																																																																																																																																																																																																		
農用地造成工事	31.26%	53.8	-0.0364	25.30%																																																																																																																																																																																																																																																																		
農道工事	34.04%	89.2	-0.0646	23.39%																																																																																																																																																																																																																																																																		
水路トンネル工事	33.30%	73.3	-0.0529	24.49%																																																																																																																																																																																																																																																																		
水路工事	44.29%	558.2	-0.1699	16.51%																																																																																																																																																																																																																																																																		
河川及び排水路工事	31.71%	108.7	-0.0826	19.63%																																																																																																																																																																																																																																																																		
管水路工事	28.27%	79.1	-0.0690	18.93%																																																																																																																																																																																																																																																																		
畑かん施設工事	33.45%	161.1	-0.1054	18.13%																																																																																																																																																																																																																																																																		
コンクリート補修工事	36.26%	181.0	-0.1078	19.39%																																																																																																																																																																																																																																																																		
その他上木工事(1)	39.07%	207.0	-0.1118	20.41%																																																																																																																																																																																																																																																																		
その他土木工事(2)	35.26%	100.6	-0.0703	23.44%																																																																																																																																																																																																																																																																		
工種区分	対象金額 適用区分		700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																																																																																	
	700万円以下	700万円を超え10億円以下	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。																																																																																																																																																																																																																																																																	
			a	b																																																																																																																																																																																																																																																																		
海岸工事	26.90%	104.0	-0.0858	17.57%																																																																																																																																																																																																																																																																		
河川・道路構造物工事	41.29%	420.8	-0.1473	19.88%																																																																																																																																																																																																																																																																		
鋼橋架設工事	46.66%	276.1	-0.1128	26.66%																																																																																																																																																																																																																																																																		
P C橋工事	30.09%	113.1	-0.0840	19.84%																																																																																																																																																																																																																																																																		
公園工事	41.68%	366.3	-0.1379	21.03%																																																																																																																																																																																																																																																																		
工種区分	対象金額 適用区分		700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																																																																																	
	700万円以下	700万円を超え20億円以下	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。																																																																																																																																																																																																																																																																	
			a	b																																																																																																																																																																																																																																																																		
F 拓工事	24.50%	133.8	-0.1077	13.33%																																																																																																																																																																																																																																																																		

平成30年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】平成31年4月26日

ページ	改定前（平成31年4月30日まで適用）	改定後（平成31年5月1日以降適用）																																																										
P.13-12(1) 第13編 農業農村整備 第1章 ② 工事費の積算 2. 間接工事費の積算 2) 現場管理費 別表5 現場管理費率	13-11へ移動																																																											
	(1)-b	(1)-d																																																										
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象金額 適用区分 工種区分</th> <th>700万円以下</th> <th colspan="2">700万円を超え10億円以下</th> <th>10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <td>下記の率とする。</td> <td colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</td> <td>下記の率とする。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>a</th> <th>b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海岸工事</td> <td>26.90%</td> <td>104.0</td> <td>-0.0858</td> <td>17.57%</td> </tr> <tr> <td>河川・道路構造物工事</td> <td>41.29%</td> <td>420.8</td> <td>-0.1473</td> <td>19.88%</td> </tr> <tr> <td>鋼橋架設工事</td> <td>46.66%</td> <td>276.1</td> <td>-0.1128</td> <td>26.66%</td> </tr> <tr> <td>PC橋工事</td> <td>30.09%</td> <td>113.1</td> <td>-0.0840</td> <td>19.84%</td> </tr> <tr> <td>公園工事</td> <td>41.68%</td> <td>366.3</td> <td>-0.1379</td> <td>21.03%</td> </tr> </tbody> </table>	対象金額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。			a	b		海岸工事	26.90%	104.0	-0.0858	17.57%	河川・道路構造物工事	41.29%	420.8	-0.1473	19.88%	鋼橋架設工事	46.66%	276.1	-0.1128	26.66%	PC橋工事	30.09%	113.1	-0.0840	19.84%	公園工事	41.68%	366.3	-0.1379	21.03%	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象金額 適用区分 工種区分</th> <th>1,000万円以下</th> <th colspan="2">1,000万円を超え20億円以下</th> <th>20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <td>下記の率とする。</td> <td colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</td> <td>下記の率とする。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>a</th> <th>b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トンネル工事</td> <td>43.96%</td> <td>203.6</td> <td>-0.0951</td> <td>26.56%</td> </tr> </tbody> </table>	対象金額 適用区分 工種区分	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。			a	b		トンネル工事	43.96%	203.6	-0.0951	26.56%
	対象金額 適用区分 工種区分		700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																						
		下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。																																																							
			a	b																																																								
	海岸工事	26.90%	104.0	-0.0858	17.57%																																																							
	河川・道路構造物工事	41.29%	420.8	-0.1473	19.88%																																																							
	鋼橋架設工事	46.66%	276.1	-0.1128	26.66%																																																							
	PC橋工事	30.09%	113.1	-0.0840	19.84%																																																							
公園工事	41.68%	366.3	-0.1379	21.03%																																																								
対象金額 適用区分 工種区分	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																								
	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。																																																								
		a	b																																																									
トンネル工事	43.96%	203.6	-0.0951	26.56%																																																								
(1)-c	(1)-e																																																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象金額 適用区分 工種区分</th> <th>700万円以下</th> <th colspan="2">700万円を超え20億円以下</th> <th>20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <td>下記の率とする。</td> <td colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</td> <td>下記の率とする。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>a</th> <th>b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>干拓工事</td> <td>24.50%</td> <td>133.8</td> <td>-0.1077</td> <td>13.33%</td> </tr> </tbody> </table>	対象金額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。			a	b		干拓工事	24.50%	133.8	-0.1077	13.33%	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象金額 適用区分 工種区分</th> <th>3億円以下</th> <th colspan="2">3億円を超え50億円以下</th> <th>50億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <td>下記の率とする。</td> <td colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</td> <td>下記の率とする。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>a</th> <th>b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フィルダム工事</td> <td>33.08%</td> <td>166.5</td> <td>-0.0828</td> <td>26.20%</td> </tr> <tr> <td>コンクリートダム工事</td> <td>22.60%</td> <td>301.3</td> <td>-0.1327</td> <td>15.56%</td> </tr> </tbody> </table>	対象金額 適用区分 工種区分	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。			a	b		フィルダム工事	33.08%	166.5	-0.0828	26.20%	コンクリートダム工事	22.60%	301.3	-0.1327	15.56%																
対象金額 適用区分 工種区分		700万円以下	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																							
	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。																																																								
		a	b																																																									
干拓工事	24.50%	133.8	-0.1077	13.33%																																																								
対象金額 適用区分 工種区分	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの																																																								
	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。																																																								
		a	b																																																									
フィルダム工事	33.08%	166.5	-0.0828	26.20%																																																								
コンクリートダム工事	22.60%	301.3	-0.1327	15.56%																																																								
(1)-d	(1)-f																																																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象金額 適用区分 工種区分</th> <th>1,000万円以下</th> <th colspan="2">1,000万円を超え20億円以下</th> <th>20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <td>下記の率とする。</td> <td colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</td> <td>下記の率とする。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>a</th> <th>b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トンネル工事</td> <td>43.96%</td> <td>203.6</td> <td>-0.0951</td> <td>26.56%</td> </tr> </tbody> </table>	対象金額 適用区分 工種区分	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。			a	b		トンネル工事	43.96%	203.6	-0.0951	26.56%	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象金額 適用区分 工種区分</th> <th>700万円以下</th> <th colspan="2">700万円を超え3億円以下</th> <th>3億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <td>下記の率とする。</td> <td colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</td> <td>下記の率とする。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>A</th> <th>b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>橋梁保全工事</td> <td>63.10%</td> <td>1,508.7</td> <td>-0.2014</td> <td>29.60%</td> </tr> </tbody> </table>	対象金額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。			A	b		橋梁保全工事	63.10%	1,508.7	-0.2014	29.60%																					
対象金額 適用区分 工種区分		1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																							
	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。																																																								
		a	b																																																									
トンネル工事	43.96%	203.6	-0.0951	26.56%																																																								
対象金額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの																																																								
	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。																																																								
		A	b																																																									
橋梁保全工事	63.10%	1,508.7	-0.2014	29.60%																																																								
(1)-e	(1)-f																																																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象金額 適用区分 工種区分</th> <th>3億円以下</th> <th colspan="2">3億円を超え50億円以下</th> <th>50億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <td>下記の率とする。</td> <td colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</td> <td>下記の率とする。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>a</th> <th>b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フィルダム工事</td> <td>33.08%</td> <td>166.5</td> <td>-0.0828</td> <td>26.20%</td> </tr> <tr> <td>コンクリートダム工事</td> <td>22.60%</td> <td>301.3</td> <td>-0.1327</td> <td>15.56%</td> </tr> </tbody> </table>	対象金額 適用区分 工種区分	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。			a	b		フィルダム工事	33.08%	166.5	-0.0828	26.20%	コンクリートダム工事	22.60%	301.3	-0.1327	15.56%	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象金額 適用区分 工種区分</th> <th>700万円以下</th> <th colspan="2">700万円を超え3億円以下</th> <th>3億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <td>下記の率とする。</td> <td colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</td> <td>下記の率とする。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>A</th> <th>b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>橋梁保全工事</td> <td>63.10%</td> <td>1,508.7</td> <td>-0.2014</td> <td>29.60%</td> </tr> </tbody> </table>	対象金額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。			A	b		橋梁保全工事	63.10%	1,508.7	-0.2014	29.60%																
対象金額 適用区分 工種区分		3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの																																																							
	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。																																																								
		a	b																																																									
フィルダム工事	33.08%	166.5	-0.0828	26.20%																																																								
コンクリートダム工事	22.60%	301.3	-0.1327	15.56%																																																								
対象金額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの																																																								
	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。																																																								
		A	b																																																									
橋梁保全工事	63.10%	1,508.7	-0.2014	29.60%																																																								
(1)-f	(1)-f																																																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象金額 適用区分 工種区分</th> <th>700万円以下</th> <th colspan="2">700万円を超え3億円以下</th> <th>3億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <td>下記の率とする。</td> <td colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</td> <td>下記の率とする。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>A</th> <th>b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>橋梁保全工事</td> <td>63.10%</td> <td>1,508.7</td> <td>-0.2014</td> <td>29.60%</td> </tr> </tbody> </table>	対象金額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。			A	b		橋梁保全工事	63.10%	1,508.7	-0.2014	29.60%	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象金額 適用区分 工種区分</th> <th>700万円以下</th> <th colspan="2">700万円を超え3億円以下</th> <th>3億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <td>下記の率とする。</td> <td colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</td> <td>下記の率とする。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>A</th> <th>b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>橋梁保全工事</td> <td>63.10%</td> <td>1,508.7</td> <td>-0.2014</td> <td>29.60%</td> </tr> </tbody> </table>	対象金額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。			A	b		橋梁保全工事	63.10%	1,508.7	-0.2014	29.60%																					
対象金額 適用区分 工種区分		700万円以下	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの																																																							
	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。																																																								
		A	b																																																									
橋梁保全工事	63.10%	1,508.7	-0.2014	29.60%																																																								
対象金額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの																																																								
	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。																																																								
		A	b																																																									
橋梁保全工事	63.10%	1,508.7	-0.2014	29.60%																																																								
	(2)算定式は次によるものとする。 $Y = a \cdot X^b$ Y：現場管理費率(%) X：対象金額(単位：円) a、b：変数値 (注) Yの値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする																																																											
	13-12(5)へ移動																																																											

平成30年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】平成31年4月26日

ページ	改定前（平成31年4月30日まで適用）	改定後（平成31年5月1日以降適用）																																																																																																																																																																																																																																											
<p>P.13-12(2) 第13編 農業農村整備 第1章 ② 工事費の積算 2. 間接工事費の積算 2) 現場管理費 別表5 現場管理費率</p>	<p>別表6 現場管理費率の補正</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">適用条件</th> <th rowspan="2">補正係数</th> <th rowspan="2">適用優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>工種区分</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市街地（DID補正） （1）</td> <td>鋼橋架設工事</td> <td rowspan="2">市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td rowspan="2">1.1</td> <td rowspan="2">1</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響有り （1）</td> <td>全ての工種（※）</td> <td>2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td>1.1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響有り （2）</td> <td>全ての工種（※）</td> <td>一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）</td> <td>1.1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>市街地（DID補正） （2）</td> <td>市街地（DID補正） （1）以外（※）</td> <td>市街地（DID補正）（1）で適用となる工種区分以外で、市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.1</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>離島</td> <td>全ての工種（※）</td> <td></td> <td>1.0</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>※フィルダム及びコンクリートダム工事は適用しない。 (注) 1. 市街地とは、施工地域が人口集中地区（DID地区）及びこれに準ずる地区をいう。 なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。（松江市、出雲市、益田市、浜田市、安来市の一部） これに準ずる地区とは、総務省が規定する「準人口集中地区」をいう。 2. 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先によるが、共通仮設費で決定した施工地域区分と同じものを適用すること。 その他〔細部運用〕 ① 補正値は、現場条件の変更により設計変更ができる</p>	適用条件			補正係数	適用優先	施工地域区分	工種区分	対象	市街地（DID補正） （1）	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	1	橋梁保全工事	一般交通影響有り （1）	全ての工種（※）	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	2	一般交通影響有り （2）	全ての工種（※）	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	1.1	3	市街地（DID補正） （2）	市街地（DID補正） （1）以外（※）	市街地（DID補正）（1）で適用となる工種区分以外で、市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	4	離島	全ての工種（※）		1.0	5	<p>別表5 現場管理費率（平成31年4月1日から4月30日まで適用）</p> <p>(1) -a</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種区分</th> <th rowspan="2">対象金額 適用区分</th> <th>300万円以下</th> <th colspan="2">300万円を超え10億円以下</th> <th>10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする。</th> <th colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th>下記の率とする。</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <th>a</th> <th>b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>ほ場整備工事</td><td>41.80%</td><td>232.3</td><td>-0.1150</td><td>21.43%</td></tr> <tr><td>農用地造成工事</td><td>31.26%</td><td>53.8</td><td>-0.0364</td><td>25.30%</td></tr> <tr><td>農道工事</td><td>34.06%</td><td>89.4</td><td>-0.0647</td><td>23.39%</td></tr> <tr><td>水路トンネル工事</td><td>33.30%</td><td>73.3</td><td>-0.0529</td><td>24.49%</td></tr> <tr><td>水路工事</td><td>44.33%</td><td>558.7</td><td>-0.1699</td><td>16.52%</td></tr> <tr><td>河川及び排水路工事</td><td>31.71%</td><td>108.7</td><td>-0.0826</td><td>19.63%</td></tr> <tr><td>管水路工事</td><td>28.27%</td><td>79.1</td><td>-0.0690</td><td>18.93%</td></tr> <tr><td>畑かん施設工事</td><td>33.45%</td><td>161.1</td><td>-0.1054</td><td>18.13%</td></tr> <tr><td>コンクリート補修工事</td><td>36.26%</td><td>181.0</td><td>-0.1078</td><td>19.39%</td></tr> <tr><td>その他土木工事(1)</td><td>39.10%</td><td>208.4</td><td>-0.1122</td><td>20.38%</td></tr> <tr><td>その他土木工事(2)</td><td>35.26%</td><td>100.6</td><td>-0.0703</td><td>23.44%</td></tr> </tbody> </table> <p>(1) -b</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種区分</th> <th rowspan="2">対象金額 適用区分</th> <th>700万円以下</th> <th colspan="2">700万円を超え10億円以下</th> <th>10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする。</th> <th colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th>下記の率とする。</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <th>a</th> <th>b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>海岸工事</td><td>26.90%</td><td>104.0</td><td>-0.0858</td><td>17.57%</td></tr> <tr><td>河川・道路構造物工事</td><td>41.29%</td><td>420.8</td><td>-0.1473</td><td>19.88%</td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td>46.66%</td><td>276.1</td><td>-0.1128</td><td>26.66%</td></tr> <tr><td>PC橋工事</td><td>30.09%</td><td>113.1</td><td>-0.0840</td><td>19.84%</td></tr> <tr><td>公園工事</td><td>41.68%</td><td>366.3</td><td>-0.1379</td><td>21.03%</td></tr> </tbody> </table> <p>(1) -c</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種区分</th> <th rowspan="2">対象金額 適用区分</th> <th>700万円以下</th> <th colspan="2">700万円を超え20億円以下</th> <th>20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする。</th> <th colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th>下記の率とする。</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <th>a</th> <th>b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>干拓工事</td><td>24.50%</td><td>133.8</td><td>-0.1077</td><td>13.33%</td></tr> </tbody> </table> <p>(1) -d</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種区分</th> <th rowspan="2">対象金額 適用区分</th> <th>1,000万円以下</th> <th colspan="2">1,000万円を超え20億円以下</th> <th>20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする。</th> <th colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th>下記の率とする。</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <th>a</th> <th>b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>トンネル工事</td><td>43.96%</td><td>203.6</td><td>-0.0951</td><td>26.56%</td></tr> </tbody> </table> <p>(1) -e</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種区分</th> <th rowspan="2">対象金額 適用区分</th> <th>3億円以下</th> <th colspan="2">3億円を超え50億円以下</th> <th>50億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする。</th> <th colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th>下記の率とする。</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <th>a</th> <th>b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>フィルダム工事</td><td>33.08%</td><td>166.5</td><td>-0.0828</td><td>26.20%</td></tr> <tr><td>コンクリートダム工事</td><td>22.60%</td><td>301.3</td><td>-0.1327</td><td>15.56%</td></tr> </tbody> </table> <p>(1) -f</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種区分</th> <th rowspan="2">対象金額 適用区分</th> <th>700万円以下</th> <th colspan="2">700万円を超え3億円以下</th> <th>3億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする。</th> <th colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th>下記の率とする。</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <th>A</th> <th>b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>橋梁保全工事</td><td>63.10%</td><td>1,508.7</td><td>-0.2014</td><td>29.60%</td></tr> </tbody> </table>	工種区分	対象金額 適用区分	300万円以下	300万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。				a	b		ほ場整備工事	41.80%	232.3	-0.1150	21.43%	農用地造成工事	31.26%	53.8	-0.0364	25.30%	農道工事	34.06%	89.4	-0.0647	23.39%	水路トンネル工事	33.30%	73.3	-0.0529	24.49%	水路工事	44.33%	558.7	-0.1699	16.52%	河川及び排水路工事	31.71%	108.7	-0.0826	19.63%	管水路工事	28.27%	79.1	-0.0690	18.93%	畑かん施設工事	33.45%	161.1	-0.1054	18.13%	コンクリート補修工事	36.26%	181.0	-0.1078	19.39%	その他土木工事(1)	39.10%	208.4	-0.1122	20.38%	その他土木工事(2)	35.26%	100.6	-0.0703	23.44%	工種区分	対象金額 適用区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。				a	b		海岸工事	26.90%	104.0	-0.0858	17.57%	河川・道路構造物工事	41.29%	420.8	-0.1473	19.88%	鋼橋架設工事	46.66%	276.1	-0.1128	26.66%	PC橋工事	30.09%	113.1	-0.0840	19.84%	公園工事	41.68%	366.3	-0.1379	21.03%	工種区分	対象金額 適用区分	700万円以下	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。				a	b		干拓工事	24.50%	133.8	-0.1077	13.33%	工種区分	対象金額 適用区分	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。				a	b		トンネル工事	43.96%	203.6	-0.0951	26.56%	工種区分	対象金額 適用区分	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。				a	b		フィルダム工事	33.08%	166.5	-0.0828	26.20%	コンクリートダム工事	22.60%	301.3	-0.1327	15.56%	工種区分	対象金額 適用区分	700万円以下	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。				A	b		橋梁保全工事	63.10%	1,508.7	-0.2014	29.60%
適用条件			補正係数	適用優先																																																																																																																																																																																																																																									
施工地域区分	工種区分	対象																																																																																																																																																																																																																																											
市街地（DID補正） （1）	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	1																																																																																																																																																																																																																																									
	橋梁保全工事																																																																																																																																																																																																																																												
一般交通影響有り （1）	全ての工種（※）	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	2																																																																																																																																																																																																																																									
一般交通影響有り （2）	全ての工種（※）	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	1.1	3																																																																																																																																																																																																																																									
市街地（DID補正） （2）	市街地（DID補正） （1）以外（※）	市街地（DID補正）（1）で適用となる工種区分以外で、市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	4																																																																																																																																																																																																																																									
離島	全ての工種（※）		1.0	5																																																																																																																																																																																																																																									
工種区分	対象金額 適用区分	300万円以下	300万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																																																								
		下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。																																																																																																																																																																																																																																								
			a	b																																																																																																																																																																																																																																									
ほ場整備工事	41.80%	232.3	-0.1150	21.43%																																																																																																																																																																																																																																									
農用地造成工事	31.26%	53.8	-0.0364	25.30%																																																																																																																																																																																																																																									
農道工事	34.06%	89.4	-0.0647	23.39%																																																																																																																																																																																																																																									
水路トンネル工事	33.30%	73.3	-0.0529	24.49%																																																																																																																																																																																																																																									
水路工事	44.33%	558.7	-0.1699	16.52%																																																																																																																																																																																																																																									
河川及び排水路工事	31.71%	108.7	-0.0826	19.63%																																																																																																																																																																																																																																									
管水路工事	28.27%	79.1	-0.0690	18.93%																																																																																																																																																																																																																																									
畑かん施設工事	33.45%	161.1	-0.1054	18.13%																																																																																																																																																																																																																																									
コンクリート補修工事	36.26%	181.0	-0.1078	19.39%																																																																																																																																																																																																																																									
その他土木工事(1)	39.10%	208.4	-0.1122	20.38%																																																																																																																																																																																																																																									
その他土木工事(2)	35.26%	100.6	-0.0703	23.44%																																																																																																																																																																																																																																									
工種区分	対象金額 適用区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																																																								
		下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。																																																																																																																																																																																																																																								
			a	b																																																																																																																																																																																																																																									
海岸工事	26.90%	104.0	-0.0858	17.57%																																																																																																																																																																																																																																									
河川・道路構造物工事	41.29%	420.8	-0.1473	19.88%																																																																																																																																																																																																																																									
鋼橋架設工事	46.66%	276.1	-0.1128	26.66%																																																																																																																																																																																																																																									
PC橋工事	30.09%	113.1	-0.0840	19.84%																																																																																																																																																																																																																																									
公園工事	41.68%	366.3	-0.1379	21.03%																																																																																																																																																																																																																																									
工種区分	対象金額 適用区分	700万円以下	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																																																								
		下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。																																																																																																																																																																																																																																								
			a	b																																																																																																																																																																																																																																									
干拓工事	24.50%	133.8	-0.1077	13.33%																																																																																																																																																																																																																																									
工種区分	対象金額 適用区分	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																																																								
		下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。																																																																																																																																																																																																																																								
			a	b																																																																																																																																																																																																																																									
トンネル工事	43.96%	203.6	-0.0951	26.56%																																																																																																																																																																																																																																									
工種区分	対象金額 適用区分	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																																																								
		下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。																																																																																																																																																																																																																																								
			a	b																																																																																																																																																																																																																																									
フィルダム工事	33.08%	166.5	-0.0828	26.20%																																																																																																																																																																																																																																									
コンクリートダム工事	22.60%	301.3	-0.1327	15.56%																																																																																																																																																																																																																																									
工種区分	対象金額 適用区分	700万円以下	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																																																								
		下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。																																																																																																																																																																																																																																								
			A	b																																																																																																																																																																																																																																									
橋梁保全工事	63.10%	1,508.7	-0.2014	29.60%																																																																																																																																																																																																																																									

↓
13-12(5)へ移動

平成30年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】平成31年4月26日

ページ	改定前（平成31年4月30日まで適用）	改定後（平成31年5月1日以降適用）																																																																																																																																																																																							
<p>P.13-12(2) 第13編 農業農村整備 第1章 ② 工事費の積算 2. 間接工事費の積算 2) 現場管理費 別表5 現場管理費率</p>		<p style="color: red; font-size: small;">別表5 現場管理費率（平成31年5月1日以降適用）</p> <div style="margin-bottom: 10px;"> <p>(1) -a</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <thead> <tr> <th rowspan="3" style="text-align: center;">I.種区分</th> <th style="text-align: center;">対象金額 適用区分</th> <th style="text-align: center;">300万円以下</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">300万円を超え10億円以下</th> <th style="text-align: center;">10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">下記の率とする。</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">下記の率とする。</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">下記の率とする。</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">a</th> <th style="text-align: center;">b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>ほ場整備工事</td><td>42.43%</td><td>241.5</td><td>-0.1166</td><td>21.55%</td></tr> <tr><td>農用地造成工事</td><td>31.74%</td><td>56.2</td><td>-0.0383</td><td>25.41%</td></tr> <tr><td>農道工事</td><td>34.70%</td><td>94.1</td><td>-0.0669</td><td>23.52%</td></tr> <tr><td>水路トンネル工事</td><td>34.15%</td><td>78.5</td><td>-0.0558</td><td>24.70%</td></tr> <tr><td>水路工事</td><td>44.83%</td><td>576.1</td><td>-0.1712</td><td>16.58%</td></tr> <tr><td>河川及び排水路工事</td><td>32.10%</td><td>112.2</td><td>-0.0839</td><td>19.72%</td></tr> <tr><td>管水路工事</td><td>28.97%</td><td>84.4</td><td>-0.0717</td><td>19.10%</td></tr> <tr><td>畑かん施設工事</td><td>34.02%</td><td>168.3</td><td>-0.1072</td><td>18.25%</td></tr> <tr><td>コンクリート補修工事</td><td>37.11%</td><td>192.0</td><td>-0.1102</td><td>19.57%</td></tr> <tr><td>その他土木工事(1)</td><td>39.63%</td><td>216.0</td><td>-0.1137</td><td>20.47%</td></tr> <tr><td>その他土木工事(2)</td><td>35.83%</td><td>105.0</td><td>-0.0721</td><td>23.57%</td></tr> </tbody> </table> </div> <div style="margin-bottom: 10px;"> <p>(1) -b</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <thead> <tr> <th rowspan="3" style="text-align: center;">I.種区分</th> <th style="text-align: center;">対象金額 適用区分</th> <th style="text-align: center;">700万円以下</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">700万円を超え10億円以下</th> <th style="text-align: center;">10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">下記の率とする。</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">下記の率とする。</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">下記の率とする。</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">a</th> <th style="text-align: center;">b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>海岸工事</td><td>27.72%</td><td>113.6</td><td>-0.0895</td><td>17.78%</td></tr> <tr><td>河川・道路構造物工事</td><td>42.50%</td><td>457.7</td><td>-0.1508</td><td>20.11%</td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td>48.12%</td><td>302.3</td><td>-0.1166</td><td>26.98%</td></tr> <tr><td>P.C.橋工事</td><td>30.73%</td><td>120.5</td><td>-0.0867</td><td>19.98%</td></tr> <tr><td>公園工事</td><td>42.43%</td><td>385.5</td><td>-0.1400</td><td>21.18%</td></tr> </tbody> </table> </div> <div style="margin-bottom: 10px;"> <p>(1) -c</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <thead> <tr> <th rowspan="3" style="text-align: center;">I.種区分</th> <th style="text-align: center;">対象金額 適用区分</th> <th style="text-align: center;">700万円以下</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">700万円を超え20億円以下</th> <th style="text-align: center;">20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">下記の率とする。</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">下記の率とする。</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">下記の率とする。</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">a</th> <th style="text-align: center;">b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>I. 拓 工 事</td><td>24.97%</td><td>141.8</td><td>-0.1102</td><td>13.39%</td></tr> </tbody> </table> </div> <div style="margin-bottom: 10px;"> <p>(1) -d</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <thead> <tr> <th rowspan="3" style="text-align: center;">I.種区分</th> <th style="text-align: center;">対象金額 適用区分</th> <th style="text-align: center;">1,000万円以下</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">1,000万円を超え20億円以下</th> <th style="text-align: center;">20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">下記の率とする。</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">下記の率とする。</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">下記の率とする。</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">a</th> <th style="text-align: center;">b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>トンネル工事</td><td>44.93%</td><td>219.8</td><td>-0.0985</td><td>26.66%</td></tr> </tbody> </table> </div> <div style="margin-bottom: 10px;"> <p>(1) -e</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <thead> <tr> <th rowspan="3" style="text-align: center;">I.種区分</th> <th style="text-align: center;">対象金額 適用区分</th> <th style="text-align: center;">3億円以下</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">3億円を超え50億円以下</th> <th style="text-align: center;">50億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">下記の率とする。</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">下記の率とする。</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">下記の率とする。</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">a</th> <th style="text-align: center;">b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>フィルダム工事</td><td>33.52%</td><td>184.6</td><td>-0.0874</td><td>26.21%</td></tr> <tr><td>コンクリートダム工事</td><td>22.90%</td><td>332.0</td><td>-0.1370</td><td>15.57%</td></tr> </tbody> </table> </div> <div style="margin-bottom: 10px;"> <p>(1) -f</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <thead> <tr> <th rowspan="3" style="text-align: center;">I.種区分</th> <th style="text-align: center;">対象金額 適用区分</th> <th style="text-align: center;">700万円以下</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">700万円を超え3億円以下</th> <th style="text-align: center;">3億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">下記の率とする。</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">下記の率とする。</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">下記の率とする。</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">A</th> <th style="text-align: center;">b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>橋梁保全工事</td><td>64.94%</td><td>1,622.9</td><td>-0.2042</td><td>30.15%</td></tr> </tbody> </table> </div>	I.種区分	対象金額 適用区分	300万円以下	300万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	下記の率とする。	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。	a	b	ほ場整備工事	42.43%	241.5	-0.1166	21.55%	農用地造成工事	31.74%	56.2	-0.0383	25.41%	農道工事	34.70%	94.1	-0.0669	23.52%	水路トンネル工事	34.15%	78.5	-0.0558	24.70%	水路工事	44.83%	576.1	-0.1712	16.58%	河川及び排水路工事	32.10%	112.2	-0.0839	19.72%	管水路工事	28.97%	84.4	-0.0717	19.10%	畑かん施設工事	34.02%	168.3	-0.1072	18.25%	コンクリート補修工事	37.11%	192.0	-0.1102	19.57%	その他土木工事(1)	39.63%	216.0	-0.1137	20.47%	その他土木工事(2)	35.83%	105.0	-0.0721	23.57%	I.種区分	対象金額 適用区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	下記の率とする。	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。	a	b	海岸工事	27.72%	113.6	-0.0895	17.78%	河川・道路構造物工事	42.50%	457.7	-0.1508	20.11%	鋼橋架設工事	48.12%	302.3	-0.1166	26.98%	P.C.橋工事	30.73%	120.5	-0.0867	19.98%	公園工事	42.43%	385.5	-0.1400	21.18%	I.種区分	対象金額 適用区分	700万円以下	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	下記の率とする。	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。	a	b	I. 拓 工 事	24.97%	141.8	-0.1102	13.39%	I.種区分	対象金額 適用区分	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	下記の率とする。	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。	a	b	トンネル工事	44.93%	219.8	-0.0985	26.66%	I.種区分	対象金額 適用区分	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの	下記の率とする。	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。	a	b	フィルダム工事	33.52%	184.6	-0.0874	26.21%	コンクリートダム工事	22.90%	332.0	-0.1370	15.57%	I.種区分	対象金額 適用区分	700万円以下	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの	下記の率とする。	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。	A	b	橋梁保全工事	64.94%	1,622.9	-0.2042	30.15%
I.種区分	対象金額 適用区分	300万円以下		300万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																																																																																																																			
	下記の率とする。	下記の率とする。		(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。																																																																																																																																																																																			
			a	b																																																																																																																																																																																					
ほ場整備工事	42.43%	241.5	-0.1166	21.55%																																																																																																																																																																																					
農用地造成工事	31.74%	56.2	-0.0383	25.41%																																																																																																																																																																																					
農道工事	34.70%	94.1	-0.0669	23.52%																																																																																																																																																																																					
水路トンネル工事	34.15%	78.5	-0.0558	24.70%																																																																																																																																																																																					
水路工事	44.83%	576.1	-0.1712	16.58%																																																																																																																																																																																					
河川及び排水路工事	32.10%	112.2	-0.0839	19.72%																																																																																																																																																																																					
管水路工事	28.97%	84.4	-0.0717	19.10%																																																																																																																																																																																					
畑かん施設工事	34.02%	168.3	-0.1072	18.25%																																																																																																																																																																																					
コンクリート補修工事	37.11%	192.0	-0.1102	19.57%																																																																																																																																																																																					
その他土木工事(1)	39.63%	216.0	-0.1137	20.47%																																																																																																																																																																																					
その他土木工事(2)	35.83%	105.0	-0.0721	23.57%																																																																																																																																																																																					
I.種区分	対象金額 適用区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																																																																																																																				
	下記の率とする。	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。																																																																																																																																																																																				
			a	b																																																																																																																																																																																					
海岸工事	27.72%	113.6	-0.0895	17.78%																																																																																																																																																																																					
河川・道路構造物工事	42.50%	457.7	-0.1508	20.11%																																																																																																																																																																																					
鋼橋架設工事	48.12%	302.3	-0.1166	26.98%																																																																																																																																																																																					
P.C.橋工事	30.73%	120.5	-0.0867	19.98%																																																																																																																																																																																					
公園工事	42.43%	385.5	-0.1400	21.18%																																																																																																																																																																																					
I.種区分	対象金額 適用区分	700万円以下	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																																																																																																																																																				
	下記の率とする。	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。																																																																																																																																																																																				
			a	b																																																																																																																																																																																					
I. 拓 工 事	24.97%	141.8	-0.1102	13.39%																																																																																																																																																																																					
I.種区分	対象金額 適用区分	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																																																																																																																																																				
	下記の率とする。	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。																																																																																																																																																																																				
			a	b																																																																																																																																																																																					
トンネル工事	44.93%	219.8	-0.0985	26.66%																																																																																																																																																																																					
I.種区分	対象金額 適用区分	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの																																																																																																																																																																																				
	下記の率とする。	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。																																																																																																																																																																																				
			a	b																																																																																																																																																																																					
フィルダム工事	33.52%	184.6	-0.0874	26.21%																																																																																																																																																																																					
コンクリートダム工事	22.90%	332.0	-0.1370	15.57%																																																																																																																																																																																					
I.種区分	対象金額 適用区分	700万円以下	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの																																																																																																																																																																																				
	下記の率とする。	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。																																																																																																																																																																																				
			A	b																																																																																																																																																																																					
橋梁保全工事	64.94%	1,622.9	-0.2042	30.15%																																																																																																																																																																																					

平成30年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】平成31年4月26日

ページ	改定前（平成31年4月30日まで適用）	改定後（平成31年5月1日以降適用）																																																																																																																																																										
P.14-9 第14編 森林整備 1 森林整備保全事業設計積算要領 ② 工事費の積算 4. 現場管理費（間接工事費） 別表③（工種別現場管理費率標準値表）	別表③（工種別現場管理費率標準値表）	別表③（工種別現場管理費率標準値表）（平成31年4月30日まで適用）																																																																																																																																																										
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種区分</th> <th rowspan="2">純工事費 適用区分</th> <th colspan="2">700万円を超え10億円以下</th> <th rowspan="2">10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>700万円以下</th> <th>700万円を超え10億円以下</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>下記の率とする。(%)</th> <th>算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th>下記の率とする。(%)</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th></th> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>河川工事</td><td></td><td>42.02</td><td>1,169.0</td><td>-0.2110</td><td>14.75</td></tr> <tr><td>河川・道路構造物工事</td><td></td><td>41.29</td><td>420.8</td><td>-0.1473</td><td>19.88</td></tr> <tr><td>治山・地すべり防止工事</td><td></td><td>44.58</td><td>1,281.7</td><td>-0.2131</td><td>15.48</td></tr> <tr><td>海岸工事</td><td></td><td>26.90</td><td>104.0</td><td>-0.0858</td><td>17.57</td></tr> <tr><td>森林整備</td><td></td><td>41.68</td><td>366.3</td><td>-0.1379</td><td>21.03</td></tr> <tr><td>道路工事</td><td></td><td>32.73</td><td>80.0</td><td>-0.0567</td><td>24.71</td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td></td><td>46.66</td><td>276.1</td><td>-0.1128</td><td>26.66</td></tr> <tr><td>P C橋工事</td><td></td><td>30.09</td><td>113.1</td><td>-0.0840</td><td>19.84</td></tr> <tr><td>舗装工事</td><td></td><td>39.39</td><td>622.2</td><td>-0.1751</td><td>16.52</td></tr> <tr><td>公園工事</td><td></td><td>41.68</td><td>366.3</td><td>-0.1379</td><td>21.03</td></tr> </tbody> </table>	工種区分	純工事費 適用区分	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	700万円以下	700万円を超え10億円以下			下記の率とする。(%)	算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。	下記の率とする。(%)				A	b	河川工事		42.02	1,169.0	-0.2110	14.75	河川・道路構造物工事		41.29	420.8	-0.1473	19.88	治山・地すべり防止工事		44.58	1,281.7	-0.2131	15.48	海岸工事		26.90	104.0	-0.0858	17.57	森林整備		41.68	366.3	-0.1379	21.03	道路工事		32.73	80.0	-0.0567	24.71	鋼橋架設工事		46.66	276.1	-0.1128	26.66	P C橋工事		30.09	113.1	-0.0840	19.84	舗装工事		39.39	622.2	-0.1751	16.52	公園工事		41.68	366.3	-0.1379	21.03	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種区分</th> <th rowspan="2">純工事費 適用区分</th> <th colspan="2">700万円を超え10億円以下</th> <th rowspan="2">10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>700万円以下</th> <th>700万円を超え10億円以下</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>下記の率とする。(%)</th> <th>算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th>下記の率とする。(%)</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th></th> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>河川工事</td><td></td><td>42.02</td><td>1,169.0</td><td>-0.2110</td><td>14.75</td></tr> <tr><td>河川・道路構造物工事</td><td></td><td>41.29</td><td>420.8</td><td>-0.1473</td><td>19.88</td></tr> <tr><td>治山・地すべり防止工事</td><td></td><td>44.58</td><td>1,281.7</td><td>-0.2131</td><td>15.48</td></tr> <tr><td>海岸工事</td><td></td><td>26.90</td><td>104.0</td><td>-0.0858</td><td>17.57</td></tr> <tr><td>森林整備</td><td></td><td>41.68</td><td>366.3</td><td>-0.1379</td><td>21.03</td></tr> <tr><td>道路工事</td><td></td><td>32.73</td><td>80.0</td><td>-0.0567</td><td>24.71</td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td></td><td>46.66</td><td>276.1</td><td>-0.1128</td><td>26.66</td></tr> <tr><td>P C橋工事</td><td></td><td>30.09</td><td>113.1</td><td>-0.0840</td><td>19.84</td></tr> <tr><td>舗装工事</td><td></td><td>39.39</td><td>622.2</td><td>-0.1751</td><td>16.52</td></tr> <tr><td>公園工事</td><td></td><td>41.68</td><td>366.3</td><td>-0.1379</td><td>21.03</td></tr> </tbody> </table>	工種区分	純工事費 適用区分	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	700万円以下	700万円を超え10億円以下			下記の率とする。(%)	算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。	下記の率とする。(%)				A	b	河川工事		42.02	1,169.0	-0.2110	14.75	河川・道路構造物工事		41.29	420.8	-0.1473	19.88	治山・地すべり防止工事		44.58	1,281.7	-0.2131	15.48	海岸工事		26.90	104.0	-0.0858	17.57	森林整備		41.68	366.3	-0.1379	21.03	道路工事		32.73	80.0	-0.0567	24.71	鋼橋架設工事		46.66	276.1	-0.1128	26.66	P C橋工事		30.09	113.1	-0.0840	19.84	舗装工事		39.39	622.2	-0.1751	16.52	公園工事		41.68	366.3	-0.1379	21.03
	工種区分			純工事費 適用区分	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																																																																																					
		700万円以下	700万円を超え10億円以下																																																																																																																																																									
			下記の率とする。(%)	算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。	下記の率とする。(%)																																																																																																																																																							
			A	b																																																																																																																																																								
河川工事		42.02	1,169.0	-0.2110	14.75																																																																																																																																																							
河川・道路構造物工事		41.29	420.8	-0.1473	19.88																																																																																																																																																							
治山・地すべり防止工事		44.58	1,281.7	-0.2131	15.48																																																																																																																																																							
海岸工事		26.90	104.0	-0.0858	17.57																																																																																																																																																							
森林整備		41.68	366.3	-0.1379	21.03																																																																																																																																																							
道路工事		32.73	80.0	-0.0567	24.71																																																																																																																																																							
鋼橋架設工事		46.66	276.1	-0.1128	26.66																																																																																																																																																							
P C橋工事		30.09	113.1	-0.0840	19.84																																																																																																																																																							
舗装工事		39.39	622.2	-0.1751	16.52																																																																																																																																																							
公園工事		41.68	366.3	-0.1379	21.03																																																																																																																																																							
工種区分	純工事費 適用区分	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																																																																																								
		700万円以下	700万円を超え10億円以下																																																																																																																																																									
		下記の率とする。(%)	算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。	下記の率とする。(%)																																																																																																																																																								
			A	b																																																																																																																																																								
河川工事		42.02	1,169.0	-0.2110	14.75																																																																																																																																																							
河川・道路構造物工事		41.29	420.8	-0.1473	19.88																																																																																																																																																							
治山・地すべり防止工事		44.58	1,281.7	-0.2131	15.48																																																																																																																																																							
海岸工事		26.90	104.0	-0.0858	17.57																																																																																																																																																							
森林整備		41.68	366.3	-0.1379	21.03																																																																																																																																																							
道路工事		32.73	80.0	-0.0567	24.71																																																																																																																																																							
鋼橋架設工事		46.66	276.1	-0.1128	26.66																																																																																																																																																							
P C橋工事		30.09	113.1	-0.0840	19.84																																																																																																																																																							
舗装工事		39.39	622.2	-0.1751	16.52																																																																																																																																																							
公園工事		41.68	366.3	-0.1379	21.03																																																																																																																																																							
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種区分</th> <th rowspan="2">純工事費 適用区分</th> <th colspan="2">700万円を超え3億円以下</th> <th rowspan="2">3億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>700万円以下</th> <th>700万円を超え3億円以下</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>下記の率とする。(%)</th> <th>算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th>下記の率とする。(%)</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th></th> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>橋梁保全工事</td><td></td><td>63.10</td><td>1508.7</td><td>-0.2014</td><td>29.60</td></tr> </tbody> </table>	工種区分	純工事費 適用区分	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの	700万円以下	700万円を超え3億円以下			下記の率とする。(%)	算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。	下記の率とする。(%)				A	b	橋梁保全工事		63.10	1508.7	-0.2014	29.60	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種区分</th> <th rowspan="2">純工事費 適用区分</th> <th colspan="2">700万円を超え3億円以下</th> <th rowspan="2">3億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>700万円以下</th> <th>700万円を超え3億円以下</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>下記の率とする。(%)</th> <th>算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th>下記の率とする。(%)</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th></th> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>橋梁保全工事</td><td></td><td>63.10</td><td>1508.7</td><td>-0.2014</td><td>29.60</td></tr> </tbody> </table>	工種区分	純工事費 適用区分	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの	700万円以下	700万円を超え3億円以下			下記の率とする。(%)	算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。	下記の率とする。(%)				A	b	橋梁保全工事		63.10	1508.7	-0.2014	29.60																																																																																																												
工種区分	純工事費 適用区分			700万円を超え3億円以下			3億円を超えるもの																																																																																																																																																					
		700万円以下	700万円を超え3億円以下																																																																																																																																																									
		下記の率とする。(%)	算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。	下記の率とする。(%)																																																																																																																																																								
			A	b																																																																																																																																																								
橋梁保全工事		63.10	1508.7	-0.2014	29.60																																																																																																																																																							
工種区分	純工事費 適用区分	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの																																																																																																																																																								
		700万円以下	700万円を超え3億円以下																																																																																																																																																									
		下記の率とする。(%)	算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。	下記の率とする。(%)																																																																																																																																																								
			A	b																																																																																																																																																								
橋梁保全工事		63.10	1508.7	-0.2014	29.60																																																																																																																																																							
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種区分</th> <th rowspan="2">純工事費 適用区分</th> <th colspan="2">200万円を超え1億円以下</th> <th rowspan="2">1億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>200万円以下</th> <th>200万円を超え1億円以下</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>下記の率とする。(%)</th> <th>算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th>下記の率とする。(%)</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th></th> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>道路維持工事</td><td></td><td>58.61</td><td>605.1</td><td>-0.1609</td><td>31.23</td></tr> </tbody> </table>	工種区分	純工事費 適用区分	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの	200万円以下	200万円を超え1億円以下			下記の率とする。(%)	算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。	下記の率とする。(%)				A	b	道路維持工事		58.61	605.1	-0.1609	31.23	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種区分</th> <th rowspan="2">純工事費 適用区分</th> <th colspan="2">200万円を超え1億円以下</th> <th rowspan="2">1億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>200万円以下</th> <th>200万円を超え1億円以下</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>下記の率とする。(%)</th> <th>算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th>下記の率とする。(%)</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th></th> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>道路維持工事</td><td></td><td>58.61</td><td>605.1</td><td>-0.1609</td><td>31.23</td></tr> </tbody> </table>	工種区分	純工事費 適用区分	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの	200万円以下	200万円を超え1億円以下			下記の率とする。(%)	算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。	下記の率とする。(%)				A	b	道路維持工事		58.61	605.1	-0.1609	31.23																																																																																																												
工種区分	純工事費 適用区分			200万円を超え1億円以下			1億円を超えるもの																																																																																																																																																					
		200万円以下	200万円を超え1億円以下																																																																																																																																																									
		下記の率とする。(%)	算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。	下記の率とする。(%)																																																																																																																																																								
			A	b																																																																																																																																																								
道路維持工事		58.61	605.1	-0.1609	31.23																																																																																																																																																							
工種区分	純工事費 適用区分	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの																																																																																																																																																								
		200万円以下	200万円を超え1億円以下																																																																																																																																																									
		下記の率とする。(%)	算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。	下記の率とする。(%)																																																																																																																																																								
			A	b																																																																																																																																																								
道路維持工事		58.61	605.1	-0.1609	31.23																																																																																																																																																							
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種区分</th> <th rowspan="2">純工事費 適用区分</th> <th colspan="2">1,000万円を超え20億円以下</th> <th rowspan="2">20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>1,000万円以下</th> <th>1,000万円を超え20億円以下</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>下記の率とする。(%)</th> <th>算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th>下記の率とする。(%)</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th></th> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>トンネル工事</td><td></td><td>43.96</td><td>203.6</td><td>-0.0951</td><td>26.56</td></tr> </tbody> </table>	工種区分	純工事費 適用区分	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下			下記の率とする。(%)	算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。	下記の率とする。(%)				A	b	トンネル工事		43.96	203.6	-0.0951	26.56	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種区分</th> <th rowspan="2">純工事費 適用区分</th> <th colspan="2">1,000万円を超え20億円以下</th> <th rowspan="2">20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>1,000万円以下</th> <th>1,000万円を超え20億円以下</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>下記の率とする。(%)</th> <th>算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th>下記の率とする。(%)</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th></th> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>トンネル工事</td><td></td><td>43.96</td><td>203.6</td><td>-0.0951</td><td>26.56</td></tr> </tbody> </table>	工種区分	純工事費 適用区分	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下			下記の率とする。(%)	算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。	下記の率とする。(%)				A	b	トンネル工事		43.96	203.6	-0.0951	26.56																																																																																																												
工種区分	純工事費 適用区分			1,000万円を超え20億円以下			20億円を超えるもの																																																																																																																																																					
		1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下																																																																																																																																																									
		下記の率とする。(%)	算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。	下記の率とする。(%)																																																																																																																																																								
			A	b																																																																																																																																																								
トンネル工事		43.96	203.6	-0.0951	26.56																																																																																																																																																							
工種区分	純工事費 適用区分	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																																																																																																																								
		1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下																																																																																																																																																									
		下記の率とする。(%)	算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。	下記の率とする。(%)																																																																																																																																																								
			A	b																																																																																																																																																								
トンネル工事		43.96	203.6	-0.0951	26.56																																																																																																																																																							
	(備考) 1. 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の治山ダムは、治山・地すべり防止工事に2%加算するものとする。 2. 保安林管理道等に関する工事は林道関係事業に準ずるものとする。	(備考) 1. 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の治山ダムは、治山・地すべり防止工事に2%加算するものとする。 2. 保安林管理道等に関する工事は林道関係事業に準ずるものとする。																																																																																																																																																										

平成30年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】平成31年4月26日

ページ	改定前（平成31年4月30日まで適用）	改定後（平成31年5月1日以降適用）																																																																																																																	
<p>P.14-9 第14編 森林整備 1 森林整備保全事業設計積算要領 ② 工事費の積算 4. 現場管理費（間接工事費） 別表③（工種別現場管理費率標準値表）</p>		<p>別表③（工種別現場管理費率標準値表）（平成31年5月1日以降適用）</p> <table border="1" data-bbox="1736 493 2700 1018"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種区分</th> <th rowspan="2">純工事費 適用区分</th> <th rowspan="2">700万円以下 下記の率とする。(%)</th> <th colspan="2">700万円を超え10億円以下</th> <th rowspan="2">10億円を超えるもの 下記の率とする。(%)</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>河川工事</td><td></td><td>43.20</td><td>1,270.0</td><td>-0.2145</td><td>14.90</td></tr> <tr><td>河川・道路構造物工事</td><td></td><td>42.50</td><td>457.7</td><td>-0.1508</td><td>20.11</td></tr> <tr><td>治山・地すべり防止工事</td><td></td><td>45.49</td><td>1,362.7</td><td>-0.2157</td><td>15.60</td></tr> <tr><td>海岸工事</td><td></td><td>27.72</td><td>113.6</td><td>-0.0895</td><td>17.78</td></tr> <tr><td>森林整備</td><td></td><td>42.43</td><td>385.5</td><td>-0.1400</td><td>21.18</td></tr> <tr><td>道路工事</td><td></td><td>33.65</td><td>86.9</td><td>-0.0602</td><td>24.96</td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td></td><td>48.12</td><td>302.3</td><td>-0.1166</td><td>26.98</td></tr> <tr><td>P C 橋工事</td><td></td><td>30.73</td><td>120.5</td><td>-0.0867</td><td>19.98</td></tr> <tr><td>舗装工事</td><td></td><td>40.32</td><td>667.7</td><td>-0.1781</td><td>16.66</td></tr> <tr><td>公園工事</td><td></td><td>42.43</td><td>385.5</td><td>-0.1400</td><td>21.18</td></tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1736 1050 2700 1260"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種区分</th> <th rowspan="2">純工事費 適用区分</th> <th rowspan="2">700万円以下 下記の率とする。(%)</th> <th colspan="2">700万円を超え3億円以下</th> <th rowspan="2">3億円を超えるもの 下記の率とする。(%)</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>橋梁保全工事</td><td></td><td>64.94</td><td>1,622.9</td><td>-0.2042</td><td>30.15</td></tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1736 1291 2700 1501"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種区分</th> <th rowspan="2">純工事費 適用区分</th> <th rowspan="2">200万円以下 下記の率とする。(%)</th> <th colspan="2">200万円を超え1億円以下</th> <th rowspan="2">1億円を超えるもの 下記の率とする。(%)</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>道路維持工事</td><td></td><td>59.78</td><td>628.9</td><td>-0.1622</td><td>31.69</td></tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1736 1533 2700 1743"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種区分</th> <th rowspan="2">純工事費 適用区分</th> <th rowspan="2">1,000万円以下 下記の率とする。(%)</th> <th colspan="2">1,000万円を超え20億円以下</th> <th rowspan="2">20億円を超えるもの 下記の率とする。(%)</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>トンネル工事</td><td></td><td>44.93</td><td>219.8</td><td>-0.0985</td><td>26.66</td></tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1721 1753 2730 1816">(備考) 1. 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の治山ダムは、治山・地すべり防止工事に2%加算するものとする。 2. 保安林管理道等に関する工事は林道関係事業に準ずるものとする。</p>				工種区分	純工事費 適用区分	700万円以下 下記の率とする。(%)	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの 下記の率とする。(%)	A	b	河川工事		43.20	1,270.0	-0.2145	14.90	河川・道路構造物工事		42.50	457.7	-0.1508	20.11	治山・地すべり防止工事		45.49	1,362.7	-0.2157	15.60	海岸工事		27.72	113.6	-0.0895	17.78	森林整備		42.43	385.5	-0.1400	21.18	道路工事		33.65	86.9	-0.0602	24.96	鋼橋架設工事		48.12	302.3	-0.1166	26.98	P C 橋工事		30.73	120.5	-0.0867	19.98	舗装工事		40.32	667.7	-0.1781	16.66	公園工事		42.43	385.5	-0.1400	21.18	工種区分	純工事費 適用区分	700万円以下 下記の率とする。(%)	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの 下記の率とする。(%)	A	b	橋梁保全工事		64.94	1,622.9	-0.2042	30.15	工種区分	純工事費 適用区分	200万円以下 下記の率とする。(%)	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの 下記の率とする。(%)	A	b	道路維持工事		59.78	628.9	-0.1622	31.69	工種区分	純工事費 適用区分	1,000万円以下 下記の率とする。(%)	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの 下記の率とする。(%)	A	b	トンネル工事		44.93	219.8	-0.0985	26.66
工種区分	純工事費 適用区分	700万円以下 下記の率とする。(%)	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの 下記の率とする。(%)																																																																																																														
			A	b																																																																																																															
河川工事		43.20	1,270.0	-0.2145	14.90																																																																																																														
河川・道路構造物工事		42.50	457.7	-0.1508	20.11																																																																																																														
治山・地すべり防止工事		45.49	1,362.7	-0.2157	15.60																																																																																																														
海岸工事		27.72	113.6	-0.0895	17.78																																																																																																														
森林整備		42.43	385.5	-0.1400	21.18																																																																																																														
道路工事		33.65	86.9	-0.0602	24.96																																																																																																														
鋼橋架設工事		48.12	302.3	-0.1166	26.98																																																																																																														
P C 橋工事		30.73	120.5	-0.0867	19.98																																																																																																														
舗装工事		40.32	667.7	-0.1781	16.66																																																																																																														
公園工事		42.43	385.5	-0.1400	21.18																																																																																																														
工種区分	純工事費 適用区分	700万円以下 下記の率とする。(%)	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの 下記の率とする。(%)																																																																																																														
			A	b																																																																																																															
橋梁保全工事		64.94	1,622.9	-0.2042	30.15																																																																																																														
工種区分	純工事費 適用区分	200万円以下 下記の率とする。(%)	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの 下記の率とする。(%)																																																																																																														
			A	b																																																																																																															
道路維持工事		59.78	628.9	-0.1622	31.69																																																																																																														
工種区分	純工事費 適用区分	1,000万円以下 下記の率とする。(%)	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの 下記の率とする。(%)																																																																																																														
			A	b																																																																																																															
トンネル工事		44.93	219.8	-0.0985	26.66																																																																																																														

平成30年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】平成31年4月26日

ページ	改定前（平成31年4月30日まで適用）	改定後（平成31年5月1日以降適用）																																																				
P.I-2-②-6 第2章 工事費の積算 ② 間接工事費 2 共通仮設費	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">工種区分</th> <th style="width: 85%;">工 種 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>舗装工事</td> <td>舗装の新設、修繕工事にあつて、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事 ただし、小規模（パッチング等）な工事で施工箇所が点在する工事は除く</td> </tr> <tr> <td>共同溝等工</td> <td>(1) 共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場、地下横断歩道等)にあつて、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 (2) 共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場、地下横断歩道等)にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法による工事</td> </tr> <tr> <td>トンネル工事</td> <td>トンネルに関する工事にあつて、次に掲げる工事 1. トンネル工事 2. 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし、本体工を完成後別件で照明設備、舗装、側溝等を発注する場合、又は併用開始後の照明設備、吹付け、舗装、修繕工事等は除く</td> </tr> <tr> <td>砂防・地すべり等工事</td> <td>砂防、地すべり工事及び急傾斜地崩壊防止施設工事にあつて、次に掲げる工事 堰堤工、流路工、山腹工、抑制工、抑止工、床固工、落石なだれ防止工、集水井工、集排水井ボーリング工、排水トンネル工及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> <td>道路にあつて、次に掲げる工事 1. 管理を目的とした維持的工事 2. 道路附属物塗替工、防雪柵設置撤去工^{※1}、トンネル漏水防止工、トンネル内装工(供用トンネル)、路面切削工、路面工、法面工等の維持・補修^{※2}に関する工事 3. 道路標識^{※1}、道路情報施設、電気通信設備、防護柵^{※1}、樹木等及び区画線等の設置 4. 除草、除雪、清掃及び植栽等の緑地管理に関する作業 5. 1、2、3及び4に類する工事 ※1：局部的新設、復旧・更新を主とする場合に適用 ※2：法面工の補修については局部的な場合に適用</td> </tr> <tr> <td>河川維持工事</td> <td>河川維持工事(河川高潮対策区間の工事を含む)にあつて、次に掲げる工事 1. 管理を目的とした維持的工事 2. 堤防天端・法面等の補修工事 3. 標識、境界杭、防護柵及び駒止め等の設置 4. 道路における電気通信設備以外の当該設備工事 5. 河川の伐開、除草、清掃、芝養生、水面清掃等の作業 6. 1、2、3、4及び5に類する工事</td> </tr> <tr> <td>下水道工事</td> <td>(1) 下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による管渠工事 (2) 下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による管渠工事 (3) 下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 ポンプ場工事、処理場工事及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>公園工事</td> <td>公園及び緑地の造成整備に関する工事にあつて、次に掲げる工事 敷地造成工、園路広場工、植樹工、除草工、芝付工、花壇工、日陰柵工、ベンチ工、池工、遊戯施設工、運動施設工、標識工及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>コンクリートダム工事</td> <td>コンクリートダム本体を主体とする工事</td> </tr> <tr> <td>フィルダム工事</td> <td>フィルタイプでダム本体を主体とする工事</td> </tr> <tr> <td>電線共同溝工事</td> <td>電線共同溝に関する工事</td> </tr> <tr> <td>情報ボックス工事</td> <td>情報ボックスに関する工事(耐火防護も含む)</td> </tr> </tbody> </table>	工種区分	工 種 内 容	舗装工事	舗装の新設、修繕工事にあつて、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事 ただし、小規模（パッチング等）な工事で施工箇所が点在する工事は除く	共同溝等工	(1) 共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場、地下横断歩道等)にあつて、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 (2) 共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場、地下横断歩道等)にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法による工事	トンネル工事	トンネルに関する工事にあつて、次に掲げる工事 1. トンネル工事 2. 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし、本体工を完成後別件で照明設備、舗装、側溝等を発注する場合、又は併用開始後の照明設備、吹付け、舗装、修繕工事等は除く	砂防・地すべり等工事	砂防、地すべり工事及び急傾斜地崩壊防止施設工事にあつて、次に掲げる工事 堰堤工、流路工、山腹工、抑制工、抑止工、床固工、落石なだれ防止工、集水井工、集排水井ボーリング工、排水トンネル工及びこれらに類する工事	道路維持工事	道路にあつて、次に掲げる工事 1. 管理を目的とした維持的工事 2. 道路附属物塗替工、防雪柵設置撤去工 ^{※1} 、トンネル漏水防止工、トンネル内装工(供用トンネル)、路面切削工、路面工、法面工等の維持・補修 ^{※2} に関する工事 3. 道路標識 ^{※1} 、道路情報施設、電気通信設備、防護柵 ^{※1} 、樹木等及び区画線等の設置 4. 除草、除雪、清掃及び植栽等の緑地管理に関する作業 5. 1、2、3及び4に類する工事 ※1：局部的新設、復旧・更新を主とする場合に適用 ※2：法面工の補修については局部的な場合に適用	河川維持工事	河川維持工事(河川高潮対策区間の工事を含む)にあつて、次に掲げる工事 1. 管理を目的とした維持的工事 2. 堤防天端・法面等の補修工事 3. 標識、境界杭、防護柵及び駒止め等の設置 4. 道路における電気通信設備以外の当該設備工事 5. 河川の伐開、除草、清掃、芝養生、水面清掃等の作業 6. 1、2、3、4及び5に類する工事	下水道工事	(1) 下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による管渠工事 (2) 下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による管渠工事 (3) 下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 ポンプ場工事、処理場工事及びこれらに類する工事	公園工事	公園及び緑地の造成整備に関する工事にあつて、次に掲げる工事 敷地造成工、園路広場工、植樹工、除草工、芝付工、花壇工、日陰柵工、ベンチ工、池工、遊戯施設工、運動施設工、標識工及びこれらに類する工事	コンクリートダム工事	コンクリートダム本体を主体とする工事	フィルダム工事	フィルタイプでダム本体を主体とする工事	電線共同溝工事	電線共同溝に関する工事	情報ボックス工事	情報ボックスに関する工事(耐火防護も含む)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">工種区分</th> <th style="width: 85%;">工 種 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>舗装工事</td> <td>舗装の新設、修繕工事にあつて、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事 ただし、小規模（パッチング等）な工事で施工箇所が点在する工事は除く</td> </tr> <tr> <td>共同溝等工</td> <td>(1) 共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場、地下横断歩道等)にあつて、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 (2) 共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場、地下横断歩道等)にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法による工事</td> </tr> <tr> <td>トンネル工事</td> <td>トンネルに関する工事にあつて、次に掲げる工事 1. トンネル工事 2. 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし、本体工を完成後別件で照明設備、舗装、側溝等を発注する場合、又は併用開始後の照明設備、吹付け、舗装、修繕工事等は除く</td> </tr> <tr> <td>砂防・地すべり等工事</td> <td>砂防、地すべり工事及び急傾斜地崩壊防止施設工事にあつて、次に掲げる工事 堰堤工、流路工、山腹工、抑制工、抑止工、床固工、落石なだれ防止工、集水井工、集排水井ボーリング工、排水トンネル工及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> <td>道路にあつて、次に掲げる工事 1. 管理を目的とした維持的工事 2. 道路附属物塗替工、防雪柵設置撤去工^{※1}、トンネル漏水防止工、トンネル内装工(供用トンネル)、路面切削工、路面工、法面工等の維持・補修^{※2}に関する工事 3. 道路標識^{※1}、道路情報施設、電気通信設備、防護柵^{※1}、樹木等及び区画線等の設置 4. 除草、除雪、清掃及び植栽等の緑地管理に関する作業 5. 1、2、3及び4に類する工事 ※1：局部的新設、復旧・更新を主とする場合に適用 ※2：法面工の補修については局部的な場合に適用</td> </tr> <tr> <td>河川維持工事</td> <td>河川維持工事(河川高潮対策区間の工事を含む)にあつて、次に掲げる工事 1. 管理を目的とした維持的工事 2. 堤防天端・法面等の補修工事 3. 標識、境界杭、防護柵及び駒止め等の設置 4. 道路における電気通信設備以外の当該設備工事 5. 河川の伐開、除草、清掃、芝養生、水面清掃等の作業 6. 1、2、3、4及び5に類する工事</td> </tr> <tr> <td>下水道工事</td> <td>(1) 下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による管渠工事 (2) 下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による管渠工事 (3) 下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 ポンプ場工事、処理場工事及びこれらに類する土木工事(機械設備、電気設備、建築・建築設備は除く)</td> </tr> <tr> <td>公園工事</td> <td>公園及び緑地の造成整備に関する工事にあつて、次に掲げる工事 敷地造成工、園路広場工、植樹工、除草工、芝付工、花壇工、日陰柵工、ベンチ工、池工、遊戯施設工、運動施設工、標識工及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>コンクリートダム工事</td> <td>コンクリートダム本体を主体とする工事</td> </tr> <tr> <td>フィルダム工事</td> <td>フィルタイプでダム本体を主体とする工事</td> </tr> <tr> <td>電線共同溝工事</td> <td>電線共同溝に関する工事</td> </tr> <tr> <td>情報ボックス工事</td> <td>情報ボックスに関する工事(耐火防護も含む)</td> </tr> </tbody> </table>	工種区分	工 種 内 容	舗装工事	舗装の新設、修繕工事にあつて、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事 ただし、小規模（パッチング等）な工事で施工箇所が点在する工事は除く	共同溝等工	(1) 共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場、地下横断歩道等)にあつて、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 (2) 共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場、地下横断歩道等)にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法による工事	トンネル工事	トンネルに関する工事にあつて、次に掲げる工事 1. トンネル工事 2. 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし、本体工を完成後別件で照明設備、舗装、側溝等を発注する場合、又は併用開始後の照明設備、吹付け、舗装、修繕工事等は除く	砂防・地すべり等工事	砂防、地すべり工事及び急傾斜地崩壊防止施設工事にあつて、次に掲げる工事 堰堤工、流路工、山腹工、抑制工、抑止工、床固工、落石なだれ防止工、集水井工、集排水井ボーリング工、排水トンネル工及びこれらに類する工事	道路維持工事	道路にあつて、次に掲げる工事 1. 管理を目的とした維持的工事 2. 道路附属物塗替工、防雪柵設置撤去工 ^{※1} 、トンネル漏水防止工、トンネル内装工(供用トンネル)、路面切削工、路面工、法面工等の維持・補修 ^{※2} に関する工事 3. 道路標識 ^{※1} 、道路情報施設、電気通信設備、防護柵 ^{※1} 、樹木等及び区画線等の設置 4. 除草、除雪、清掃及び植栽等の緑地管理に関する作業 5. 1、2、3及び4に類する工事 ※1：局部的新設、復旧・更新を主とする場合に適用 ※2：法面工の補修については局部的な場合に適用	河川維持工事	河川維持工事(河川高潮対策区間の工事を含む)にあつて、次に掲げる工事 1. 管理を目的とした維持的工事 2. 堤防天端・法面等の補修工事 3. 標識、境界杭、防護柵及び駒止め等の設置 4. 道路における電気通信設備以外の当該設備工事 5. 河川の伐開、除草、清掃、芝養生、水面清掃等の作業 6. 1、2、3、4及び5に類する工事	下水道工事	(1) 下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による管渠工事 (2) 下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による管渠工事 (3) 下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 ポンプ場工事、処理場工事及びこれらに類する土木工事(機械設備、電気設備、建築・建築設備は除く)	公園工事	公園及び緑地の造成整備に関する工事にあつて、次に掲げる工事 敷地造成工、園路広場工、植樹工、除草工、芝付工、花壇工、日陰柵工、ベンチ工、池工、遊戯施設工、運動施設工、標識工及びこれらに類する工事	コンクリートダム工事	コンクリートダム本体を主体とする工事	フィルダム工事	フィルタイプでダム本体を主体とする工事	電線共同溝工事	電線共同溝に関する工事	情報ボックス工事	情報ボックスに関する工事(耐火防護も含む)
	工種区分	工 種 内 容																																																				
	舗装工事	舗装の新設、修繕工事にあつて、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事 ただし、小規模（パッチング等）な工事で施工箇所が点在する工事は除く																																																				
	共同溝等工	(1) 共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場、地下横断歩道等)にあつて、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 (2) 共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場、地下横断歩道等)にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法による工事																																																				
	トンネル工事	トンネルに関する工事にあつて、次に掲げる工事 1. トンネル工事 2. 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし、本体工を完成後別件で照明設備、舗装、側溝等を発注する場合、又は併用開始後の照明設備、吹付け、舗装、修繕工事等は除く																																																				
	砂防・地すべり等工事	砂防、地すべり工事及び急傾斜地崩壊防止施設工事にあつて、次に掲げる工事 堰堤工、流路工、山腹工、抑制工、抑止工、床固工、落石なだれ防止工、集水井工、集排水井ボーリング工、排水トンネル工及びこれらに類する工事																																																				
	道路維持工事	道路にあつて、次に掲げる工事 1. 管理を目的とした維持的工事 2. 道路附属物塗替工、防雪柵設置撤去工 ^{※1} 、トンネル漏水防止工、トンネル内装工(供用トンネル)、路面切削工、路面工、法面工等の維持・補修 ^{※2} に関する工事 3. 道路標識 ^{※1} 、道路情報施設、電気通信設備、防護柵 ^{※1} 、樹木等及び区画線等の設置 4. 除草、除雪、清掃及び植栽等の緑地管理に関する作業 5. 1、2、3及び4に類する工事 ※1：局部的新設、復旧・更新を主とする場合に適用 ※2：法面工の補修については局部的な場合に適用																																																				
	河川維持工事	河川維持工事(河川高潮対策区間の工事を含む)にあつて、次に掲げる工事 1. 管理を目的とした維持的工事 2. 堤防天端・法面等の補修工事 3. 標識、境界杭、防護柵及び駒止め等の設置 4. 道路における電気通信設備以外の当該設備工事 5. 河川の伐開、除草、清掃、芝養生、水面清掃等の作業 6. 1、2、3、4及び5に類する工事																																																				
	下水道工事	(1) 下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による管渠工事 (2) 下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による管渠工事 (3) 下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 ポンプ場工事、処理場工事及びこれらに類する工事																																																				
	公園工事	公園及び緑地の造成整備に関する工事にあつて、次に掲げる工事 敷地造成工、園路広場工、植樹工、除草工、芝付工、花壇工、日陰柵工、ベンチ工、池工、遊戯施設工、運動施設工、標識工及びこれらに類する工事																																																				
	コンクリートダム工事	コンクリートダム本体を主体とする工事																																																				
	フィルダム工事	フィルタイプでダム本体を主体とする工事																																																				
	電線共同溝工事	電線共同溝に関する工事																																																				
	情報ボックス工事	情報ボックスに関する工事(耐火防護も含む)																																																				
工種区分	工 種 内 容																																																					
舗装工事	舗装の新設、修繕工事にあつて、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事 ただし、小規模（パッチング等）な工事で施工箇所が点在する工事は除く																																																					
共同溝等工	(1) 共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場、地下横断歩道等)にあつて、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 (2) 共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場、地下横断歩道等)にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法による工事																																																					
トンネル工事	トンネルに関する工事にあつて、次に掲げる工事 1. トンネル工事 2. 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし、本体工を完成後別件で照明設備、舗装、側溝等を発注する場合、又は併用開始後の照明設備、吹付け、舗装、修繕工事等は除く																																																					
砂防・地すべり等工事	砂防、地すべり工事及び急傾斜地崩壊防止施設工事にあつて、次に掲げる工事 堰堤工、流路工、山腹工、抑制工、抑止工、床固工、落石なだれ防止工、集水井工、集排水井ボーリング工、排水トンネル工及びこれらに類する工事																																																					
道路維持工事	道路にあつて、次に掲げる工事 1. 管理を目的とした維持的工事 2. 道路附属物塗替工、防雪柵設置撤去工 ^{※1} 、トンネル漏水防止工、トンネル内装工(供用トンネル)、路面切削工、路面工、法面工等の維持・補修 ^{※2} に関する工事 3. 道路標識 ^{※1} 、道路情報施設、電気通信設備、防護柵 ^{※1} 、樹木等及び区画線等の設置 4. 除草、除雪、清掃及び植栽等の緑地管理に関する作業 5. 1、2、3及び4に類する工事 ※1：局部的新設、復旧・更新を主とする場合に適用 ※2：法面工の補修については局部的な場合に適用																																																					
河川維持工事	河川維持工事(河川高潮対策区間の工事を含む)にあつて、次に掲げる工事 1. 管理を目的とした維持的工事 2. 堤防天端・法面等の補修工事 3. 標識、境界杭、防護柵及び駒止め等の設置 4. 道路における電気通信設備以外の当該設備工事 5. 河川の伐開、除草、清掃、芝養生、水面清掃等の作業 6. 1、2、3、4及び5に類する工事																																																					
下水道工事	(1) 下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による管渠工事 (2) 下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による管渠工事 (3) 下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 ポンプ場工事、処理場工事及びこれらに類する土木工事(機械設備、電気設備、建築・建築設備は除く)																																																					
公園工事	公園及び緑地の造成整備に関する工事にあつて、次に掲げる工事 敷地造成工、園路広場工、植樹工、除草工、芝付工、花壇工、日陰柵工、ベンチ工、池工、遊戯施設工、運動施設工、標識工及びこれらに類する工事																																																					
コンクリートダム工事	コンクリートダム本体を主体とする工事																																																					
フィルダム工事	フィルタイプでダム本体を主体とする工事																																																					
電線共同溝工事	電線共同溝に関する工事																																																					
情報ボックス工事	情報ボックスに関する工事(耐火防護も含む)																																																					

平成30年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】平成31年4月26日

ページ	改定前（平成31年4月30日まで適用）	改定後（平成31年5月1日以降適用）
第10編 下水道	<p style="text-align: center;">第10編 下水道</p> <p>[1] 適用基準 下水道用設計標準歩掛表 第1巻管路、第2巻ポンプ場・処理場 による。</p> <p>[2] 運用基準 なし</p> <p>[3] 独自基準 (下水道用設計標準歩掛表 第1巻管路を適用する場合) 総則については、「建設工事積算基準第I編総則」によるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第10編 下水道</p> <p>[1] 適用基準 下水道用設計標準歩掛表 第1巻管路、第2巻ポンプ場・処理場 による。</p> <p>[2] 運用基準 なし</p> <p>[3] 独自基準</p> <p>① 総則 下水道用設計標準歩掛表 第1巻管路及び第2巻ポンプ場・処理場施設（土木）編を適用する場合の総則は、「建設工事積算基準第I編総則」によるものとする。 下水道用設計標準歩掛表 第2巻ポンプ場・処理場施設（機械設備）編、（電気設備）編、（建築・建築設備）編を適用する場合の総則は、下水道用設計標準歩掛表 第2巻ポンプ場・処理場施設各編によるものとする。</p>